

平成 22 年 第 1 回

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 10 日 )  
( 第 14 号 )

第  
14  
号  
6  
月  
10  
日



平成22年第1回

# 三重県議会定例会会議録

## 第14号

○平成22年6月10日（木曜日）

---

### 議事日程（第14号）

平成22年6月10日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第86号から議案第107号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第86号から議案第107号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	長 田	隆 尚
2	番	津 村	衛
3	番	森 野	真 治
4	番	水 谷	正 美
5	番	杉 本	熊 野
6	番	村 林	聡
7	番	小 林	正 人
8	番	奥 野	英 介

9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三	千宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇	喜雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史

38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	西塚	宗郎
44	番	萩野	虔一
45	番	永田	正巳
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
49	番	萩原	量吉
50	番	藤田	正美
欠席議員 1名			
27	番	前田	剛志
(51	番	欠	員)
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大森	秀俊
書記(事務局次長)	高沖	秀宣
書記(議事課長)	原田	孝夫
書記(議事課副課長)	米田	昌司
書記(議事課主幹)	加藤	元
書記(議事課主査)	竹之内	伸幸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	野呂	昭彦
----	----	----

副 知 事  
副 知 事  
政 策 部 長  
総 務 部 長  
防災危機管理部長  
生活・文化部長  
健康福祉部長  
環境森林部長  
農水商工部長  
県土整備部長  
政 策 部 理 事  
政策部東紀州対策局長  
政 策 部 理 事  
健康福祉部理事  
健康福祉部こども局長  
環境森林部理事  
農水商工部理事  
農水商工部観光局長  
県土整備部理事  
企 業 庁 長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長  
教 育 長

公安委員会委員  
警 察 本 部 長

安 田 敏 春  
江 畑 賢 治  
小 林 清 人  
植 田 隆  
東 地 隆 司  
山 口 和 夫  
真 伏 秀 樹  
辰 己 清 和  
渡 邊 信一郎  
北 川 貴 志  
梶 田 郁 郎  
小 林 潔  
藤 本 和 弘  
浜 中 洋 行  
太 田 栄 子  
岡 本 道 和  
林 敏 一  
長 野 守  
廣 田 実  
高 杉 晴 文  
南 清  
山 本 浩 和

牛 場 まり子  
向 井 正 治

西 本 健 郎  
河 合 潔

代表監査委員  
監査委員事務局長

植田 十志夫  
長谷川 智雄

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯田 俊司  
堀木 稔生

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小 西 正 史

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第90号から議案第92号まで、議案第98号及び議案第99号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、6月7日までに受理いたしました請願4件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況はお手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

---

人 委 第45号  
平成22年6月8日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成22年6月7日付け三議第43号でお尋ねのありました下記の議案に対する  
本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第90号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 議案第91号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第92号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第98号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第99号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案

別 紙

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対す

る人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正にかんがみ、所要の規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 (6月) 分)

生活文化環境森林常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 68	<p>(件 名)</p> <p>「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>選択的夫婦別姓の導入をふくむ民法改正は、長く待ち望む女性たちの願いである。</p> <p>世界でも法律で夫婦同姓を強制している国は日本だけとなり、多くの女性たちが、改姓や通称使用、事実婚などによる不利益・不都合を日々強いられている。希望する人が選択できる民法改正の1日も早い実現が待たれている。</p> <p>法制審議会は、1996年に民法改正要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度の導入をはじめ、婚外子の相続差別の廃止、婚姻最低年齢の男女差や女性のみでの再婚禁止期間の解消、再婚禁止期間の短縮などを求めたにもかかわらず、14年の長きにわたって実現をみていない。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し民法の差別的条項の撤廃を繰り返し求め、2009年8月には、最優先課題として民法改正を実施し、2年以内の報告を行うよう、きびしく勧告をした。</p> <p>地方自治法99条の規定にもとづき、民法改正の早期</p>	<p>津市寿町7-50 新日本婦人の会三重県本部 会長 西川 委久代</p> <p>(紹介議員) 真 弓 俊 郎 萩 原 量 吉</p>	22年1回

<p>実現を求める意見書を提出されることを強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「選択的夫婦別姓導入など民法改正の早期実現を求める意見書」を国に提出すること</p>		
---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請69	<p>(件名) 脳脊髄液減少症の医療推進を求めることについて</p> <p>(要旨) 脳脊髄液減少症は、脳脊髄液が漏れることで引き起こされ、頭痛や全身倦怠感などさまざまな症状があらわれるものとされている。 この病気については、確立された診断・治療法がなく、近年、有効な治療法として、患者自身の血液を患部に注入して脳脊髄液の漏れをとめるブラッドパッチ療法が実施されているが、医療保険の適用対象外であり、また、病気に対する一般的な認知度の低さから、患者及び家族にとって経済的・精神的に大きな負担となっているため、治療法の確立を含めた早急な対応が必要である。 よって、脳脊髄液減少症の治療などを推進するため、下記の事項を実現していただくよう国に対する意見書の提出を要望する。</p> <p>(理由) 交通事故やスポーツによる外傷などで髄液が漏れることで発症する脳脊髄液減少症は、子供からお年寄りまで、誰でもなり得る病気である。 この病気は様々な症状（不定愁訴）に襲われるために、日常生活に支障をきたす。 しかし、一般的な認知度が低い為、病気であるのに怠慢等の批判を受け、苦しんでいる患者も多くいる。 脳脊髄液減少症については、検査までは保険適用であるが、実際の治療法である、ブラッドパッチ療法は、未だに保険適用されていない為、高額な治療費により経済面でも大変厳しい状況下にある。 こうしたことから、国に対する意見書の提出を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 脳脊髄液減少症の治療法の研究促進と保険適用。</p>	<p>四日市市下之宮町330-1 ファミリー富田902号 脳脊髄液減少症ネットワーク ひまわりの会 三重県支部 代表者 原田 玲子</p> <p>(紹介議員) 長 田 隆 尚 水 谷 正 美 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年1回

	<p>2 交通事故による脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ）の自動車損害責任保険の適用。</p> <p>3 交通事故による脳脊髄液減少症患者（鞭打ち症患者等）の実態調査を早急に実施し、相談および支援体制の確立。</p> <p>4 脳脊髄液減少症について、教育現場における病気に対する周知徹底を要望。長期欠席児童・生徒の学習支援体制の確立。</p> <p>5 治療には、保険適用がなされないため、経済面での負担が多く大変厳しい現状を踏まえ、安心して治療が受けられるように災害共済給付制度の対象に加えること。</p>		
<p>請 70</p>	<p>(件名) 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され、接種が始まった。子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発症率が一番高いがんで、年間15,000人以上が発症し、約3,500人が命を落としている。その原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんである。</p> <p>HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチンの対象となる。皮下注射による3回の接種で4万円～6万円の全額が自己負担となり、公的援助が不可欠である。合わせて、自分の体と性について正しい知識を得る機会とするため、この間、後退させられた学校での性教育を強めることが必要である。このことが、女性の生涯にわたる「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を保障することにつながる。</p> <p>すでに世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国約30カ国で公費助成が行われている。日本でも自治体が独自の助成を開始し、日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11～14歳の女子に公費負担で接種するよう求めている。</p> <p>よって貴県議会におかれては、政府に対して、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するための意見書を提出していただくよう強く要望する。</p> <p>記</p> <p>1 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予</p>	<p>津市寿町7-50 新日本婦人の会 三重県本部 会長 西川 委久代</p> <p>伊勢市勢田町103-33 池田 ミチ子</p> <p>(紹介議員)</p> <p>長 田 隆 尚 水 谷 正 美 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	<p>22年1回</p>

	<p>防ワクチンの推進を図るために接種への助成を行うこと。</p> <p>2 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。</p>		
請 71	<p>(件名) 県民が安心できる救急医療体制(特に小児救急医療)の実現を求めることについて</p> <p>(要旨) 私は、4人の子を持つ亀山市在住の主婦である。今回は、わが子の事故の経験から、今の三重県の救急医療、特に子どもの救急医療に対して、大きな不安を感じるとともに、このような現実を知っていただきたいと思い筆をとった。 今年2月16日午後3時頃、津市の中心街で、息子が、目を離したすきに道路へ飛び出し、車にはねられ左足を骨折し、頭を打っている恐れもあった。 119番の後、救急車が到着し、受け入れ病院を探してくれたが10件すべて断られ、平日の昼間にもかかわらず、引き受けてくれる病院はなかった。私は、痛みで泣き叫ぶわが子にどうしてあげることもできず、「どうしてこのようなことになるのか。」と悲しみていっぱいだった。 結局、津市では受け入れ先がなく、私は、友人に電話で相談し、地元亀山市の個人病院に依頼し、救急車から自分の車に乗せ変え、40分かけて亀山まで連れて行った。しかし、そこでは手術ができないため、医師の紹介で鈴鹿回生病院へ転送、入院した時には、事故から3時間が経っていた。回生病院の看護師の方は「今は医師の不足で、どんなに重症でも受け入れられない時がある。謝るしかない状況である。」と言われていた。平日の昼間にもかかわらず、わが子のような子どもが、総合病院で受け入れを断られたら、どうすればいいのか。 幸いわが子は頭の異常はなく、左足骨折だけですんだ。しかし、もっと重症のケースであれば命を落としていたのではないかと思うと恐ろしくなった。私は、これから、他の方々も含めてこのような目に合う人がないようにと心から願う。 よって県においては、県民が安心できる救急医療、特に小児の救急医療体制をぜひとも検討していただくようお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県民が安心できる救急医療、特に小児の救急医療</p>	<p>亀山市みずほ台14-92 安部 恵美子</p> <p>(紹介議員) 長 田 隆 尚 水 谷 正 美 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年1回

	<p>体制をぜひとも整備していただきたい。</p> <p>2 救急搬送において、救急隊が、患者の受け入れ先を迅速に決めることができるルール作りやシステムの構築を進めていただきたい。</p> <p>3 救急車の安易な利用が増えていると聞く。そのため、本来必要としているときに救急車が出動できないようなことがあってはならない。そこで、市町とも連携しながら、県民や市民に対して、救急車の適切な利用を呼びかける具体的な方策を検討していただきたい。</p>		
--	---	--	--

## 質 問

○議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○9番（中川康洋） 皆さん、おはようございます。

議会も6月からクールビズになりまして、私も今日はノーネクタイでこの議場に臨ませていただいております。地球温暖化対策推進議員の一人として、これからも低炭素社会の実現に向け頑張ってまいりたいと考えております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに、「環境にやさしい公明党」と題して、今年も目前に迫りましたクールアースデーの本県の取組について伺います。

このクールアースデーの取組につきましては、平成20年6月に、私どもの公明党三重県本部青年局が地球温暖化防止に向けた県民運動の推進を求める要望書を知事に提出させていただくとともに、平成21年の第1回定例会において、私どもの今井議員がこの議場で質問をさせていただいておりますが、これは平成20年7月に北海道で開催をされました洞爺湖サミットをきっかけに、このサミット開催初日である7月7日をクールアースデーと宣言するとともに、地球温暖化防止に向けた具体的かつ国民的な運動を毎年この時期に行っていくと決定をされたものでございます。

具体的には、6月21日の夏至の日や特に7月7日、七夕の日を中心にライトダウン運動とのネーミングのもと、県をはじめ多くの公共施設や民間施設

において、夜8時から10時までの間照明を消し、地球温暖化防止並びに低炭素社会実現をおのおのが考えるきっかけとする運動が行われております。

そこで伺いますが、今年で3年目を迎えましたこのクールアースデー、この運動は先ほども述べましたとおり、県民一人ひとりが地球温暖化の防止並びに低炭素社会の実現に向け、その必要性と重要性を考える大変よい機会であると思いますが、県並びに県内諸施設での本年の取組及びそれらに向けた啓発活動についてお答えください。よろしく願いいたします。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） クールアースデー7月7日の取組でございますが、県では国のクールアースデー、この取組に合わせまして平成20年度から三重県地球温暖化防止／ライトダウン運動、これを実施しておりまして、県民をはじめ企業や市町、教育委員会等に対しまして事業所、施設におけるライトダウン、あるいは家庭の不要な照明の消灯を呼びかけておるところでございます。

このクールアースデーに参加する県内の企業の数は、あるいは施設の数、平成20年度に295施設、平成21年度には427施設が環境省のほうで設けておりますホームページにエントリーされ、公表されておるところでございます。

七夕の夜に明かりを消して、星を見ながら地球の声に耳をすませてみるというような試みは、県民一人ひとりが地球環境を考える、あるいは温暖化対策を実践するという意味で一つのきっかけになるというふうに考えております。今年度も引き続きラジオで呼びかけたり、あるいは報道機関への資料提供などによりまして幅広く周知を行い、クールアースデーへの参加を広げていきたいと、このように考えております。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

先ほどお話がありましたとおり、このクールアースデー並びにライトダウン運動というのは、いわゆる低炭素社会実現に向けてそれを考える、さらには、県民一人ひとりがそれを実践するきっかけとして、非常に大事な取組で

あるというふうに思っております。この取組だけをすればいいというのではなくて、やはりそれに基づいた様々な環境対策等、また環境に対する運動というのはあると思いますが、その象徴的な一つとして、このライトダウン運動というのはきっかけになるのではないかなというふうに思います。

一昨年、また昨年の参加企業、団体数の報告をいただきましたけれども、本年この環境省のライトダウン運動のキャンペーン参加登録団体、三重県は、6月7日の段階での資料しかありませんけれども、今のところ79件と、少し少ないのかなというふうに思っております。この運動というのは、末永く行っていくことが肝要であると思いますので、こういったところへの登録呼びかけ、さらに啓発というのを県としても積極的に行っていただければなというふうに思っております。

ちなみに、このライトダウン参加運動の登録をしておるところで、津市とか桑名市、鈴鹿市といういわゆる市単位、さらには観光協会単位で登録をされておるところもありますので、幅広い啓発を今後ともお願いをし、そして6月21日、さらには7月7日に県内の諸施設がライトダウンをする中で、県民一人ひとりが環境についての思いをはせる、そういった機会にさせていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、「いのちを守る公明党」と題しまして、具体的には子宮頸がん予防ワクチンの普及・推進についてお伺いをいたします。

この質問に関しては、私は昨年の6月議会において、女性特有の乳がんとともに、この子宮頸がんの早期発見及び検診率の向上についての質問をさせていただくとともに、12月の議会では、この子宮頸がん予防ワクチン普及のための公費助成制度の仕組みづくりについて質問をさせていただいたところでありました。そこで、今回は少し視点を変え、子宮頸がん及び子宮頸がん予防ワクチンの県民への正しい知識の普及・啓発及びこのワクチンの接種率を上げるための具体的方策の検討について提案をさせていただきます。

皆様既に御存じのとおり、この女性特有の子宮頸がんについては、その発

症を予防するワクチンが、昨年の10月16日に国において承認をされ、既に医療機関においてその接種が実施されているところであります。また、このがんはほかのがんとは違い、原因も予防方法も明らかのため、検診とワクチンの両輪が整うことでほぼ100%予防ができる唯一のがんです。

今回公明党は、国においてこの子宮頸がんを予防するための施策、具体的には予防ワクチン接種の実施推進とがん検診の推進及びその実施費用に対する全額公費負担の仕組みなどを盛り込んだ、子宮頸がん予防法案を5月31日に提出いたしました。ぜひとも各党賛同の中、早期に成立ができればというふうに考えております。今回のこの法案の中には、これら全額公費負担の仕組みとともに、国民に対しての子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に対する正しい知識の普及及びその意識の啓発についても書き込まれております。

確かに、今般このワクチンが承認され、医療機関においてその接種が可能になったとはいえ、ワクチンそのものの有効性や必要性が正しく理解されていなければ、このワクチン接種が広がることは決してありません。また、このワクチンの接種が最も有効とされている対象は、11歳から14歳の女子であるため、特にその対象年齢の子ども及びその親に対してこのワクチンの正しい知識及びその有効性や重要性を普及・啓発していくことは、今後大変重要であると考えます。

そこで伺いますが、県としてはこの子宮頸がん及び子宮頸がん予防ワクチンに関する正しい知識の普及及びその啓発について、市町や各教育機関とも連携を図りながら今後どのように進めていこうと考えているのか、お聞かせください。

次に、この予防ワクチンの接種率を上げるための具体的な方策の検討についてであります。この件については、既に全国の幾つかの自治体においてその接種費用の一部、あるいは全部を負担する公費助成制度が実施されているところ。三重県でも、この公費負担を検討しておる市町があるというふうにも聞き及んでおります。

そのような中、栃木県の大田原市では、若年層の罹患が増加傾向にある子

宮頸がんを防ぐとの思いから、市内の小学校6年生の女子児童を対象に全額公費負担で学校での集団接種を行うことを決定し、先月対象児童のうちその95.83%に当たる希望者全員に対してワクチンの接種が実施されました。

ワクチン接種を受けた子どもたちからは、「がんになるのは嫌なので注射してよかった」、「思ったより痛くなかった」などの意見が聞かれたのと同時に、子宮頸がんに詳しい自治医科大学の鈴木光明教授は、「多くの子どもたちに接種を行うには学校での集団接種が有効で、大田原市の取組は画期的だ。子宮頸がんになる人を減らすためには、検診の普及とあわせて安全面の配慮をした上で学校での集団接種を考えていく必要がある。」とコメントを寄せています。ちなみに、この学校での集団接種については、青森県の西目屋村でも全額公費負担での実施が決定をし、関係予算が6月議会上に上程されるということです。

そこで伺いますが、私はこの子宮頸がん予防ワクチンの普及により、一人でも多くのとうい命を守るためには、自治体での公費助成とともに、学校での集団接種は一つの有効な方策であると考えます。そこで、私は、この件についてはまずは県が中心となりながら、予防接種行政の主体であります市町とともに、学校での集団接種も含めた接種率向上のための検討の場を設けてはいかがかと提案をいたしますが、どうでしょうか。この2点に関しまして御答弁を願います。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（真伏秀樹） 子宮頸がんの件について御答弁を申し上げたいと思います。

まず接種の重要性でございますとか、PRについてでございますけれども、議員の御指摘にありましたように、このがんにつきましては、ワクチンの接種と定期的ながん検診によりましてその多くが予防可能と言われているところでございます。私どもは平成20年度に策定をいたしております、がん対策戦略プランにおきましても、地域や学校などとの連携によりましてがん予防及び早期発見についての啓発を推進するというふうになっております。

これまでも県では市町とも連携を図りながら、乳がん検診のマンモグラフィの無料体験ですとか講演会の開催など、がん検診の重要性でございすとか、がんに関する正しい知識などについての普及啓発を行ってきたところでございます。平成22年度におきましても、がん検診、それからワクチンに関する普及啓発についての開催ですとか場所等については、現在市町と調整しながら開催等の準備をいたしておるところでございます。

また、昨年度から女性特有のがん検診事業ということで、無料クーポンの配付等も行われておりますので、この事業については22年度も実施をされるんですけれども、21年度の実施の状況等もいろいろ見せていただいて、対策等についても考えていきたいと思っております。また、市町におけます子宮がん検診の管理状況についても、今調査をしておりますので、そういうことも踏まえて対策等についてもいろいろ検討してまいりたいと思っております。

それと、もう1点、接種率の向上に向けた取組でございすけれども、国のほうでは今後子宮頸がんワクチンの接種促進に関する効果的な進め方などについて検討が行われるというふうに聞いております。

また、子宮頸がんワクチンを含めまして、ワクチン全般に関しまして、公衆衛生政策におけます予防接種の位置づけについても明確にした上で、ワクチン等に対する評価を踏まえて、予防接種への位置づけ等についても議論が行われるというふうに聞いております。県といたしましても、こうした国におけます議論の動向も注視いたしながら、市町とともに子宮頸がんワクチンの普及ですとか、接種についての適切な対応について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

このがんに関しましては、平成20年度からのがん対策戦略プランに基づいて、たしか5カ年の計画だったと思いたすけれども、検診率を上げる、さらには、このがんにかかる人を減らす、もって命を救うという方向が示されて

いるというふうに思います。

私は以前から申し上げておりますけれども、このがん対策というのは、検診と医療機関における様々な治療の向上を図ること。また、それにあわせて今回のこの子宮頸がんというのは、ワクチンの接種により未然にその発症を防ぐことができるという意味においては、ほかのがんとはまた違う一面があるのではないかなというふうに思っております。

この子宮頸がんに関しましては、ウイルスに罹患をするわけですが、女性がその一生の中で多くの方が、約70%近くの方が一度は罹患をすると言われております。しかし、そのほとんどは1年ぐらいでそのウイルスは消滅をしていくと。しかし、結果的に一部そのウイルスが残る中で発症される方が多いというふうに言われております。

この運動に取り組んでおります仁科亜希子さんという女優の方がおられますけれども、その方が感想の中で、自分自身子宮頸がんにかかって、そして、その治療、特に抗がん剤治療等をしたわけですが、その治療中というのは大変につらい思いであったと。さらには、一たん完治したとしても、常に再発のおそれを感じながら生活していかなければいけないと。特に女性は子どもを産み育てるという状況もあると思います、すべてではありませんけれども、そういった中で、仁科さんはあと10年でも長く生きたいという思いを持ちながら、子宮頸がんの治療を行ってきたというコメントを寄せられております。そういう思いの国民を出したくないという思いをあわせておっしゃられておりました。

このワクチンを接種することによって、このワクチンは約20年間効果があるというふうに言われておりますので、その部分を広く普及啓発をしていくということは、非常に大事なことであるというふうに思っております。このことが大事であっても、県民の方にそこに対する意識がなければ意味がないわけなんです。

それと、残念ながら今このワクチンの接種に関しては、大変高額な費用がかかります。一部公費負担という流れもあり、一日も早くその実現を図って

いただきたい。それは国であろうが、地方であろうが、私はどこでもいいというふうに思いますけれども、それ以前にやはり広く周知を図っていただきたいというふうに思います。

大体小学校6年生とか中学校1年生、このあたりでワクチンの接種をすることが大事だというふうに言われております。例えば中学校の入学のお祝いとか、誕生日のときに携帯電話とかブランドのバックをプレゼントすることも大事なと思いますけれども、時にはその子の将来のことを考えて、お父さんやお母さんがこのワクチンの接種をプレゼントする、そんなことがあってもいいのかなというふうに私は思っているゆえに、広く周知啓発をお願いしたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

最後に、「改革を進める公明党」と題しまして、非常勤の行政委員会委員の報酬についてお伺いをいたします。

この内容については、平成21年の3月議会の議案質疑でも一度質問をさせていただいておりますが、ここで少しおさらいをさせていただきます。本県の非常勤の行政委員は、他の都道府県とほぼ同様に教育委員会委員、選挙管理委員会委員、人事委員会委員など九つの委員会委員があり、その報酬についてはすべて月額での報酬になっております。

私は、当時の議案質疑において、この行政委員の報酬についてはその根拠条例の原則から見て妥当なのか、また、当時大津地裁において出された「一部の行政委員については、月額報酬は違法」との判決をどう評価するのか。さらには、その地裁判決と前後する形で、神奈川県及び北海道において、それぞれの知事から行政委員の全部、または一部の報酬を月額から日額に改めるとの表明があったことなどから考えて、本県もこの報酬のあり方について何らかの検討をすべきではないかとの質問をさせていただきました。

当時の総務部長からは、今後の裁判の動向や他府県の状況などを踏まえながら、関係部局とも協議の上、今後も適切な支給に努めてまいりたいとの答えでありました。その後1年以上が経過する中で、この非常勤の行政委員の

報酬のあり方については、大きく状況が変わってまいりました。

その一つは、先々月4月27日に大阪高裁において出された控訴審判決であります。大阪高裁は、その判決において、「滋賀県の選挙管理委員会委員長以外の行政委員の月額報酬はすべて違法」との判断を示しました。

また、二つ目には、最近の全国知事会の動向が上げられます。昨年12月17日に発表をされました、全国知事会行政改革プロジェクトチームの資料によりますと、現在このプロジェクトチームでは公務員制度改革など、今後具体的に取組を進める14の行政改革テーマが具体的に明記されており、その取組の一つとして、その11番目に行政委員会の報酬の見直しが上げられております。現在鋭意検討されていることと思いますが、この検討結果については今年の7月ごろにも取りまとめがなされ、その内容が報告、公表されるとも伺っております。

また、三つ目には、最近の、特に今年度に入ってから各都道府県での報酬額の状況であります。少し調べましたところ、平成22年4月1日現在、何らかの行政委員を日額としている都道府県は、47都道府県中既に21団体あります。また、そのうち今年4月1日に日額制を導入した団体は神奈川県、静岡県をはじめ9団体でございます。また、同じく4月1日に日額と月額のいわゆる併用制を採用した団体は、青森県と熊本県の2団体であります。また、それらとは別に、月額ではありますが、その額の改正を行った県が1団体、高知県でありました。ちなみに、本県は、さきにも述べましたとおり9委員会すべて月額支給であり、現在まで改正は行っておりません。

以上3点にわたって現在の取り巻く状況を説明させていただきましたが、大阪高裁の判決、また、知事会の動き、さらには最近の他都道府県の報酬の支給状況から判断した場合、本県もこの非常勤の行政委員の報酬のあり方については、日額制も含めた何らかの検討を行うとともに、そう遅くない時期にしかるべき結論を出す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。担当部長の御答弁を願います。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 行政委員会委員の報酬についてお答えさせていただきます。

行政委員会は、所管する事務を自らの判断と責任において管理執行する権限を有します地方公共団体の執行機関であります。また、行政委員は法により付託されました任務の執行や管理を直接行う地位にありまして、常に責任を負って活動することが求められております。こうしたことから、行政委員の報酬の見直しに当たりましては、単に委員会の開催状況だけではなく、委員会開催日以外の委員活動の実情や執行機関としての職務や職責も考慮する必要があると考えております。

一方、他県におけます日額制導入の状況でありますとか、裁判の動向及び全国知事会での議論等を踏まえることも必要であると考えております。今後それらを参考としつつ、本県の各行政委員会の実情も踏まえまして見直すことといたしまして、必要に応じて日額化も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

大変に短い答弁ではありましたが、中身としては非常に重要な御答弁をいただいたというふうに思っております。様々な今後の動向等を見ながら見直すこととしてまいりたいと。そして、日額制も含めという御答弁をいただきました。

私は、前回も申し上げたんですけれども、すべて九つの行政委員会委員の報酬を日額制にしろというふうには全く思っておりません。先ほどのお話にもありましており、やっぱりその職責、様々な状況、また、その会議に至るまでの資料の収集等も当然あるというふうに思っております。そういったところも含めて、やはり一つ一つを適正に見ていくことによって、適正な状況にしていくことが大事なのかなというふうに思っております。

地方自治法には、基本的にはこの支給に関しては、その出た勤務日数に応

じて支給すると。ただし、条例で決めた場合は月額制にしてもいいよというふうに書かれておるわけですね。そうすると、原則は日額という判断に近いのかなというふうに思っております。けれども、私は全部しろというわけではなくて、様々な今の全国的な状況等を見ながら適切に見直しを行っていたらなというふうに思っております。

私は今日この質問をしながら右側が向けないんですね。どうしても左側に向いてしまうわけでございます。そこは少しお許しをいただきまして、ちょっと右を向いて頭を下げておきたいというふうに思いますが、聖域なき改革ということも大事ななというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

最近の動向で、行政委員会委員ではないですけれども、例えば四日市港管理組合、これも今まで月額報酬がずっと支払われておりました。しかし、県議会並びに市議会からの提案により、また、そのときの四日市港管理組合の議長並びに議員の御努力もあり、今この月額報酬を廃止されて日額の報酬というふうになっております。また、私の出身地であります四日市市においても、教育委員会とか選挙管理委員会の報酬に関しては、日額に今年度から切りかえております。そういった方向等を見据えながらよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

私の資料は、平成20年の活動実績ですけれども、一番多いところで月6.8日ぐらいの勤務日数でありました。今回の大阪高裁も選挙管理委員会の委員長は妥当と出てるんですね。これは月に5日から6日出ておるという判断だったんですね。勤務実態だけで判断するのはどうかと思うんですけれども、そういった約7日に近い委員会もあります。

しかし、残念ながらこの委員会委員というふうにはもう申し上げませんが、平成20年度の実態を見ると、例えば月平均がもう1日を切っておる。0.7日とか0.6日というところもあるわけなんですね。そういったところに関しては、やはり鋭意日額制も含めた見直しを図っていくことが必要なのかなというふうに思っております。

神奈川県並びに北海道、さらには様々な見直しを実施した各都道府県は、どちらかというといわゆる政治判断、知事の判断によってその方向にこの4月1日から見直しを図ったところが多い状況があります。この質問に関しまして、最後に知事の感想を含めた御発言をいただきたいというふうに思います。

○知事（野呂昭彦） 今、最後にまとめられた内容というのは、ほぼ私も感じておるところであります。説明にもありましたように、裁判でもその判決でやはり違法性についての中身の判断が違うということもあります。それから、既にお話がありましたように、各県の対応、あるいは全国自治会でのまとめ方、いろいろありますので、言われた趣旨は私もしっかり理解しておるところでございます。そういう中で三重県として判断をしていきたいと、このように思っております。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

三重県の行政をつかさどる知事からも、ほぼ同じ方向での御意見並びに御答弁をいただいたというふうに思っております。今日はあえていつの時期までに見直しをするんですかということ、主の質問では聞きませんでした。しかし、この7月にも知事会の判断と方向性が出るということを見ると、やはりこれはそう遅くない時期なのかなと。

さらに、予算を伴うものでもございます。ほぼ毎年約1億強の予算がこの委員報酬にはつけられているかというふうに思います。そういった意味におきますと、やはり年度の初め、平成23年の4月1日、これは一つの年度の初めになりますけれども、そのあたりをスタートとするそれまでの見直しというのが一つは大事になってくるのかなというふうに思います。

本日は環境に優しい、さらには命を守る、または改革を進める、そういう姿勢から具体的な質問ではありましたが、その内容を一步前に進めさせていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

以上で公明党を代表いたしましての一般質問を終わります。大変ありがと

うございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

○24番（真弓俊郎） 日本共産党の真弓俊郎でございます。本日はビジュアルに質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、映像から入らせていただきます。こういう写真が映してもらっていますけれども、(写真を示す)これは6日にメッセウイングで行われました、「美し国おこし・三重」の成果発表会の内容です。会場はこのように大盛況でした。休日返上で取り組んでみえる、多くの県職員の皆さんには頭の下がる思いでした。その中でパンフだけ置かれた閑散とした三重の木PRコーナー、その横に人だかりがありまして、何だろうなどと思って見たら、プラランターや花生けなどを手づくりで竹を細工して並べているコーナーがありました。

竹林整備隊、放置された竹林を整備し、産物を販売しているとか。「若いのに偉いですね、大変でしょう」と言ったら、実は彼らは県の職員でした。時間がとれなくてなかなかできませんとこぼしてみえましたが、地域にかかわる県職員の独自の力でこれだけのことができます。地域もろくに知らないプロデューサーに県税をじゃぶじゃぶ注ぎ込んでやる必要がどこにあるんでしょうかというのが私の感想です。実際に県職員の力は大きなものがあると思えます。それを伸ばすことこそ知事の役割ではないかと思えますが、これはイントロの嫌みなので、コメントは要りません。

嫌みついでもう一つ言うと、このような行事こそ箱の中ではなくて、地域に出て行くべきだというふうに感じました。旧街道の宿場とか、お城とか、名松線のレールの上とか、そういうふう地域に打って出て行くべきだと思いますが、次回のときにはぜひとも御参考にしていただきたいと思います。

ここからが質問です。

県の職員の皆さんが県民の願い実現のため一生懸命に努力し、その努力も能力もあることはさきの発表会でも明らかですが、これは、次の写真をお願

いします。(写真を示す)先日まで県立美術館で開催されていたT s u F a m i l y L a n d 浅田政志写真展のチケットを拡大したものです。今回の県政だよりの表紙も飾っています。4月17日から5月30日までで入場者数が1万2573人を数えました。地方の公立美術館の企画で入場者数が1万人を超えるのは大変なことなんです。ちなみに、私の個展でも300人ぐらいなんですから。

数だけではなく、私が驚いたのは家族連れ、それも小さい子を連れた若い家族がいっぱい見に来ていることです。展示されている写真は、家族と一緒に消防隊に扮したり、解体屋になったり、中には送りの場面もありました。息子も嫁もじいちゃんも家族みんなが、真剣に非日常の状況を演じている。見ているとふんわりとした顔がほころびます。この直前に私の一番下の息子が結婚して、新しい家族が増える感動を味わったばかりでナイーブになっていたせいもありますが、それでも子どもたちの笑い声、若い夫婦とお年寄りもここにこしておる、まさに県立美術館として非日常の世界がありました。

そういえば、県立美術館でさきに行われたトリックアートの世界展には、入場者数は2万2577人もの人に来ていただいています。私が行ったときも若いカップルが多くて驚いたものです。ピュアアート中心だった美術館の大きく文化の翼を広げていると感じました。

全国からも注目されるほど県立美術館を中心とした文化の力、知事の言う文化力、これが発信もされていると思うんですが、ところが次のこの表を見ていただければと思います。(パネルを示す)これは美術館の変遷、当初予算の変遷なんです、19年度は25周年で7000万円ありましたが、その次の年は5000万円台にどんと下がって、それで22年も5000万円台になっています。

実際に随分努力をされてみえると思うんですけども、県立美術館、こういう予算が5000万円台では、将来の展示についても随分不安をお持ちになってみえます。済みません。5700万です。5000万台、それが今年も続いています。いまだわけのわからない「美し国おこし・三重」の予算を削ってでも、県立美術館の予算にぜひとも回していただきたいというふうなことをまず知

事にお聞きしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、冒頭「美し国おこし・三重」の取組について、かなり辛口のお話でしたが、先般この発表交流会においてをいただいたのでありますけど、せっかくおいでいただいたのに、実はワールドカフェを午後にやっておりましたけれども、そのときには私はようお顔を拝見できませんでした。実はああいった取組、私はこのワールドカフェの取組なんかは本当にすごいと、こう思いました。県職員も、御指摘がありましたように一生懸命頑張っております。しかし、「美し国おこし・三重」では、さらにいろんな方法を駆使しております、そういう意味では、プロデューサーの役割というのは極めて大きなものがあると思います。ぜひ今度のときにはもっと全体を拝見していただきたいなど、このことをお願い申し上げます。

それから、県立美術館についてでありますけれども、これは昭和57年9月に美術文化の拠点として開館をいたしました。収集だとか、保管だとか、展示だとか、三つの基本的な活動を展開していく核としておるところでございます。いろんな多様な主体とも連携しながら、展覧会であるとか、あるいは教育普及活動等をやってきておるところでございます。

いろいろ御評価をいただいたやつがありますけれども、全体は非常に厳しい財政状況の中にもありますが、三重県にゆかりのある美術を紹介するそういった展覧会でありますとか、あるいは多彩な日本現代の美術をテーマとして展覧すると、こういうふうなことで、県民の多様なニーズに考慮しながら作品等の紹介もしております。

お話にございました先ごろ開催しました浅田政志写真展。これでは作者自らが三重県の産品、この産品も今までとは違って伊勢茶だとか、まんじゅうだとか、ろうそくとかまな板、こういったものも津で生まれ育ったこの作者が地元のこういった産品というのは作者を育てた関連品としてとらえるということで、こういったものの販売も行うということで、単に作品を展示する

だけでなく、入館者がより楽しめるような工夫をやって大変好評であったというふうに聞いております。

御指摘がありましたけれども、財政状況については厳しい状況は今後も続くということが予想されておりますが、三重県としては文化、芸術、生涯学習の振興のために他県の美術館等と連携した事業とか、新たな視点での展覧会等、いろんな工夫をしまして引き続き県民ニーズに対応した美術館の運営を目指してまいりたい、このように考えておるところでございます。一層の御支援をお願い申し上げます。

[24番 真弓俊郎議員登壇]

○24番（真弓俊郎） どういう支援を求めるかというのはよくわからないんですけども、今の知事の言葉の中には、県立美術館の予算も今後は考えてやるぞという含みもあるんだろうと勝手に解釈をして、この件は終わらせてもらいます。

2番目に、高校新規卒業生、この就職対策なんですけれども、厳しい雇用情勢の中、就職先が未決定のまま卒業した若者に再びチャンスをと、県は未就職卒業生人材育成事業を今年から行い、現在100名ほどが県が委託する民間就職支援機関等に雇用され、給与を受けながら研修をしています。「うちからも行っているよ」、「3カ月だけだからね」、どうなのかなという高校側からは期待もしながら不安と、そして、旧担任が追跡調査のため定期的に卒業生と連絡をとらざるを得ない状況に戸惑ってもみえます。

質問の前に、あちこちの職業高校を訪問させていただきました。就職担当の先生にお話を伺いましたが、どの先生も同様に今年のほうが厳しいと口をそろえられました。一昨年はリーマンショックの前に内定、内定は取り消しができないと頑張りました。去年は雇用の問題が大きくクローズアップされ、県を挙げて取り組む中で企業側も頑張って採用した。しかし、今年は大企業の回復ぶりと裏腹に、地元の中小企業は仕事がなく青息吐息の状態が続いています。

このままだと、来年春は勘弁してくれ、数も減らしてくれというふうな企

業からの声が大きくなり出しています。今までのつき合いのある企業だけでは、就職希望者全員の内定など望むべくもないと先生方も頭を抱えています。既に昨年からは先生方全員で企業回りをしたり、ハローワークに2月から一般求人の紹介をしてもらったりと努力を重ねています。しかし、この中で希望もあります。何人かの企業者から今まで大都会に行ってしまう人材がうちにも来てもらえるチャンスだとも言ってもらいました。地元の人材が地元の企業とともに成長するチャンスでもあります。

しかし、この接点を学校現場だけに任せておくのは大変なことだと考えています。県教委としてもハローワークや商工会議所や商工会、地元と各高校との連携をつくり出していただきたい。今までそれぞれの学校は、つながりを持って行っているんですが、一堂にハローワークや商工会議所や企業なんかを集めて一遍にやるという、そんなやり方では本来のニーズにこたえることはできないし、それぞれの学校に合った、きめ細かな対応を行うのが教育委員会の役割だと思うので、あえて教育長にお聞きしたいと考えています。

〔向井正治教育長登壇〕

**○教育長（向井正治）** 平成22年度も昨年度に引き続きまして厳しい雇用状況が想定されております。このことから、県教育委員会といたしましては、高校卒業予定者の就職対策につきましては、昨年度以上に充実を図りたいと考えております。具体的には、年度当初から就職支援相談員を4名雇用いたしまして高校に配置いたしております。これは年間を通じまして、進路相談と相談結果に基づいた求人開拓を行うものでございます。

二つ目には、4月から7月にかけては就職情報交換会を開催します。10月から12月にかけては合同就職面接会を開催いたします。その際には、商工会議所連合会やハローワーク等と連携を図ってまいります。加えまして、本年度は新たにキャリア教育推進地域連携会議を県内7地域に設置いたしまして、早期から職業観の育成などについて協議をいたします。

この会議は、ハローワーク、経済団体、企業、学校関係者等がネットワークを構築することによりまして、就職におけるミスマッチなどの課題に対応

していくものでございます。この会議の協議内容を活用するために、就労支援総合マネジャー6人を5月から高校に配置いたしております。これは会議で得ました情報を活用して求人開拓を行いまして、求人情報を学校に提供していくものでございます。

さらに、市町と連携した取組といたしましては、企業セミナーを7月に開催いたします。これは高校生が企業を知ることにより、職業意識を高める機会とするものでございます。今後も就職を希望する高校生一人ひとりの進路実現が図られるよう、ハローワーク、経済団体等関係機関とより一層連携を密にして就職対策に取り組んでまいります。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

○24番（真弓俊郎） ぜひとも進めていただきたいと思うんですが、私がお聞きしたのはきめ細かなというふうな内容も含んでおります。例えば各学校へ調査が来ます。ハローワークからも来る。県からも来る。ちょっと項目が違うだけで、同じようなことを担任の先生や就職担当の先生はだっと書かなきゃいけない。本来だったら教育委員会がそういうような調査はまとめて、これでどうですかという形で各学校に調査を求めるとというのが、本来のきめ細かなやり方だと思うので、この就職相談にしてもそこら辺を加味してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、もう時間がないので焦っているんですけども、三つ目、河川改修の話です。2009年第1回定例会で、この近くの安濃川にたまった土砂に草が生え、木が茂り、竹が繁茂する写真を示して改修を求めました。これについては、河川の立ち木の伐採を進めていただいています。現住民を代表してお礼を申し上げます。

しかし、その後もあちこちで河川改修の声を聞いています。ほとんどが河床の土砂の掘削です。川にたまった土砂を取り除いてくれ、川の真ん中に盛り上がった土砂の固まり、自分の血管にたまったコレステロール以上に住む人に洪水の負担を与えます。

県にどれぐらい河床掘削の要望があるのか教えてとお願いしたら、全部は

すごい数になるのではというので津建設管内だけになりました。これがその表であります。(パネルを示す)一番下にある田中川、これはもう河芸にあるほとんど真っすぐな川ですが、土砂がたまって草ぼうぼうの典型的なものです。こんなにあるんですが、この中には私たちが岩田川の下流域でのヘドロの回収を求めて運動を行っていたんですが、そのヘドロ除去は全く出ていません。

次の写真はこの皮肉なやつですが、この写真です。(写真を示す)これは天神川、久居の池から流れてくるところですが、真ん中、川のだ真ん中にコンクリートや石の固まりが放置されています。地元からも要望があるので、これぐらいのものはすぐにでも撤去できると思いますが、これも要望があるだけで終わっています。

そのほかには、「川をきれいにしましょう」、安濃川の岸に立てられた県の看板です。(写真を示す)横っちょには「美しい心が育つきれいな川」と書いてありますが、その看板のすぐ後ろの風景がこれなんです。(写真を示す)美しい心が育つきれいな川はどこにあるんでしょうか。どこにもありません。草ぼうぼう。もともとこの安濃橋の近くのところは、住民がおりられるそんな河川でしたけれども、県がさくをして人がおりられないようにした途端に、えらいものですね、人間が足を踏み入れなかったらすぐに草が生えて、今は木まで生えている、こんな状況になっています。

その次は、これは穴倉川です。(写真を示す)神田のあたりですけれども、先ほど言った田中川もこんな状態です。これは国土交通省が行っている今後の治水対策のあり方に対する有識者会議でも、ダムに頼らない新しい河川整備の中で、流下能力の向上には河川掘削の有効性が最もあるというふうなことで出てきています。実際きちっと川の整備をしていくためには、このような土砂をとるのが一番大事ではないでしょうかということです。

これも穴倉川、連部のところなんですけれども、(写真を示す)こんな状態になっています。川の流れが細まっているのが、これでもあらわれています。

それで、さっき述べたように、この河川掘削の要望が随分出されているんですけれども、県は幾らでも取ってやるよと。そうやけれども、取った土を

ほうるところがあらへんのやと。中には、自治会に対してあんたのところであつちと土砂をほうところを確保したら取ってやるでな、なんてことをおっしゃる向きもあります。これではいつまでたっても河川改修が行われないと考えていますが、その土の有効利用、それも含めて、これらの要望にこたえられるような施策をお聞きしたいと考えています。よろしくお願ひします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 河川に堆積する土砂の対策についてお答えいたします。

県管理河川の堆積土砂の撤去につきましては、もう県内全域の流域の住民の方、さらに市町から多数の御要望をいただいております。そこで、県としましては、県の維持管理ということで、県単の維持管理予算で掘削したり、あるいは砂利採取の方法を活用したりということで、20年度、21年度では全県で154カ所、47万立方メートルを除去しております。

22年度の当初予算におきましても、県議会の御理解をいただきまして本当にありがとうございます。県単の維持管理予算を113%確保しております。さらに、河床掘削の予算につきましては、21年度当初比で2.9倍の約3億円を確保しておりますが、ただ県内全域の要望箇所は非常に多くて、すべてにすぐ対応できる予算ということではございません。

それと、もう1点、議員がおっしゃられたように、実際にやろうとすると掘削した土の処分、いわゆる残土処分と言っておりますが、その処分地の確保に大変苦慮しております。というのは、河川の中の土というのは、先ほど議員がおっしゃったように、木とか草の根とかも入っている。あるいは土質的にそれほどいい土ではないので、ほかの公共事業による流用というのがなかなかうまくいかないところでございます。そこで、残土処分地の確保につきましては、地域や市町の御協力をぜひお願ひしたいというふうにも思っております。

これまでの河床掘削の方法だけではなくて、現場の状況に応じまして、川の流れを阻害している河川内の木とか草をとる。あるいは、川の中で盛り上

がっておるところと深掘りしておるところがあると、そういったものを、盛り上がっておるところを深掘りしておるところへ移動させる。私どもは河床整理と申していますが、そういったものを活用して、残土処分が要らなくても少しでも治水安全度が向上するような方法、そういったものも現場現場に合わせて臨機応変に対応していきたいと。そこら辺は逆に地域の住民の方々の御理解もいただきたいなと思っていますので、そういうことで取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

[24番 真弓俊郎議員登壇]

○24番（真弓俊郎） やはり残土処理の問題なんですよ。これの方法を考えないと、いつまでたってもこの事業は進まない。どんどん膨らんでいく、このように考えています。企業のために140億円もかけて処理場をつくってやるような県が、この県民全体の要求にこたえられないというのはやはり情けないと思います。ぜひとも知恵を絞って残土処理の方法も考えながら河川掘削も行っていたきたいと要望をしておきます。

最後に、国民健康保険の問題について質問をさせていただきます。

もう時間がないのではしよって言いますが、もともと国が50%の負担をしておったのが25%にどんと下げてしまって、それが保険料の引き上げにつながってきた。それが大もとだと考えています。

例えば昨年10月、大阪の門真市である団体が訪問調査をした結果、回答した国保の加入者の80%が年収300万以下でした。所得200万円の4人家族の保険料が41万8610円にもなっているんです。この調査を行ったのは津市立三重短大の長友准教授なんですが、国庫負担が減額され、保険料が上がると滞納せざるを得ない世帯が増える。さらに財政が悪化して、また保険料が上がる悪循環が続いている。その結果が払い切れない保険料、市民を苦しめる保険料だと語っています。

ひどいな、門真市はと思って津市も調べてみたら、もっとひどいんですね。21年の国保会計は1億6800万円の赤字です。国保基金は330万円しか残ってい

ない。一般会計から1億6500万円を補てんせざるを得ない状況です。今日の津市限定のふるさと新聞にもこのことが大きく報道されています。津市でも保険料は所得300万円の4人家族では48万3100円です。

国保会計の悪化は払わんやつがいるからだ、滞納したら保険証を取り上げてしまえ、これは余りにもひどいやり方ではありませんか。実際津市でも払えなくて体調不良でも受診できず、とうとう倒れて病院に担ぎ込まれたときには乳がん末期だったという悲惨な報告もあります。市民、県民を医療から遠ざける悪循環の起点は明らかです。国に対し負担をもとに戻すことを強く求めていると思います。そのためにも2003年からゼロにしてしまった県の国保への支出をもう一度行ってもらいたく考えています。これに対する知事の御見解を教えてください。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 御指摘がありましたように、国民健康保険につきましては少子・高齢化が進展したとか、あるいは経済状況が非常に悪化した、そういう中で失業者あるいは低所得者が増加をしておる。取り巻く問題の中には、保険料収入が減少しておる、あるいは収納率も低下をしておる。こういった非常に財政面を見ましても、構造的な問題を今抱えておるのではないかなど、こういうふうに思います。

こういう保険制度がいいのか、税制度がいいのかということも含めて、実はこの国のあり方のあの報告の中では問うておるところでございますが、しかし、国民健康保険そのものがやはり医療のナショナルミニマムとして果たしてきたところでありまして、そういう意味では、おっしゃるように国の責任において安定的かつ将来にわたって持続できるような制度を保障していくべきだと、こういうふうに思います。

県のほうでありますけれども、今、国民健康保険法がございます。そういう意味では、市町に対して市町間の不均衡を調整いたします調整交付金であるとか、それから、被保険者の所得状況の違いに対応する基盤安定負担金、こういった財政支援を行っておるところでございます。非常に財政全体が厳

しい中でありますけれども、引き続き財源の確保には努めていきたいと思  
いますし、それから、現に運営しておる市町の保険者については、保険料の収  
納率向上であるとか、医療費適正化対策について、県ができる必要な助言も  
行っていきたいと思います。

しかし、もっと根本からいけば、やはり国のセーフティネットを張りかえ  
なきやいかんと、こういうふうな状況の時代背景であろうかと思います。国  
に対しては、今後もこの医療保険制度全般も含めまして、様々な機会に安定的  
かつ持続可能なそういう制度になるよう求めていきたいと、こう考えてお  
ります。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

○24番（真弓俊郎） 新制度になるまでは、今までと同様国民皆保険の根幹が  
この国民健康保険だと思いますので、ぜひとも市民が塗炭に苦しまないよう  
に、県としても手厚い施策を、財源がないのは国も県も市も同様なんです  
が、そのしわ寄せを市民、県民にしないように訴えまして、私の質問を終わらせ  
ていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 5番 杉本熊野議員。

〔5番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○5番（杉本熊野） 皆さん、おはようございます。新政みえ、津市選出の杉  
本熊野です。どうかよろしく願いいたします。

まず初めは、子どもの虐待死根絶を目指して質問をさせていただきます。

去る4月21日、22日に鈴鹿市で起きました小学1年生の子どもが虐待を受  
け、いまだ意識不明の重体が続いている事件につきましては、謹んでお見舞  
い申し上げます。つらく心から怒りを覚えています。

この件につきましては、6月1日の議長定例記者会見で三谷議長は、「子  
ども虐待防止条例があったにもかかわらず、ああいう事件が起きた。防げ得な  
かったという意味では大きな反省点だと思っている。条例を改正していくの  
か、国の法改正が必要なのかも検証し、犯人探しではなく、再び起きない環  
境づくりを条例検証検討会で考えていただいている」との見解を述べられま

した。

折しも、三重県議会では、議員提出条例に係る検証検討会が、本年3月より子どもを虐待から守る条例の検証を始めたところであり、私も検討会の委員として、市町の担当者からの意見聴取や児童虐待防止法の立案にかかわった国会議員の方々との勉強会にも参加し検証を始めたところでした。このような中での事件でした。

この件のみならず、児童虐待防止の現場では、児童相談所、市町の担当者、保育園、幼稚園、学校の教職員、児童養護施設の職員など、多くの関係者の方々が今日もぎりぎりのところで身を削りながら対応を重ねてくださっていることだと思います。関係者の皆様の日ごろの御尽力に深く感謝し、なぜ救えないのか、なぜ救えなかったのかというその苦しい思いに少しでもこたえることができるように質問をさせていただきたいと思います。

質問に入ります前に、本日の一般質問は広く県民の皆様にも公開しておりますので、まずは三重県内の児童虐待の状況について、その概要を説明申し上げます。

この資料は、子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書からのものです。(パネルを示す)初めは児童虐待相談対応件数の推移です。赤の折れ線が全国です。青が三重県です。全国的には児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっています。平成20年度は全国では4万2664件です。本県の相談件数はここ数年は500件を超える状況で推移し、平成20年度は大きく減少し、395件となりました。この減少は取組の成果なのか、一過性のものなのかを見ていく必要があるとの県の見解が示されています。

次は、主な虐待者です。(パネルを示す)依然として1番は実母で52.1%です。円グラフの赤のところです。実父26.6%、実父以外の父親13.4%です。前年度に比べて実母、実父が減少し、実父母以外の父親、母親の件数が増加をしております。家族形態が多様化していることがうかがえます。

次は年齢の内訳です。(パネルを示す)被虐待児童の約8割は小学生以下の児童となっています。小学生38.2%、3歳から小学校入学までが22.8%、零

歳から3歳までが22%となっており、年齢が低くなるほど深刻な重篤事例の割合が高い傾向にあります。

次は虐待種別です。(パネルを示す) 身体的虐待が49.6%、ネグレクトが27.9%です。ネグレクトというのは養育の怠慢、養育の拒否、養育しない状態です。食べるものを与えない、ふろに入れない、そういった状態をネグレクトと言います。

このような三重県の児童虐待の状況を踏まえて4点質問をいたします。

まず1点目は、児童虐待について、鈴鹿市の事件も含め知事の御所見を伺いたいと思います。

2点目は、鈴鹿市の事件に関してです。先日5月25日に開催されました健康福祉部の所管事項説明の中で、鈴鹿市で発生した事件については部内での検証を行うとともに、必要な改善については随時取り組んでいくとの説明がありました。そこでお尋ねします。現段階での部内での検証の状況をお聞かせください。また、それを踏まえて取り組んだ改善点があればお聞かせください。

3点目の質問は、市町と県との役割分担、連携に関するものです。今回の事件のように、市町の担当者や県、児童相談所とか、学校とか、警察とか、関係機関が情報を得て関与していながら重篤な事態に陥った、命が救えなかった事例は全国に多数あります。今回だけではありません。

厚生労働省の児童虐待死に関する専門委員会の報告によると、関係機関と接点がなかった虐待死は2割弱です。虐待死の8割以上は関係機関が関与しながら救えなかった命です。その原因はどこにあるのでしょうか。児童相談所の権限など、児童虐待防止法などの法制度に問題があるのでしょうか。県と市町との役割分担、連携などのあり方に問題があるのでしょうか。あるいは、職員の数など人員体制の問題なのでしょうか。あるいは、専門性の未熟さなど、職員の質の問題なのでしょうか。などなどいろいろわからない中で私も考えているところです。

そこで質問します。平成17年の児童福祉法改正後、第一義的な相談窓口は

市町に移行いたしました。その後、県と市町は役割分担し、連携しながら様々な取組をしてきました。その中で幾つかの課題も明らかになってきていることと思います。把握している課題についてお聞かせください。

4点目は人員配置、人材育成に関する質問です。本県は平成17年の改正に合わせて三重県児童相談センターを設立いたしました。設立に当たっては、児童虐待への対応について幾つかの問題点を挙げています。まず児童虐待に対応する専門人材が不足していること、全県的に児童相談体制をリードする企画調整機能が必要とされてきていること、児童虐待など困難事例が急増する中で業務体制に限界が目立ってきており、児童相談所職員の過度の心理的負荷が増加していること、施設入所児童の自立支援のためのフォローが必要とされていることなどなどです。

これらの問題に対応していくために、児童相談センターが設立されました。設立後5年を経過いたしました。設立当時のこれらの問題点が解決されてきているのか、その状況をお聞かせください。特に法改正によって県の重要な役割として市町職員の研修が位置づけられています。県職員も含め専門的な人材育成の役割は県にあります。人材育成の状況はどうなっているのかをお聞かせください。

以上4点です。お願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、私にお尋ねの鈴鹿市の事件を含めてどのように考えておるかということでございます。あの児童虐待について、先ほどからなる御説明がございましたけれども、子どもに対する最も重大な権利の侵害であると、こういうふうに思っております。

そして、次世代を担う子どもをしっかり地域社会で育てていこう、守っていこうと、こういうことで、実は三重県では子ども条例も制定に向けて議論を進めておるところでございますが、今回こういう事件が発生して、しかも大変今も鈴鹿の事例では子どもの命、まだ意識不明が続いておるし、命そのものが非常に危ぶまれておるところでございます、こういった事態になっ

たことは痛恨のきわみに思っておるところでございます。

御承知のとおり検証委員会を立ち上げて、今、専門の皆様方に検証もお願いをしておるところでございます、こういった検討結果でしっかりそれを受けとめて改善に生かしていかなきゃいかんと思います。

実は昨日、私のところへ家庭児童相談員の方がお訪ねになりました。県下で二十七、八名おられて、そのうち20名ぐらいで連絡協議会というのをつくっておられて、それでぜひ私に対して状況をいろいろ聞いてほしいんだということで見えました。お聞きをしまして、そして各市町の取組を見てみましても、市町での格差、取組の度合い、例えば津市なんかは非常に熱心に取り組んでおるほうだけれども、全く取組がほとんどできていないようなところがあるし、それから、家庭児童相談員の方に実務が相当任されておるんですね。ところが、この方たちは非常勤で、何の権限も持っていないというようなこと、それから、皆さんからは県の認識と市町との認識で落差もあるのではないかというような御指摘もありました。

あと、担当局長のほうから詳しく答弁があろうかと、こう思いますけれども、社会全体のきずなを再生していくことだとか、あるいはこういった仕組みをもっと子どもということに重点を置いてしっかりつくっていかなければならない、また、この国のあり方についてもそういった観点も私たちは随分検討をしてきました。私としては、こういった将来的な方向もしっかり持ちながら、しかし、今どうするんだということについては、引き続き関係機関と連携しながら再発防止に向けてしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っております。

〔太田栄子健康福祉部子ども局長登壇〕

**○健康福祉部子ども局長（太田栄子）** 今回の鈴鹿市の児童虐待事件を受けて、私どもも今、先ほど知事も申し上げましたように、外部検証委員会を設置いたしまして、しっかりとこの課題について取り組んでいこうというふうに決意をしてやっておるところでございます。

その中でお尋ねでございます。まず、内部検証などについての取組でござ

います。事件の発生直後から、こども局だけではなく、健康福祉部内の関係者も加わって、児童相談所の対応内容に関する実情の把握を行っているところでございます。担当児童相談所のほうから詳細な経過を聞き取るとともに、市町との連携とか、それから、児童相談所の意思決定の方法等について確認をしておるところでございます。その内容を次回の児童虐待重篤事例検証委員会ですっかりと検証をしていただくことになっております。

その一方で、緊急的な対策といたしまして、県内各児童相談所に対して、今回の事例と同様に、市町と連携して対応している児童虐待相談事例につきまして、適切な対応方針が定められているか、また、その実施状況に問題はないのかなどについて調査を行いました。そこで出されました事例につきまして、児童相談所長間において相互にチェックをする、そういう作業を行いましたところ、現在のところ問題は見つかっておりません。しかしながら、今後児童虐待相談事例が深刻化することがないように、今後もしっかりと各児童相談所が対応するように指示をしているところでございます。

次に、市町との連携などについてでございます。議員がおっしゃいましたように、平成17年度以降市町が第一義的な窓口になりまして、児童相談所は強制力も含めた後方支援を行うというふうになりました。このため、各児童相談所は市町との連携が重要になるとの認識のもとに、相談業務を進めてきたところでございます。

他県の死亡や重篤事例の検証でも指摘をされているところでございますが、担当者が異動した際の引き継ぎの課題であるとか、市町と児童相談所の役割分担の不明確さなどは、どこも共通をしておる課題であると考えております。

こうした課題を克服するためにも、各市町に設置をされております要保護児童対策地域協議会、こちらは市町におきます様々な関係者が一堂に会して連絡、情報の共有などを行うような会議でございますけれども、この会議の中の実務者レベルで処遇の検討などを行う会議というのが、大変重要な役割を持っているというふうに思っておりまして、この会議での情報共有であるとか、対応方針の共有がしっかりとされるように、各児童相談所はこの協議

会により積極的に参加をし、役割を果たしていくことが重要だというふうに考えておりまして、そのような指示もしております。

次に、三重県児童相談センターの仕事についてでございます。このセンターは委員がおっしゃっていただきましたように、17年度の児童福祉法の改正による市町の窓口、一義的窓口の設置ということに対応し、児童相談所がどのようにこれから対応していくのかという問題を、センターとしても全体として考えていこうということで設置したものでございます。こうしたことから、設置の当初から児童虐待への専門的な対応能力の向上、そして、市町担当職員の育成というのが大きな課題となっております。

具体的には、児童相談センターの取組といたしまして、児童相談所職員の専門性の向上を目的とした研修会を毎年実施しておりまして、相当の職員の参加を得ております。また、職員のバーンアウト、大変な仕事が続いておりますので、燃え尽きてしまうといったような症状をあらわす職員も多いことから、そのバーンアウトを防ぎ、モチベーションを維持するために心理的な面にも配慮をした取組も行っていました。

また、一方で、市町の児童相談担当職員に対しましても毎年研修会、そして、児童福祉司任用資格講習会を実施して市町の相談援助体制整備に対する支援を行ってきたところでございます。しかしながら、職員の異動等により専門性の蓄積が思うように進まないことなど、市町に共通した課題となっていると認識しております。したがって、今後も人材育成やマニュアルの作成などをしっかり進めていくことは重要であると考えております。

また、県と市町を合わせた三重県全体の児童虐待防止や対応などについて、総合力として向上させるという観点に立った取組が大変重要になってくるというふうに思っておりまして、今般設置をいたしました、三重県児童虐待重篤事例検証委員会の検証結果も踏まえながら、今後しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） 御答弁ありがとうございました。

知事のほうからは、児童虐待は最も重大な権利の侵害であるという見解を示していただきましたけれども、本当に親という子どもを一番守ってくれるべき者からの虐待でございます。本当に極めて厳しい権利侵害だというふうに私は思っています。

それから、家庭児童相談員の方とか、様々現場の声を聞き取っていただいて、現場の状況を聞き取っていただきながら、これからのことについて考えていってくださるということですので、ぜひしっかりと現場の状況を見ていただいて、これからのことを決めていただければというふうに思っています。

それから、部内での検証状況ですけれども、意思決定のところについて、細かく検証していただいているというふうに受け取らせていただきましたし、それから、やはり市町、児童相談所の活動状況をチェックしているという段階だというふうにお聞きしましたけれども、しっかりとそれも続けていただいております。

といいますのは、やはり指摘させてもらった問題というのは、三重県だけの問題ではなくて、本当に全国的な児童虐待の状況につながる問題でありますので、ここでしっかりと検証していくことが、本当に全国の子どもの命につながるのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

県と市町の役割分担、連携の課題についてなんですけれども、この前条例検証検討会に亀山市と明和町から参考人が来ていただきました。その中で物すごく温度差があるというお話がありました。在宅支援にするのか、家庭分離するのかということで、相談所と市町との間に温度差があるという話なんですけれども、市はそのケースをずっと見てきており、このケースがいかに厳しい状況に置かれているかを考えると、早く分離して子どもの安全を図ってほしいと考える。けれども、県は死亡事例や重症なケースを軸に考えて、危険度が少ないと思われるような事例に関してはまだ在宅で頑張してほしいということだそうです。

非常に最近ネグレクトが多くなっているというふうに、これも全国的な状況ですけれども、そういうときは、これに当てはまるかと思うんですけれども、保健師から見て大変危険な状況にあっても、在宅支援と判断される場合もあるということを言われました。見守るということなんですけれども、見守るというのはどうすることなのか。見守るときの支援というのはどんな支援が必要なのか。非常にこれは専門性が問われるところだと思います。そういったあたりの専門性が今本当に現場の中であるのかというあたりのところ、私はすごく問題だと思っています。

ですから、家庭分離の臨界点がどこなのかわからない。それを探っている状況があるのではないかというふうに思っています。本当に判断の難しい、経験と高い専門性を必要とされる厳しい児童虐待防止の現場であるということのを改めて市町の参考人の方からお聞かせいただきました。そういった意味では、人材育成については本当に重要な課題でありますし、これは県の役割です。そのこのところの今御答弁もありました。

けれども、私はこの前、条例検証検討会で衆議院議員の小宮山洋子さんからお話を聞く機会がありました。勉強会の中でですけれども、その中で小宮山洋子さんが何回も言われた言葉があります。情報が入ったときに感度よく反応できる人材がいないと、組織を設けても、組織をつくりかえても無意味、仕組みをつくってもそれを運営していく専門的な人材がいないとだめですと。現在は、児童虐待は人材養成をどうしていくかという段階に入っていると。しっかり養成していく必要があるという言葉でした。

また、専門家の養成については、ぜひ三重がモデル地域として範を全国に示していただければありがたいというお話もありました。私はそのときにあすなる学園のことがちょっと頭に浮かびましたので、紹介しなかったんですけれども、時間がありませんでしたのでできなかったんですけれども、三重県では既にあすなる学園において人材育成の先進的な取組を行ってきていると思います。ぜひ児童相談センターでの人材育成の取組に加えて、これまでのあすなる学園の取組を土台にした児童虐待に関する人材育成が進められて

いくことも、一つの三重県の人材育成の方法ではないかというふうに思っています。

先ほど、こども局長のほうから人事異動についても少し触れられましたけれども、これは現場の方から本当によく聞かせていただきます。担当が3年ぐらいでかわっていらっしゃるのではというお話を聞かせていただきます。せっかく育った専門家が生かし切れていないという状況もあるのではないかと思います。このあたりのところ、県の組織運営としては難しい部分もあるかと思いますが、ぜひ御検討もいただきたいところだというふうに思っています。

それから、人材育成の内容ですけれども、市町からは人材育成の内容について少し御意見がありました。私もそれはなるほどというふうに思いました。子どもの一般的な育ちとか、発達の中で出てくるいびつさを理解しないと、虐待問題の発生や虐待によって発達を阻害される道筋や意味がわからない、担当者。それから、虐待者について、なぜ暴力を振るってしまうようになるのか、どうして子どもを育てられなくなったのかといった虐待者の生活史全般を把握できる力が必要であると、そういう声が現場からありました。私も全くこれはそのとおりだと思います。どんな人材というか、どんな専門性を養成していくのかということも私はこの際ぜひ御検討をいただきたいと思っています。

時間がないんですが、最後に一つ提案をさせていただきたいと思っています。NPOとの協働連携について、県も推進していただくことを提案したいと思います。明和町の方はCAPを御紹介されました。CAPを学校の中で子どもたちが学ぶことによって、自分から虐待を受けているということを発信できた子があったというお話がありました。

これは津市の事例ですけれども、津市のこども総合支援室は平成19年度、20年度の2年間、NPOによるモニター事業を実施しました。内容は軽度の虐待事例で、状態が安定し再発などの可能性が低い事例で、かつ保育所等に子どもが通園し、継続的にモニターが可能な子どもについて、NPOがその

子どもの保育所等での状況調査、評価を行い、保育所で聞き取った報告をもとに児童相談所、津市、NPOが連絡会議を開催し、支援の方向性を検討、共有する協働事業です。

虐待事案の件数は、落ちついてくるケースも含めると市町に事例がどんどん蓄積されていきます。そこで、NPOの力をかりて軽度虐待の見守りができないだろうかというモデル事業として始められました。この2年間は20名を対象にNPOが保育園を回ってきました。その間いろいろな事件も起きたそうですが、NPOからの情報で対応できたそうです。

この第1段階を経て、次の段階として、昨年度、平成21年度からはこのモニター事業に加えて要支援家庭をNPOが訪問して面接して、検討会で要支援家庭の支援計画をつくるという事業も始まっています。この事業にはもちろん児童相談所もかかわっています。県と市とNPOが協働して虐待事例のある家庭の見守り支援から、将来的には地域の中での子育て支援ネットワークができていくことを目指しているという話でした。

子育てを支える地域社会が脆弱になってしまった今、新たに子育てを支え合う地域社会を、NPOを基盤としてつくっていくというのも一つの取組の方向ではないかというふうに考えております。ぜひそういった方向性もお出しただければというふうに思っています。

本当に毎年全国で多くの幼い命が、50人から60人の命が虐待によって奪われています。これは条例検証検討会の参考人にお越しいただいた柏女霊峰さんの言葉なんですけれども、みんなの責任はだれの責任でもない。みんなの責任はだれの責任でもないということにならないように、子どもたちの命の代償として、私たちに残された課題については私もきちんと向き合って、子どもを虐待から守る条例の検証を行ってまいりたいと思います。

二つ目の質問に入らせていただきます。

「三重の社会的養護のあり方は？」についての質問です。

新聞などマスコミでは、児童虐待は事件として重篤な事例を取り上げることが多いので、どうしても児童虐待の早期発見、早期対応の問題に焦点化さ

れてしまい、人々の関心もその部分が高くなります。しかし、児童虐待には未然防止から早期発見、早期対応、保護、自立支援、家庭支援へと一連の取組が必要であり、かつ重要であります。

未然防止については、私は3年前の初質問でその有効な取組として、生後4カ月までの赤ちゃんを全戸訪問するこんにちは赤ちゃん事業について質問し要望をしたことを今思い出しています。本年度こんにちは赤ちゃん事業の実施市町は25市町となっています。未然防止にはこのような母子保健や子育て支援事業は大変重要です。

ところで、今回私はこの未然防止ではなくて、虐待が確認された後の子どもたちへの支援、児童相談所によって一時保護され、施設入所や里親委託へ措置された子どもたちへの支援に関して質問をさせていただきます。

児童相談所の措置によって家庭から分離された子どもたちには、家庭にかわる養育環境や心身の痛手をケアしていく環境が用意されなければなりません。このような目的のために、社会が用意した養育環境の体系を社会的養護というそうです。里親などの家庭的養護と施設養護がその柱です。私はその中の今回は施設養護について質問をいたします。

これは県内の児童福祉施設の状況です。(パネルを示す) 本日はこの中の児童養護施設の問題を中心に取り上げます。県内に11の児童養護施設があります。五つは津市にあります。どれも津市の場合は設立が昭和20年代、30年代です。戦災孤児のために始められたと伺っております。児童自立支援施設国児学園、第1種自閉症児施設あすなろ学園も津市にあります。

児童養護施設の子どもたちは、地域の小学校に通学していますから、五つの施設で2校ずつ、小・中合わせて津市内では10校の教職員が学校でその子どもたちにかかわっています。また、国児学園には、栗真小学校分校、一身田中学校分校が設置をされていますし、あすなろ学園には高茶屋小学校分校、南郊中学校分校が施設内分校として設置されていますから合計14校、津市内の多くの教職員は施設で暮らす子どもたちにかかわってきています。

施設入所の子どもたちの背景は様々ですけれども、近年児童虐待による入

所が増えてきています。三重県における施設入所している子どもたちのうち、被虐待児の割合は33.4%です。3人に1人です。虐待によって子どもたちは大きな影響をこうむります。例えば発育障がいや認知的発達障がい、感情コントロール障がい、愛着障がい、虐待の人間関係の再現傾向などが代表的です。

このような紹介をすると、施設入所の子どもたちへの偏見が生まれるのではないかと心配しながら御紹介をしています。けれど、昨夜ある中学校の先生、施設の子どもたちが通っている中学校の先生と話をしていましたら、その子どもたちは本当に明るくてとても優しいなという話を伺いました。ほっとしています。

それは本当に日々の職員の皆さんのお取組によるものだというふうに思っていますし、けれども、一方では中には大変傷つき入所してくる子どもたちがいるのも事実です。そうした子どもたちが他者に対する信頼感を獲得して、安定した人格形成をしていけるためには、やはり丁寧で専門性の高い社会的養護の充実が重要です。

しかし、今県内の児童養護施設は多くの課題を抱えています。今年の3月、三重県児童養護施設協会が三重の児童養護施設あり方検討中間報告書というのを発行しました。その中から、施設から見た課題を幾つか紹介します。

例えば、学校をはじめとする関係機関との情報共有が不足であるとか、市町との情報交換、協議の場がないとか、平成17年の改正以後市町が児童福祉の第一線になったかと思うんですけども、児童養護施設は県からの措置施設ですので、これまでそういったところがやらなくても済んだというか、やれずに来たと。これまでも、それから今も近いところにあるんだけど、近くて遠い存在だというようなことも書いてありました。

それから、国児学園ですとか、あすなろ学園ですとか、知的障がい施設ですとか、その他の施設との情報交換、そういったところも不足しているというような課題を報告書は明らかにしておりました。

一方で、これからの社会的養護の方向性なんですけれども、2009年の児童

福祉法等の一部を改正する法律によって、今社会的養護は里親、ファミリーホームなどの家庭的養護の方向へと進んでいこうとしていますし、それから、施設のケア単位の小規模化とか、より身近な地域で家庭に近い環境を提供するという考え方に立っているのが、これからの社会的養護のあり方だと思うんですけども、こういった状況を踏まえたとき、これからの三重の社会的養護のあり方について、一度しっかりと検討していただいて、ビジョンや計画として示していただく必要があるのではないかと私は考えています。その役割は、私は県にあると思っています。ですので、そういったこれからの社会的養護のあり方を検討する、協議する場を県として設けていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

〔太田栄子健康福祉部子ども局長登壇〕

○健康福祉部子ども局長（太田栄子） 児童養護施設を中心とする社会的養護の課題についての御質問でございます。議員がおっしゃっていただきましたように、児童養護施設は近年児童虐待を受けた子どもたちの比率がどんどん高まっておりまして、その支援のあり方により一層大きな配慮が必要な状態となっておりますのでございまして、児童相談所も含め施設との緊密な連携というのが必要だというふうに認識をしておるところでございます。

県といたしましても、子どもたちの生活環境の改善、処遇の改善に関しまして、これまでも三重県児童養護施設協会、これは県内の児童養護施設の施設長で構成をしておる協会でございますけれども、こちらとの意見交換も重ねてきており、問題意識の共有化というものを図ってきたところでございます。

そうした中で、議員の御質問の中にもございましたが、三重県の児童養護施設のあり方といった冊子でございますが、実は児童養護施設協会のほうが様々な意見交換をする中で、こういうあり方を一度検討してみたいというお申し出もいただきまして、県といたしましても、ぜひ児童相談センターを中心に参加をさせていただこうということで、オブザーバー参加をさせていただき、様々な意見交換をしてまいりました。

今回はまだ中間報告でございますので、これから引き続き入所している子どもたちへの処遇が改善されていくよう、児童養護施設協会と連携しながら一つ一つの課題について丁寧に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。実は昨年の末に例えば学習の遅れについての実態調査をさせていただいて、今後子どもたちの自立にとって非常に必要となってくる学力をどうつけていくのかといったことについて、今後取り組みたいというふうに思い、そういう調査もしたところでございます。

こういったことも含めて、今後施設とはしっかりと協議をしていきたいというふうに思っておりますが、あり方を検討する場というものの設定につきましても、児童養護施設協会としっかりと相談をしながら考えてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） 社会的養護のあり方を検討する場については考えてまいりたいということで、私は積極的な御回答というふうには受け取ることができませんでした。私は、この問題については子どもの立場から考えていただきたいと思っています。施設に入所している子どもの立場から考えて、私は社会的養護のあり方については、今しっかりと御検討いただくときだというふうに思っています。ぜひ積極的に検討する場をお考えいただきたいというふうに思っています。

児童虐待の加害者は、自分自身が被虐待経験を持つ人も少なからずいるというふうに聞いています。児童虐待を世代間連鎖させていけないためにも、私はこの社会的養護の今後をしっかりと描いていくということが重要だと思っています。児童虐待死の根絶は、早期発見、早期対応はもちろんのこと、未然防止と社会的養護の実現によって長い目で見て、長期に見たときに実現していくものだと思っていますので、いつも本当に重要な早期発見、早期対応のところを今回しっかりと検証していく必要があると思っていますけれども、社会的養護のところを、ぜひこれからのところを考えていく必要があるのではないかと考えていますので、より一層の御検討をお願いしたいと思っ

ています。

続きまして、三つ目の質問に移らせていただきます。これもさらに続けて社会的養護に関する質問です。

私は、教員時代に施設に入所している子どもたちに学級担任として、また、教科担任として、その何人かとかかわってきました。その中で今でもずっと気にかかっている子どもがいます。大変利発でいろんな力を持っている子どもでしたけれども、じっと机の前に座って学習に集中することの少ない子どもでした。

なかなか私との信頼関係も築けないままに、うまくその子の学習意欲を引き出せずに日々が過ぎてしまっていたのですけれども、いつも勉強を促す私にその子がいつもいつも返してきた言葉があります。どうせ勉強したって、どうせ勉強したって高校へ行けへんもん。私はそのときいつも頑張ろう、頑張ったら高校へ行けるよって一生懸命励ましていました。私は最近になって、当時から今4年たっていますけれども、4年たった今ようやくその子が言いたかったことが、わかってほしかった気持ち、不安な気持ち、いらだち、そういったものを今ようやく感じ取って考えられるようになってきました。4年かかりました。

平成17年度の調査によれば、児童養護施設入所児童の高校進学率は87.7%です。全国の高校進学率は97.6%です。10%の開きです。随分この30年ほどの間に開きは小さくはなっていますが、10%です。大学への進学率は、入所児童は16%、全国は67.5%となっており、大きな教育格差があります。また、公立よりお金のかかる私立高校への進学は、ハードルが高いという現実もあります。さらに、高校には進学したものの、卒業までたどり着けない子ども、高校を中退する子どもが施設入所児童では3割余りいると考えられています。

そして、義務教育終了後、高校へ進学しない子どもや中退した子どもは基本的に保護の対象から外されます。児童福祉法は保護の要件として就学の有無を問うてはいませんが、高校へ行っていない、それは働いて自立できるという考えに立った制度となっています。高校卒業までたどり着けな

った子どもは、施設を出て自立して生きていかなければなりません。しかし、大抵の場合、自立能力はまだ未成熟です。結果的に自立の未成熟な子どもほど早期の自立が求められるという矛盾した制度ともなっています。

近年はこうした子どもの受け皿として自立援助ホームの拡充が重要視されてきているところです。今年3月策定の第二期三重県次世代育成支援行動計画の中に、自立援助ホームの設置に取り組みますという内容がありました。三重県の自立援助ホームの現状と今後の方向性をお聞かせください。また、自立援助ホームについては制度的に大きな問題があると聞いています。把握している問題点についてもあわせてお聞かせください。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 自立援助ホームについてのお尋ねでございます。児童養護施設に本当に入所をしてそこで育ち、退所をして社会に向けて自立を図っていく子どもたちにとって、なかなか親御さんからの監護を受けることができないという条件もございまして、本当にその社会的自立については大変な課題を抱えておるところでございまして、私どもも課題だというふうに思ってきたところでございます。

現在、先ほどおっしゃっていただきました自立支援ホーム、この4月に県内で1カ所初めての自立支援ホームが開設をされました。現在3名の子どもたちが入所をして元気に通学・通勤をしております。そこには指導員さんと言われる方がおられまして、今、児童相談所であるとか、出身元の児童養護施設の職員さんと連絡を取り合いながら、子どもたちの生活を見守っているといったような状態でございます。

こうした自立支援ホームの制度的な問題でございますけれども、なかなか運営面の経費面での課題もあって設置が進まない。また、適切な専門的な指導員の確保も難しいといったことなどが課題となって、全国的にも設置が進んでいるとは言えない状況にあるというふうに思っております。

現在66カ所ほどの自立援助ホームが全国には設置をされておるようでございます。こちらのほうは児童福祉法の改正によりまして児童自立生活援助事

業として法的に位置づけられ、やっと昨年度からそれまでの補助事業から措置費事業ということに変更がなされましたので、今後この自立支援ホームが全国的にも少しずつ伸びていく可能性はできてきたのではないかというふうに思っております。

今後でございますけれども、子どもたちの自立支援にとって、先ほどの子どもの状態から見ましても非常に重要な役割を担っているという手ごたえはございます。ですので、このホームの運営状況も今後見ていながら、全体的な子どもたちの卒園後の自立支援の方策全体の中で、このホームの設置促進についても関係者間で協議をする中で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） 子どもの自立支援についてトータルに、その中で自立援助ホームも考えていきたいというお話でしたけれども、法制度の問題も大きいかと思いますが、私は子どもの側に立って考えたときに、子どもは自らの意思とは直接関係なく、措置によって施設入所することになります。措置したのは県です。やっぱり措置後、子どもたちが本当に自立していけるのかと、それは私は措置した者の責任だと思えます。ですので、先ほどの児童養護施設もそうですけれども、措置した後の自立できるまでの社会的養護をどうしていくかという問題は、本当にしっかりと検討していただきたいなというふうに重ねてお願いをしたいと思っています。

どの子ども希望を持って勉強し、将来に希望を持って生きられる社会にしていかなければならないと思っています。野呂知事におかれましては、知事が座長を務められました全国知事会のこの国のあり方研究会、この5月の報告書を先日御紹介いただきました。そのタイトルは、将来に希望を持って生きられるこの国のあり方についてでありました。ぜひその国のあり方が社会的養護で育つ子どもたちの姿を通して実現していただきますよう、今後の全国知事会の取組にも期待をさせていただきたいと思っています。

最後になりましたけれども、子どもの権利条約制定に向けての質問をいた

します。

まずは知事に質問いたします。

今、三重県が条例制定を進めている子ども条例、私は子どもの権利条例と呼んでいますが、この条例をつくることの意味を知事はどう考えていらっしゃるのか、知事の御所見を伺いたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 私は、以前から子どもというのは社会の宝であるということをよく申してまいりました。未来を担う子どもたちが健やかにはぐくまれるということ、それが社会全体の願いであると、こう思っておりまして、そういう思いを実現していこうとする中で、平成19年度からこども局も設置をいたしまして、すべての子どもたちを健やかにはぐくむために総合的な施策を推進するということにもいたしましたところであります。

こども局においては、これまで実施をしてきた子育て支援に加えまして、新たに子育て支援というのを展開することにいたしまして、重点的な取組として多様な主体とも連携しながら取り組むということにしてきたところでございます。杉本議員もいろいろおっしゃっておりますけれども、子どもの問題については、子どもたちに主体性を持たすということが大事なことであります。そういう意味では、大人の視点で構築してきたそういう仕組みについても見直していく必要があるんだろうなど、こういうふうに思います。

先ほど、この国のあり方に関する研究会についても触れられました。実はこの中でもやはり人という宝を未来に向けて築いていく。そのためには、様々なきずなを紡ぎ合い張り合いながら、潤いというものを得ながら、子どもが健やかに成長して、適切な教育をしっかり受けて実社会に出て、そして、活動して、安心した生活を営む中で、実はその子どもたちが大きくなってから次の世代を育成するという連鎖を、この社会の中できちっとつくっていくということが大事であります。

さっき負の連鎖があってはいけないというふうな御指摘もありましたけれども、こういったことを政策として、パッケージとして出していく。そのた

めに、やはり子どもに対する投資は未来への投資だということにとらえていくべきでありまして、社会全体で子育てをすとか、あるいは教育を受ける権利をしっかりと保障していく、こういったことが大変重要だと思っております。

そして、そういった子どもに対する理念の最も尊重されるべきものというのが、国連の子ども権利条約にはうたわれておるところでありまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、私はこれは大変大事であると、こう思っております。そういうことを県民の皆さんとも理解を深めながら、また、つくり上げていくプロセスというものも大事にしながら、三重県においては子ども条例を制定して、そして、子育てをしっかり支える地域社会づくりを目指してまいりたい、そういう思いでございます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） ありがとうございます。

もう少し知事のその言葉を受けて質問したいことがあったのですが、時間がありませんので、幾つか提案を申し上げて終わりにしたいと思っております。

先ほど知事は子どもたちに主体性を持たすとか、大人の構築した仕組みを見直すというお話をいただきました。私はその言葉に、知事がやはり子どもを主体とした条例づくりを目指していらっしゃるなということを感じ取らせていただきました。

それで私は知事に提案をさせていただきたいと思います。検討会議に子どもの参画を検討していただきたいと思っております。子ども条例は子どもたちがやっぱりわかって使える。子どもたちが理解して、この条例は自分たちのためにあるんや。自分たちにこんな施策があり、自分たちにこんなまちづくりがあって、そういうことが感じられる、わかる、そして、子どもたちが使える条例にしていく必要があると思っております。子ども主体の条例ですから。

例えば、男女共同参画推進条例をつくるときに女性が参画していない。あ

るいは、男性が参画していない。当事者が参画していない条例づくりというのは私はないと思うんです。子ども条例に子どもの参画をどう進めるかというところが、私は今の進め方は非常に覚悟が中途半端だなというふうに思っています。そのあたりのところをぜひ御検討いただきたいと思います。

先日出されました子ども・若者ビジョン（素案概要）、これは昨年の7月に子ども・若者育成支援推進法が成立したのを受けて、ビジョンとして国が発表したものですけれども、その中に子ども、若者の意見表明機会の確保として、審議会等における委員構成への配慮という項目があります。審議会に子ども、若者を加える配慮をなさいという項目があるんです。国もやはりこういう方向性を出しています。ぜひ御検討をいただきたいと思います。

私は、子ども条例が大人の手によってつくられて、子どもはその条例の啓発を受けると、そういうような形になったのでは本当に本末転倒だなというふうに思っています。そういった子どもや、それから、私は子どもたちにかかわる保護者や教職員や市民、そういった方たちの参画もまだまだ不十分だというふうに思っています。これからだと思いますが、そのときにやはりそういった方たちを条例づくりに巻き込んでいくツールとして、私は子どもの権利条約だというふうに思っています。

これは平成8年に三重県教育委員会が批准後に発行した子どもの権利条約のパンフレットです。（パンフレットを示す）幼稚園保護者向け、小学校低学年向け、小学校高学年向け、そして、中学生向けということで4種類のパンフレットが県内の子どもたちに配付をされました。こういったものが条例づくりの啓発のパンフレットではなくて、条例づくりにかかわっていくときのツールとして発行していただきながら、子ども参画やら、子どもたちにかかわる人たちの参加、参画が広がっていきますよう、本当に条例づくりには私は大変期待を申し上げておりますので、どうかお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。（拍手）

休

憩

○議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

開

議

○副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。23番 中森博文議員。

〔23番 中森博文議員登壇・拍手〕

○23番（中森博文） 自民みらい、名張市選出の中森博文でございます。議長のお許しをいただき、自民みらい会派として本会議最初の一般質問をさせていただきますと思います。通算10回目を迎えることとなりまして、記念すべき一般質問となります。どうかよろしく願いいたします。

さて、官僚主導から政治主導へ、脱官僚政治、新しい公共などを政治改革の柱とし、昨年の政権交代から8カ月余り、鳩山政権から菅政権に首相が交代しました。8日の首相官邸で財政再建を最大の課題と位置づけ、超党派の議論を呼びかけるとし、経済、財政、社会保障の立て直しを表明され、最小不幸の社会をつくるという政治目標が示されました。

自民党の党歌に「一人の幸せ、皆の幸せ」とあります。「一人の幸せ、皆の幸せ」というんですけども、どこが違うのかなと気になるんですが、負の連鎖、負のスパイラルに陥らないことを望みたいと思います。また、この政治目標がこの国のあり方に大きく影響するかもということも気になるところでございます。

それでは、通告に従いましてこの国のあり方について質問いたします。

私は、昨年6月の一般質問で、7月の三重県で開催される全国知事会議に先立ち、希望を持って生きられるこの国のあり方について質問をいたしました。当時知事は、市町から見たこの国のあり方、行政の果たすべき役割を市町長とのひざ詰めミーティングの共通議論のテーマとして提案すると御答弁され、積極的な取組への決意を表明されました。その後、知事は全国知事会この国のあり方に関する研究会の座長として研究会を重ねられ、今月、将来に希望を持って生きられるこの国のあり方についての議論をまとめられました。

そこで、この国のあり方について何点か質問させていただきたいと思いません。

まず最初に、「この国のあり方」第4章に、この国を実現する政策の方向においてであります。

将来に希望を持って生きられる社会を実現するための政策の方向の柱として、1、新たな社会基盤としての次世代の育成、2、活動保障としての生き生きと働ける場づくり、3、生活保障としての安心して生活できる環境づくり、4、張り合いと潤いをもたらすきずなづくりの4点が示されました。

1点目の次世代の育成は、知識社会における新たな社会基盤と位置づけられるべきものであり、コストにではなく未来への投資ととらえるべきものとされ、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、子どもの成長に必要な消耗材等を購入するための、適切な水準の現金給付の提供を講ずるべきと示されております。

また、あわせて、子どもの保育や病気に関する保育サービス、就学前教育サービス、放課後児童サービス、小児医療サービスなどの現物給付の提供、あるいは育児休業等の雇用システムの見直しなど、総合的な政策を講ずるべきと示されております。

そして、本日、県内多くの市町で子ども手当が支給されました。賛否両論のこの手当につきまして、私としても次世代育成の財源がない中、地域の実情に応じた保育サービスの充実、子育て支援など、現物支給を講じるべきと

考えております。

そこで、一つ目には、子ども手当の制度も含め、次世代育成について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、第2の活動保障としての生き生きと働ける場づくり及び第3の生活保障としての安心して生活できる環境づくりについてであります。

県内の雇用情勢はいまだ厳しく、新卒者の採用も少なく、就職できない学生が出ています。このままでは、若者が希望の持てない社会になってしまいます。また、県内の地域経済を支える中小企業は存続の危機に迫られ、経済成長もマイナスのスパイラルとなっております。ずばり生活保障としての安心して生活できる環境づくりは雇用を確保し、中小企業を支援することに尽きると考えます。

午前中、真弓議員の質問に対して、今年度の教育委員会の取組について詳しく御答弁がりましたが、私は三重県の独自施策として次の施策を提案します。将来に希望の持てる社会を構築するために、新卒者を受け入れる事業主に対して、1人につき年間100万円を支給するというトライアル雇用制度の導入を提案します。

また、国に対して経営を圧迫している法人関係諸税を国際標準の20%台まで減税策を求めていただき、県においては既に取り組みされております、効果のある中小企業の支援策の推進拡大を求めます。そこで、三重県の雇用を確保し、中小企業を支援するという観点から御当局の御所見をお伺いします。

もう1点、環境問題についてであります。

「あり方」では、持続可能な循環型社会を次世代に継承とした上で、エネルギー・環境制約に対応した環境技術・製品等の開発や普及拡大、再生可能エネルギーの活用等を支援するとともに、日常生活のスタイルを環境に優しいものに変革していくと示されました。また、2020年までに90年比でCO<sub>2</sub>の25%削減を目標に地球温暖化対策基本法案が議論されております。

CO<sub>2</sub>の削減は環境対策に重要な施策と考えます。しかし、いきなり25%削減は、我が国の産業競争力が低下し、日本経済を窮地に陥らせかねないと

懸念いたします。地球環境への着眼は、それに強いかかわりを持つ地方経済、農林水産業といった分野に新たな光を当て、公共施設の木造化、チップ化によるバイオマス利用などの可能性を見出す契機となればと考えます。

そこで、三重県の経済を考える観点から、国の進めるCO<sub>2</sub>削減対策の基本的な考え方について、知事の御所見をお伺いします。

第4に、張り合いや潤いをもたらすきずなづくりについてであります。

国家の基礎は国民一人ひとりであるだけに、地域社会のきずなや家族のきずなは国家の形の基本とも言えます。現政権では夫婦別姓が話題になるなど、日本の家族のきずなが心配されます。また、扶養手当と配偶者控除の廃止は家族の解体をもたらすのではと懸念しております。家族や地域のきずなが持つ温かさ、助け合い、支え合いといった機能が見直され、日本らしさが再生される仕組みづくりが求められておると考えます。

ところで、1世帯当たりの家族数が急速に減少し続けております。国立社会保障・人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計によりますと、(パネルを示す)平均世帯数は1980年の3.2人から2005年には2.56人に大きく縮小しました。2030年にはノルウェー、デンマーク並みの2.27人となる見込みであります。また、このパネルのように、核家族化によりまして、三世代以上の全世帯は11.8%と減少し続けております。赤色が単身、黄色が夫婦のみ、青色が夫婦と子、緑が一人親と子、灰色が三世代以上となっております。

核家族がすべて悪いというわけではありませんけれども、家族や地域のきずなは、ある一面核家族化によって崩れたといっても過言ではないと考えます。つまり、夫婦、親子、祖父母、孫、ひ孫との関係がうまく構築されれば、自然と家族のきずなにつながり、御近所、地域のきずなにつながるのではないかと考えます。

現実、3世代同居率が高く、女性の社会進出が進んでいる北陸地方では、生活保護の保護率が低く、子どもの学力が際立って高いのであります。ここで一句、「ランドセル 背負ったひ孫に 手を引かれ」。これは名張市社会福祉協議会の幸せに関する川柳の優秀作品の一つです。ほのぼのとした三世代

家族のきずなが浮かびます。

今までの政策は、核家族化に対しまして税制度、保育料、家族制度などを手厚く、三世同居に対するメリットが少ない仕組みとなっているのではないかと考えます。その上で、私は、例えば高齢者と同居する住宅の固定資産税や世帯主の所得減税策を国に求めること、もしくは特区政策とするとか、県独自では三世同居を推進するための住宅改修費補助制度の創設など、優遇措置を講じていただきたく、要望いたします。

そうすることによって、現在私どもが検討委員会を行って取り組んでおります児童虐待の減少策、防止策を含む子育て政策、家庭教育政策、医療政策、介護政策、コミュニティー政策、防災対策、さらには家庭から出るCO<sub>2</sub>の排出量など、すべての施策に効果が期待でき、張り合いや潤いをもたらさずきずなづくりにつながると考えます。

パネルをごらんください。(パネルを示す)このデータを探するのに大変でしたけれども、この地球温暖化防止に関するデータで、世帯人数別のCO<sub>2</sub>排出量となっております。左が1人、次が2人、3人、4人、5人、6人と、世帯1人当たりの二酸化炭素排出量が明らかに減少すると。ちなみに、私の家族は9人ですので、相当低いだろうと思っておりますが、三世同居率が全国1位の山形県は犯罪発生率が低いばかりか、仕事と育児の両立しやすい環境から女性の就業率、出生率がともに高いなど、うらやましい結果となっております。

恐らく知事は家族構成についてはそれぞれの価値観であり、自主性によるものであると多分お答えになるのではないかなと思いますけれども、あえて三世以上の世帯は家族のきずなによる各政策に効果が期待できるという観点から、家族のあり方における基本的な考え方について知事の御所見をお伺いいたします。

[野呂昭彦知事登壇]

○知事(野呂昭彦) 何点かにわたりまして私のほうでお答え申し上げ、残余を担当部長のほうからお答えいたします。

まず、この国のあり方の研究会の報告につきまして、子ども手当を含めた次世代育成についてお尋ねでございます。

今、我が国におきましては、医療等の社会保障、あるいは雇用をはじめ様々なひずみが顕在化をして、貧困、あるいは格差が広がる中で国民の将来に対する不安感、閉塞感が強まっておるところでございます。また、コミュニティーの中で家庭、あるいは地域のきずなが薄れてきており、子どもたちが将来に夢を持ち、若い人が子どもを産み育てることに希望を持つということが厳しくなっておるといようなことがございます。

ひざ詰めミーティングや、あるいはいろんなところへ行きまして、本音でトークやいろんなところでの議論を通して、三重県でもやっぱりそういう課題を感じますし、全国のほかの知事も同じような課題を提示されたところでもございました。そういう中で、次世代の育成ということにつきましては、この研究会の報告書でも社会基盤と位置づけられるものとしておりまして、これに係る経費はコストではなくて未来への投資であるとしておるところでございます。

このため、社会全体で子どもを育てるという観点から、子どもの生存権にかかわる給付として子ども手当が制度化をされたところでございます。また、子どもたちが能力に応じてひとしく教育を受ける権利、これが保障されるということが重要であるということも指摘をしておるところでございます。

こういう中で、社会全体で子どもを育てるという考え方に立ちまして、子ども手当などの現金給付、さらには保育サービス、放課後児童対策、小児医療などのサービス給付、これらがバランスよく総合的に実施をされるということ、さらにつけ加えなければなりませんのは、地域のコミュニティーが維持、再生されるということが必要であると考えておりまして、実は研究会とは別に私がリーダーを務めております全国知事会の子ども手当・子育て支援プロジェクトチームにおきましても、国と地方の役割分担のもとで現金給付とサービス給付がバランスよく実施をされていくよう国に求めているところでございます。

三重県といたしましては、子どもや子育て家庭のニーズに対応するため、次世代育成支援行動計画の確実な推進を図りまして、多様な主体との連携によりますネットワークを充実するなど、子どもと子育てを支える地域社会づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから、環境問題、地球温暖化に関しての御質問がございました。国におきましては、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するという中期目標を掲げておるところでございますけれども、これは政府の地球温暖化問題に対する強い決意のあらわれであると、こういうふうを受けとめております。この目標である25%に当たりましては、国は公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築、意欲的な目標の合意ということを前提としておるところでございますけれども、その達成に向けては産業、経済活動から国民一人ひとりの生活スタイルまで幅広い分野で大きな変化が起こっていくものであると考えております。

経済に与える影響につきましては、排出量取引や地球温暖化対策税など、対策や施策に係りますコストが必要となってまいります一方で、成長戦略の一環として新たな経済効果を生むなどの議論がございます。私は持続可能な社会を次世代に継承していくために、この地球温暖化問題は避けて通れない課題でございますから、国内での十分な議論を進め、しっかりとした道筋を示していく必要があると、こういうふうにご考えておるところでございます。その方向性については、この研究会の報告の中にも掲げておるところでございます。

それから、もう1点お答えをしておきたいと思いますが、家族のきずなという観点でお尋ねのあったところのことです。

この国のあり方に関する研究会報告書におきましては、我が国の目指すべき社会の方向性として、将来に希望を持って生きられる社会を提案しておるところであります。具体的には、すべての人々が能力を高め発揮をする中で、多様性と創造性に満ちた活動ができる生き生きと働ける社会、また、何らかの事由によりまして活動できなくなったときでも、一定の生活が保障され、

繰り返し活動ができるような、生涯を通じて不安のない社会を実現することでございます。そして、このような社会を実現する前提として、様々なきずながはぐくまれている社会の実現が必要であるとしておるところでございます。

こうしたきずなというのは、家族や地域をはじめ様々なところではぐくまれていくということが大事でございまして、このことによりましたあらゆる場面で助け合い、そして支え合い、さらには分かち合いができる社会につながっていくと考えたところでございます。

さて、この家族の大きさがきずなの強さと関係があるかについては、諸外国の例を見ましてもなかなか検証は難しい面があるかと思えます。御指摘があったように、我が国の家族形態はかつて大家族が多かったところでありまして、中森議員の御家族が9名ということも極めて少ない例なんだろうと思えます。かつてはそうであったことは事実であります。今の社会状況の中で過去のような状況に戻るということは考えにくいのではないかと、こういうふうに思います。

それから、諸外国の例を見ましても、核家族であるがゆえにきずなが薄い、薄くなるとは言い切れない面もあるのではないかな、こういうふうに思います。中森議員の具体的な御提案は今後さらに議論をしていったらいいのではないかと、こう思っております。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（山口和夫） それでは、私からは新卒者トライアル雇用制度に関しまして御答弁申し上げます。

三重労働局の調査によりますと、平成22年3月末現在の本県の新規高等学校卒業者の就職内定率は96.3%と前年に比べて1.1ポイント低下し、大学の卒業生内定率も参考数値で90.2%と2.7ポイント昨年より低くなっております。また、平成23年3月の卒業予定者につきましても厳しい状況が続くことが予想されております。

このような状況を受けまして、本県では若手人材ステップアップ支援事業により、高校生を対象に企業現場見学や就職実務セミナーを実施するとともに

に、新規事業の大学生等就職マッチング支援事業におきまして、就職を控える大学生や未就職卒業者を対象とした緊急就職面接会やインターンシップ受け入れ企業の確保、拡大等を実施し、就職希望者の着実な就職を促進するように取り組んでいるところでございます。

また、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、未就職卒業者人材育成事業として就職先が未決定のまま大学、高校等を卒業した若者等を対象に、基礎的能力を高めるための研修や実施訓練を行い、早期の就職を促進するよう取り組んでいるところでございます。厳しい雇用失業情勢の中で雇用を創出していくため、今後も緊急雇用創出基金のさらなる活用が必要であると考えております。

御提案の新卒者トライアル雇用制度につきましては、雇用主は応募者の適性や能力を見きわめることができ、また、新卒者も企業の業務内容や求められる技術、能力を実際に把握することができるものと考えられます。本県での実施につきましては、緊急雇用創出基金事業の取組状況ですとか、トライアル雇用制度に関する国の施策、他県での実施状況などを踏まえまして、今後総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（林 敏一） 私からは、中小企業支援についてお答えを申し上げます。

本県におきましては、県民しあわせプラン第二次戦略計画の中で知識集約型産業構造への転換を進め、競争力の強化を目指す。それとともに、地域資源を活用した新商品、新サービス等の開発や販路開拓の促進を進め、三重県の地域特性や産業特性に応じた中小企業支援に取り組んでまいっているところでございます。

特に最近の中小企業を取り巻きます経済情勢につきましては、一部に持ち直しという動きが見られておりますけれども、まだまだ厳しい状況にあるということで認識をしております。そのためセーフティネット資金のように緊

急的に対応をすべき施策を進めますとともに、将来目指すべき中小企業の姿を見据えて中長期的な視点での施策に取り組む必要があると、このように考えております。

まず、現在の景況を踏まえ、中小企業にとりましては売り上げの確保が緊急の課題となっておりますことから、経済対策として展示会への出展支援や商談会の開催など、効果的な販路開拓支援に重点的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

さらに、中長期的な視点からは、この国のあり方に関する研究会報告書にもありますように、生き生きと働く場づくりや安心して生活できる環境づくりのためには、地域資源の活用や県民の多様な生活ニーズに対応する地域に密着した産業の育成が重要と考えられますので、農商工連携でありますとか、コミュニティービジネスなどの支援に引き続いて積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔23番 中森博文議員登壇〕

○23番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

今回の子ども手当という発想は、一部で報道されたのを見ますと、「国家は児童労働を禁止し、義務教育制度により児童の稼働機会の保障である」となかなか難しいコメントをされておりましたけれども、ちょっとわかりにくいんですが、つまり育児支援でも、少子化対策でも、経済刺激対策でもないということなのかなと思うんですが、両親が苦勞して子どもを育てて、血の通った家族のきずなというのがやはり大切ではないかなと、このように考えます。

もう1点、この国を実現する政府のあり方についてでありますけれども、「あり方」では公共のサービスの提供から見ると、新たな社会基盤として次世代の育成や活動保障と生活保障を支えるためには、地方政府による現物支給、中央政府による現金給付及び社会保障による現金給付がセットになった高い水準の公共サービスの提供が不可欠と述べられております。

そして、地方政府がこの役割を果たす上では、権限移譲や財源移譲が不可欠になり、地方分権のさらなる推進、地域主権社会の実現が求められていると、こういうようにまとめられております。私はこの基本的な考え方に大賛成であります。そして、政権交代でころころと日本の安全保障や社会保障をはじめ公共サービスの基本に至るまで変わることのない超党派による基本政策合意形成が求められると考えます。

その上で、ただここで少し申し上げたいのが、少し気になる表現なんですが、地方政府、地域主権という表現についてであります。この言葉の定義を明確にしていだければと思います。一般的に憲法で規定されている主権というのは国民主権であり、地方自治はその主権を前提とした分権であると理解しております。そもそも主権とは最高の権力の意味でありまして、対外的にも他の内政干渉を許さぬ独立性を意味するのではないかなと思います。うがった見方で見ますと、仮にその意味で地域主権が解釈されれば、教育でも福祉でも地域、つまり地方公共団体が決めたことについて国が口出ししないと、こんなことになってしまうおそれもあるんです。

そして、全国知事会で今回まとめられました報告書には、地域主権社会の早期実現が目標であると、このように受けとめられるようなまとめ方をされております。将来に希望が持てる地域主権社会とは、具体的にはどのような社会を想定されているのか。知事の御所見をお伺いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 地域主権ということについてでありますけれども、実はこの報告書にまず述べておりますように、これからの社会を考えたときに、国民のニーズにきめ細やかに対応していくというためには高い水準の公共サービス、これが不可欠でございます。

そして、それを担うのは、やはり住民に近い、そういう意味での地方政府、地方政府という言葉はこれまでなかなか使われる機会は少なかったかもしれませんが、地方分権が進んで地域が独自に自分たちで責任を持って考え、決めて行動、活動していくという意味で、これまでの地方公共団体の機能が非

常に高まっていく、そういう意味での自主的、主体的な役割が高まっていくという意味で地方政府という言葉が最近よく使われるわけでございます。

その地方政府の役割というものは、やはりこの高い水準の公共サービスをやっていく上で役割として大きなものとなってまいります。地方政府が地域住民の様々なニーズにきめ細やかな対応をしていくためには、地域のことは地域が解決し、魅力ある独自の地域を創造できる社会が必要であると、そういう意味で地域主権社会というものを位置づけておるところでございます。これは既に三重県では県民しあわせプランにおきまして、私たちが自主的に地域にかかわり、地域をつくっていく社会というのを地域主権の社会とした上で、自分たちの地域のことは自分たちで責任を持って決めていくことができる社会と位置づけているということと同様の意味であると考えております。

また、国の地域主権戦略会議における地域主権ということにつきましては、日本国憲法を前提としつつ、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める。活気に満ちた地域社会をつくるための改革の根底を成す理念として掲げておるところでございます。また、憲法第92条に規定をされております地方自治の本旨とか、また、国と地方の役割分担に係る補完性の原理の考え方に基づいて国民主権の内容を豊かにするものとしておるところでございます。

〔23番 中森博文議員登壇〕

○23番（中森博文） ありがとうございます。

子どもも今までいろんな地方政府だとか地域主権という言葉が、最近こういう言葉が出てきたのかなというふうに理解しておりまして、やはり今「あり方」の整理として少し親切というのか、丁寧にお示しをいただければありがたいかと、このように申し上げておきたいと思っております。いずれにしましても、世界に誇るこの日本の伝統文化とか、こういうこともこの国のあり方にやはり大切ではないかなと、このように申し上げたいと思っております。

さて、続きまして、教育改革について質問させていただきます。

先ほど私は、話が戻りますけれども、三世同居率が高く、女性の社会進出が進んでいる北陸地方では生活保護の保護率が低く、子どもの学力が際立

って高いと申し上げました。そこで、2007年、平成19年に43年ぶりに復活しました全国学力・学習状況調査、全国学力テスト以来、毎年総合的に全国1位となっているのが福井県であります。秋田県が1位もあるんですけども、福井県が総合的に1位と思います。また、その翌年から始まりました体育体力テストも福井県は1位と、勉強もできて運動もできる。そんな子どもたちを育てる福井県にはどんな秘密があるのでしょうかと考えまして、福井県はコシヒカリの原産地であります。毎日朝食時においしいコシヒカリを食べてということかなと思ったんですけども、ほかにも調べました。共稼ぎ率は全国1位、持ち家住宅延べ面積は全国2位、貯蓄率全国1位、三世同居率は秋田県に次いで2位と。

こんなことですが、福井県は伝統的に教育熱心でございまして、幕末期の越前の国、福井藩士、橋本左内の志の高さに習おうと、中学校2年生になると志を立てる立志式を行っているそうでございます。そういう風土がしっかり根づいているため、教育によって人を育て、人が地域を育てるといふ道徳思想が伝統的に受け継がれてきたと私は考えます。

戦後1956年、昭和31年から行われておりました全国学力テストでも、福井県は好成績でした。しかし、この学力テストは競争激化や準備教育などの弊害を理由に1966年、昭和41年、私が中学校1年生のときに、6年生までテストをやったんですけども、中学校1年生のときに廃止されて、43年間中断しておりました。その間、福井県は独自で県内一斉テスト、体力テストを継続していたのであります。43年間の教育のPDCAのサイクルがしっかりと回っていたのであります。

福井の先生たちはみんなに尊敬されております。国語の教育をしながら郷土の偉人の業績についても教えているそうでございます。福井県は日本で一番宿題を出していると聞きました。塾に行くほうが珍しいと。ところが、もう一つ、福井の子は日本一虫歯が多いというデータもあります。ここで少いうけるところなんですけれども、共稼ぎの両親にかわりましておじいちゃん、おばあちゃんがお菓子を与えまして子どもを甘やかしているというのではな

いかと心配されますけれども、実は勉強をやったんかと、宿題をやったんかと、むしろ両親よりも教育熱心でありまして、今も学校や先生を尊敬するという気持ちを持っておられます。

若い親御さんが学校にクレームをつけようとする、おじいちゃん、おばあちゃんがそんなことをしてあかんと。先生に文句を言うものじゃないと、中森家の恥やと言ってとめてくれます。おじいちゃんやおばあちゃんたちは学校と家庭との関係を円滑にしてくれる存在だったのであります。子育て教育におきまして、三世同居の力は大きいなと改めて感じました。さらに、休み時間の読み聞かせ、休日のスポーツ少年団の指導、児童の下校に付き添う見守り隊など、地域で子どもを育てるという意識が強いとお伺いしました。

そこで、子どもの学力向上の観点から全国学力テストについて、教育長の御所見をお伺いします。

さて、小学校では平成23年から、中学校では平成24年からですけれども、新しい学習指導要領が全面的に実施されます。先行されまして実施する算数や数学及び理科につきましては、教科書の改訂や授業時数を増やすなど教科の編成が進んでいます。

そこで、教科書改訂についてお伺いをします。本年は9年ぶりに小学校の新しい教科書が決まります。学習指導要領の全面改定で新しい教科書も内容が充実し、ページ数も多くなっているそうです。昨年度148点の新しい教科書が文部科学省の検定がなされました。小学校で新しい教科書として使用される資格が与えられますけれども、検定済み教科書は通常1種目、例えば小学校国語ですと1年生から6年生までですけれども、数種類存在する各社の中から、5社あるんですけれども、そこから一つを選ぶと。学校で使用する一つの教科書が決定、採択されることになります。

採択の権限は、公立学校につきましては所管の教育委員会、国、私立学校につきましては校長にあります。採択されました教科書の需要数は文部科学省に報告されまして、各発行者に発行すべき教科書の種類、部数を指示、発行者は教科書を製造して供給業者を通じて児童に配ります。国の負担によっ

て無償で供給されます。教科書の選定は、慎重かつ適正に決定されるべき責任の重い判断が求められるという観点から、小学校における新しい教科書の採択について教育長の所見をお伺いします。

次に、授業時数についてであります。

パネルを用意しました。(パネルを示す) 文部科学省の調査によりますと、小学校の標準授業時数は、このファイルのとおり新課程では小学校1年生が850、小学校2年生で910、小学校3年生で945、小学校4年から6年までが980、中1から中3が1015と、このように標準授業時数が変化、増加しております。

小学校の100%の学校で既に新学習指導要領で対応した授業数となって、標準授業数を超える授業時数を実施されている学校も相当あります。教育の効果を上げる、高めるためには、教員の得意教科を生かした教科担任制の導入も進んでおられます。授業時数を増やすためには、9割の小学校が週ごとの時間数を増やして対応したほか、行事を精選したり、長期休業を短縮するなどの対応もされています。

都市部を中心に2学期制に移行するところも増えております。パネルを用意しました。(パネルを示す) 平成21年度には小学校の21.8%、さらには中学校で23%、ごらんの表のとおりですね。2学期制が増えているということが赤色でわかっていただけだと思います。

学校5日制を残したままでの授業時数の確保は、非常に無理があるのではないかかと心配しております。全国では、実質土曜日授業の実施に踏み切った学校もあると聞き及んでおります。

そこで、学力向上に向け、授業時数の確保の観点から、2学期制の導入や土曜授業の実施再開についての教育長の御所見をお伺いします。

また、高校教育改革についてでありますけれども、中高一貫教育ができるように、中高一貫教育制度がスタートしまして10年、当初4校から始まった、全国ですけれども、中高一貫教育は急速に設置が進みまして、平成21年度は前年度より33校増えて44都道府県370校まで拡大されました。設置のタイプは完全な一貫教育を行う中等教育学校42校、同じ設置者が中高を接続して教育

を行う併設型247校、また、連携型というのが81校ありまして3タイプあります。また、公立の学校では168校、私立が197校、国立が5校となっております。22年度も全国で33校の設置が進みまして、三重県では連携型が3校で実施されております。

ほぼ全員が高校進学する現在、公立と私立、普通科と職業高校という二者択一的な選択から多様な進路選択が可能になってきます。また、公立中高一貫校の誕生は、公立校への信頼回復にもつながってくるのではないかと考えます。そこで、地域の公立学校の信頼回復という観点から、中高一貫教育制度のさらなる推進について教育長の御所見をお伺いします。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 教育改革につきましての中森議員の質問にお答えいたします。

まず、一つ目の全国学力・学習状況調査についてでございます。

この調査では、児童・生徒の学力の状況を調査いたしまして学習状況の改善に生かすことができると考えております。市町教育委員会及び各学校におきましては、これらの調査結果をもとにいたしまして少人数教育とか教材の工夫に取り組むなど、きめ細かな指導が行われるようになってきていると思っております。

また、全国学力・学習状況調査につきましては、今年度から抽出した学校が参加する方式に変えられたということでございます。ただ、抽出されなかった学校につきましても、希望すれば参加できるという方式になっております。そういう中で、いろいろな教育の工夫なり改善に取り組めるというメリットがございますが、一方では、希望による調査の場合には採点等による教職員の負担増もある中で、希望参加には消極的になる市町教育委員会もあるという現状でございます。

県教育委員会といたしましては、これまで全国学力・学習状況調査の参加につきましては、特に実施主体である市町教育委員会の意向を尊重してまいって取り組んできております。今後の実施につきましては、国で調査方法等

を検討しているというふう聞いております。非常に授業改善等に生かすのに適切な調査とは思っておりますが、その動向も見きわめながら市町教育委員会と連携して進めてまいりたいと考えております。

2点目の教科書の改訂についてでございます。

議員も御紹介のように、学校を設置する市町教育委員会にその権限があるということでございます。県内には29の市町教育委員会がございます。その中で10カ所の教科書の採択地域に分かれております。各採択地域では採択協議会を設けまして、学校の教員等から成る調査員によりまして、教科書についての専門的な研究が行われております。市町教育委員会では、この結果を踏まえまして教科の種目ごとに各採択地域で一つの教科書を採択するというようになっております。

県教育委員会といたしましては、この採択が円滑かつ適正に行われますように教科用図書選定審議会を設置いたしまして、指導、助言、援助を行ってきております。また、保護者をはじめとして、広く県民の方々の教科書への関心が非常に高うございます。その関心の高さにこたえるように、県内12カ所に教科書センターを設置いたしまして教科書の展示を行っているところでございます。今後とも、採択権者であります市町教育委員会の権限と責任におきまして、適正かつ公正に教科書の採択が行われるように支援してまいりたいと考えております。

3点目の授業時数についてでございます。

各学校では、授業時数につきまして新しい学習指導要領におきまして指導内容が充実され、授業時数が増加しております。そういったことから、授業時数を確保するために学校行事の見直しでありますとか、始業式、終業式の日授業を行うでありますとか、週当たりの授業時数を増やすことなど、様々な取組が行われてきております。また、議員御紹介のように、市町教育委員会の中には2学期制を実施したり、夏休みを短縮したりしているところもございます。

学校週5日制の指針も踏まえる必要もございます。そういった中で地域と

連携した体験学習を行うなどの活動を行われているところもございます。ただ、県教育委員会といたしましては、授業時数につきましては、子どもたちの発達段階を踏まえまして、負担の増加も考慮しながら確保していくことが肝要だというふうに考えております。県教育委員会といたしましては、新しい学習指導要領の趣旨や内容が十分に実現されるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目の中高一貫教育についてでございます。

本県におきましては、平成11年度に全国に先駆けまして連携型の中高一貫教育を導入しまして、今、県内3地域で実施しているところでございます。一つ御紹介を申し上げますと、飯南地域におきまして中高の連携を核といたしまして、地域の方々の協力も得て小学校から中高、大学までの系統的なキャリア教育に取り組んでいるところでございます。この取組によりまして、すぐれたコミュニケーション能力をはぐくむなど、中高一貫教育ならではの成果も上げてきているところでございます。

今後はこれまでの連携型の成果を踏まえまして、中高の6年間をより一層計画的かつ継続的に教育指導ができる併設型でありますとか、中等教育学校の設置につきましても各方面から幅広く意見を伺いながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 中森博文議員登壇〕

○23番（中森博文） ありがとうございます。積極的な御答弁をいただいたかなと思います。

私が小学校のとき、初めて小学校3年生までが無償になったんですね。私が5年になったときは4年まで、6年のときは5年までと、以下ずっと1年送りで、昭和28年度生まれは教科書が有償の時代です。お兄ちゃんのお古が嫌で、親にねだって教科書を買っていただいたと。教科書のありがたみを本当に感じている最後の年でございます。

ここで教科書採択履歴ですね。余りこういうのはどうもなんですけども、

(パネルを示す) 結果的にこれが国語科の、昭和52年からずっと平成21年までこのような結果、それぞれの地域で選定された結果がこのようなことでございまして、本年度はどういうところになるのかなと期待もするところですが、こういう状況がありました。(パネルを示す) 書写のほうも一定の教科書が継続されているかなというような印象を受けますけれども、こういう状況でございます。本当に選定は重い判断が求められます。よろしくお願いを申し上げます。

さらに、中高一貫教育、少子化の流れでございまして、伊賀地域におきましても再編化の波が押し寄せようとしておりまして、公立学校の特色化、魅力化を図りまして活性化を促して、また、公立高校の信頼回復という観点からも伊賀地域にも中高一貫教育のモデルをぜひ御検討いただきたく、御要望申し上げます。

時間が押ししておりまして、耐震化対策をさせていただきます。御答弁される方もありますので、早目に。

第2次三重地震対策アクションプログラムは、減災目標として全体で死者数半数、うち住宅数の耐震化によりまして死者数を26年度まで780人に減少。また、三重県耐震改修促進計画では、住宅の耐震化の目標、平成27年度末90%。平成14年度から各市町、県では木造住宅の耐震診断を支援、耐震補強支援をやっております。目標とされます昭和55年以前の建物の木造住宅16万5000戸のうち、21年度までの耐震診断は2万1000戸にとどまりまして、耐震補強がわずか750戸と聞いております。

また、県民意識調査では、耐震診断の補助制度や補強制度の認知度が低い。診断結果による補強の費用が出せないということで診断を受けないという方が3割、診断の結果何もしないのが6割と、こういう意識調査であります。そして、県として、今後どのような取組で平成27年度末耐震化率90%という目標を達成されるのでしょうか。廣田理事、御登壇いただき、よろしくお願いを申し上げます。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（廣田 実）** 木造住宅の耐震化の取組につきましては、これまでテレビなり、ラジオ等のマスメディアを活用しました広報を中心に取組んでまいりました。また、一方では、既に耐震診断を受けていただきました方を対象に耐震の補強相談会、これらを実施してきました。また、一方では、耐震補強に要します経済的な負担を軽減するために、耐震診断、または耐震補強への補助をしておったわけでございますけれども、昨年度、21年度から補強設計、または簡易な補強工事に対しましても補助制度の拡充を図ったところでございます。これらの取組によりまして、21年度末の耐震化率は79.3%となっております。

耐震改修促進計画で定めております27年度の耐震化率90%を達成するための取組がまさに課題でございます。21年度に実施をいたしました意識調査によりますと、先ほども申されましたけれども、耐震診断、また補強工事に対する補助制度を知っていると答えられました方が半数程度にとどまっておりますことから、耐震化を促進するためには補助制度の認知度をさらに上げるという取組が必要であるというふうに考えております。

このことから、今後は倒壊によります火災の延焼等、大きな被害が想定をされます密集市街地等におきまして、重点的に住宅団地への訪問でありますとか、また、耐震補強相談を実施するなど一層の取組を図りまして、90%の目標達成に向けて耐震化の取組を一層促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔23番 中森博文議員登壇〕

○**23番（中森博文）** 廣田理事の強い決意を承りました。耐震化率90%の目標のために御努力をよろしくお願い申し上げます。

阪神・淡路大震災から15年たつんですね。私が当時ボランティアで行ったんですけれども、1月の末でしたか。思い起こせばというんですけれども、長田区の蓮池小学校ですけれども、そこで私が行ったときにお聞きしたら1500人ぐらいの方が亡くなられたんですけれども、ほとんど倒壊による死者が圧倒的ということで、後で火災も発生しましたけれども、倒壊で下敷きに

なっておりますので、出られないということから、やはりまず倒壊で人の命が亡くなったのではないかなと推測をされているようでございます。

大地震があれば倒壊による死者数は確実に増えるということで、地震対策には耐震補強が県民の命を守るという直接的な働きがあるということで大切な施策と考えます。もちろん県民の理解をいただきながら、積極的な取組をしていただきたいなどお願いもするところでございます。

今、お伺いしましたら密集市街地などにつきましても少し重点施策的にも考えていただくということで、非常に海岸地域に多い密集市街地、住宅の形成がやむを得ない状況でございますけれども、道幅も狭いということから非常に倒壊したときにお隣、近所にも災害が広がるという心配をします。特にそういう密集市街地などのところにつきましては、耐震補強については人の命まで救えるという効果が期待できるというふうに思います。

また、三重県の診断の技術が結構日本の中でもレベルが高いんだそうです。三重県の建築士会さんが構築されましたそのノウハウは、静岡県で採用されまして、静岡県ではその対策が進んでいると。技術提供した三重県がそれより低いということで、非常に歯がゆい思いもしながら技術担当者が申し出ておりました。やはりおひぎ元の三重県で耐震改修が遅れているというのは非常に心配をしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ということで、私たちのふるさと三重県は豊かな山海の幸をはぐくむ自然と第1産業が調和し、美し国と呼ばれる観光立県でもあります。同時に製造品出荷全国9位、特に電子部品で全国1位と、ものづくり立県でもあります。医療や福祉、社会基盤などを改善していただいて、経済成長と安心できる暮らしづくりを実現していただきたいなど、このようにまとめさせていただきながら、「この国のあり方」と題していろいろな質問をさせていただきました。

もちろん、三重県が元気にしていただくためには人であります。人づくりこそが大切と考えます。6月補正におかれましても、緊急雇用対策など多くの人材支援が盛り込まれております。これらを有効に活用されまして、この国のあり方がこの三重県のあり方にうまくつながるように御期待を申し上げます。

ながら私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（森本繁史） 3番 森野真治議員。

〔3番 森野真治議員登壇・拍手〕

○3番（森野真治） 新政みえ所属、伊賀市選出の森野真治でございます。本日5人目ということでございまして、大変お疲れのところと存じますけれども、いましばらくよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思います。

まず第1に、福祉医療費助成制度についてであります。

昨年8月に政権交代が行われ、民主党がマニフェストで掲げていた子ども手当の支給と公立学校の実質無償化がこの4月より始まりました。特に今月は子ども手当の初めての支払い月であることから、各家庭での使い道等についてが話題になっているところであります。少子・高齢化の流れに歯どめがかからず、人口減少社会に突入した中で、子育て支援策の必要性、重要性が国民的に認識され、大きく期待されているところでもあります。

第1に、乳幼児医療費の年齢拡大についてであります。

乳幼児医療費については、子育て支援の観点から導入をしていると説明をされてきており、3年前の一般質問において、子育て支援策というのなら高校卒業まで補助しないと効果がないと申し上げたところでもあります。まさにこの国においても、この4月から子ども手当と高等学校の無償化という2段階で高等学校卒業までの子育て支援策を導入されたところであります。

既に他の都道府県において、続々と名前も乳幼児医療費助成制度から子ども医療費助成制度となり、対象年齢を拡大しており、高校卒業までというのは少ないのですが、中学生以下の入通院を助成しているところはかなり増えております。

もちろん、本県においても、これまで乳幼児医療費助成制度の対象年齢を少しずつ引き上げられてきておりますが、29市町中、実に21市町が単独で対象年齢を上乗せしているのが現状でありまして、前回の引き上げから2年た

ち、子ども手当導入に合わせて他の都道府県でも対象年齢の引き上げが加速している中、当然本年9月より小学生以上を対象範囲にし、名称も子ども医療費助成制度と変更されるものと思っておりましたが、見送られております。

そこで伺いいたします。対象年齢の引き上げをされない理由や今後引き上げを検討されているのならば、その時期と引き上げ後の対象年齢についてなど見通しをお聞かせください。

第2に、同じく乳幼児医療費の所得制限についてであります。

乳幼児医療費の所得制限は、児童手当における所得制限の考え方に準じて平成13年度から導入されており、児童手当の所得制限が緩和されると同時に同様に変更されてきております。本年4月より児童手当が子ども手当となり、支給金額の引き上げとともに所得制限が撤廃されました。これまでの本県の制度改正の流れからいくと、当然この9月から所得制限が撤廃されなければならないはずですが、9月以降の所得制限の撤廃についても見送られております。

そこで伺いいたします。所得制限を撤廃されない理由や今後撤廃を検討されているのならばその時期についてなど、見通しをお聞かせください。

第3に、現物給付化についてであります。

医療費助成の現物給付化については、平成20年1月18日に議会として早期実現を申し入れしておりますが、いまだに実現しようとしておりません。既に何年も議論をされており、受給者の立てかえ払いの負担軽減や償還払いの事務軽減というサービスを優先に考える市町と、現物給付にした場合の国からのペナルティーを理由に反対している市町が対立して全体導入ができない硬直状態が続いております。

しかし、これについては、他県において県下全域ではなく、市町によって現物給付にしている、あるいは同一市町でも年齢区分などによって現物給付と償還払いを混在させている例もたくさんあり、本県でも全市町での導入にこだわらず、現物給付としたい市町は現物給付とし、償還払いのままいく市町は現状のまま償還払いとすることを認めざるを得ない時期に来ていると

思います。地域のことは地域で決めるという地域主権の流れもあります。

そこでお伺いいたします。現物給付とすることについての現在の検討状況と今後の見通しについて、市町の自由な裁量を認めていく考えについてお聞かせください。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（真伏秀樹） 福祉医療費助成制度について御答弁を申し上げたいと思います。

福祉医療費助成制度の運用に当たりましては、環境変化を踏まえた見直しが必要であることから、県とすべての市町で構成をいたします福祉医療費助成制度改革検討会の設置をいたしておりまして、これまで対象の拡大など様々な改革の検討、実施をしてきたところでございます。そうした中で、平成20年9月には、乳幼児の通院分の対象年齢をこれまでの4歳未満から小学校就学前まで拡大をいたしますとともに、障がい者につきましては、新たに精神障がい者1級の通院分を対象とするなど見直しを行ってきたところでございます。

その後、この検討会におきまして受益と負担の公平性の確保、制度の持続可能性、すべての市町での実施可能という三原則を基本的な考えとした上で、まず一つは精神障がい者2級までの対象拡大、二つ目には現物給付の実施というのを優先課題として検討してきておりまして、昨年11月には中間報告をとりまとめたところでございます。その中で、現物給付につきましては、事務の簡素化や利用者の利便性から推進をという意見がある一方で、医療費の増加によります市町や国保財政への影響等から慎重に検討する必要があるとの意見があったところでございます。

また、乳幼児医療費助成制度におけます対象年齢のあり方や、子ども手当の創設に伴います所得制限のあり方につきましては、当初は20年9月に一度制度改革をしていることもありまして、検討項目には上がっておらなかったわけでございますけれども、その後子ども手当の創設等の動きもござい

ますので、新たに検討課題に加えるべきということで現在継続して検討しておるところでございます。中間報告のまとめに対しまして、各市町の意見の聴取を現在いたしております。そうした結果も踏まえまして、引き続き市町と検討会を継続して実施をしていきたいと思っております。

なお、現在検討を進めているわけでございますけれども、例えば来年度以降の子ども手当の動向でございますとか障害者自立支援法、それと、後期高齢者医療制度等の医療制度の見直し全体のいろんな動きが国のほうでは出てきておりますので、そうした動きをしっかりと見据えながら議論を進めていく必要があるというふうに考えております。

それと、もう1点、償還払いと現物給付、現物給付を希望する市町だけでも導入してはどうかというお話でございますけれども、まず希望する市町だけで現物給付をとということになりますと、市町において関係の医療機関、それから、審査をいたします機関等との調整をするということであれば実現は可能かなとは思いますが。ただ、受給対象者の方が必ずしも当該市町の中の医療機関を受診されるわけではございませんので、現物給付を行う市町と償還払いを行う市町が混在をするということになりますと、医療機関での窓口における混乱というのも予想されるところでございます。

また、同じ県内におきまして、窓口で無料化をされるところと支払いが必要になるという方が生じますと、公平性の観点からも検討が必要というふうに思っております。特に先ほども申し上げましたように、多くの市町では現物給付の導入による医療費が増加をするということについて相当懸念をしていらっしゃると思いますので、市町が独自に現物給付を導入したことによりました医療費分につきまして、その分を県が負担するということとなりますと、導入をしていない市町との間の公平性という部分においても問題が生じるかと思っておりますので、この辺は大変慎重な検討が要るかというふうに思っています。

先ほど申し上げましたように、受益の負担の公平性の確保でございますとか制度の持続可能性、すべての市町の実施可能というこの大きな三原則がご

ございますので、こうした三原則を基本的な考え方といたしまして引き続き検討はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔3番 森野真治議員登壇〕

○3番（森野真治） ありがとうございます。

乳幼児医療費助成制度につきまして、子育て支援という政策目的で支出されている福祉施策であります。子育て支援策は少子化が問題となっている現在では少子化対策でもあります。少子化率は都道府県、市区町村によってまちまちでありますので、全体的な出生率の引き上げ策は中央政府がするべきですが、地域の事情に合わせて地方政府が必要に応じて少子化対策を行うのは当然であり、ぜひ地域の事情に合わせた制度の導入を促進していただきたいというふうに思っております。

また、今回取り上げたもののうち、乳幼児医療費の所得制限撤廃と現物給付化については三重県医師会からも毎年要望をいただいております、医療を提供する側からも望まれていることでございます。安心して子どもを産み育てられる三重県にするため、知事並びに担当部局のさらなる御理解と御努力をお願い申し上げまして、この項を終わらせていただきます。

次に、子どもの持つ携帯電話について御質問いたします。

文部科学省が平成21年5月15日付で発表をいたしました全国の小学校6年生、中学2年生、高校2年生並びにその保護者、小・中・高等学校を対象に行った子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果によりますと、小学6年生の24.7%、中学校2年生の45.9%、高校2年生の95.9%が携帯電話を所有しています。小学校6年生で約4分の1、中学校2年生で約半分、高校2年生ですとほぼ全員が持っている、こういう結果でございます。

それでこちらを見ていただきたいんですが、(パネルを示す)携帯電話を持つようになった理由につきまして、小学校6年生では1番が保護者から持つように勧められたから46.7%、2番が塾や習い事を始めたから41.4%、3番目が友達を持っているから14.7%、4番目が生活が楽しくなると思ったから

9.3%であります。中学校2年生では、1番目が友達が持っているから38.4%、2番目が塾や習い事を始めたから31.7%、3番目が保護者から持つように勧められたから29.6%、4番目が生活が楽しくなると思ったから24.5%、高校2年生では、1番が友達が持っているから44.6%、2番が生活が楽しくなると思ったから36%、3番が保護者から持つように勧められたから23.2%、4番が塾や習い事を始めたから12.8%となっております。

さらに、1日当たりの平均通話時間についての結果につきましては、(パネルを示す)小学校6年生がほとんど通話に使わないが42.5%、10分未満45.3%、10分以上30分未満6.4%、30分以上1時間未満3.3%、1時間以上1.0%、中学校2年生では、ほとんど通話に使わないが53.1%、10分未満が34.8%、10分以上30分未満が5.2%、30分以上1時間未満が3.4%、1時間以上が3.1%となっております。また、高校2年生では、ほとんど通話に使わないが42.9%、10分未満が38.6%、10分以上30分未満が7.4%、30分以上1時間未満が5.4%、1時間以上が5.5%というふうになっております。

そして、1日の平均メール送受信件数につきましては以下のようになっております。(パネルを示す)小学校6年生では、ほとんどメールは使わないが32.3%、10件未満が42.5%、10件以上30件未満が15.7%、30件以上50件未満が4.7%、50件以上100件未満が1.4%、100件以上が1.0%、中学校2年生では、ほとんどメールは使わないが9.2%、10件未満が28.9%、10件以上30件未満が27.9%、30件以上50件未満が13.9%、50件以上100件未満が12.2%、100件以上が7.3%となっております。高校2年生では、ほとんどメールは使わないが6.9%、10件未満が34.4%、10件以上30件未満が30.7%、30件以上50件未満が13.8%、50件以上100件未満が9.2%、100件以上が4.7%となっております。

また、通話とメール以外でも携帯電話を使ってゲームをしたり、インターネットをしたりしている時間がかなりあると推測をされます。この議場におられる皆さんに、ぜひ自分が初めて携帯電話を持ったときのことを思い出していただきたいと思います。一々電話機や公衆電話のところへ行かなくても、いつでもどこでも電話連絡がとれるかわりに、何とも言えない束縛感を感じ

たのではないのでしょうか。そんなものが子どもたちの生活の中に持ち込まれています。

しかも、現在の携帯電話は大変多機能で、ほとんどの人がその機能を使いこなせていません。携帯電話がいつでもどこでもどこへでもだれとでも通話や通信ができる情報通信端末であり、そのようなものをまだ分別のつかない子どもたちに無責任に与えているという現実をもっと真剣に考えなければならぬのではないのでしょうか。

親にとって子どもに携帯電話を持たせることのメリットは、主にいつでも子どもと連絡がとれる、GPS機能で子どもの居場所が確認できるなど、子どもの防犯に寄与するものである一方、同じくデメリットとして、携帯電話経由で巻き込まれるトラブルのように、子どもの安全のために持たせたものが子どもを危険にさらしているという二面性を持っていることに悩んでいる保護者がたくさんおられます。

もちろんフィルタリング機能を使って有害サイトにアクセスできなくすることもできますし、キッズ携帯のような通話とメールのみに機能が限定された電話も販売されていますし、何時以降は携帯電話の電源を切るなどというような家庭でのルールづくりにより、そのような問題は解決できると言われる方もおられると思います。しかし、現実にはフィルタリング機能は万能ではなく、子どもたちは抜け道を必ず見つけますし、キッズ携帯は特に中学生以上では持っているというだけでいじめられたりするので持つのを嫌がりませんし、夜に携帯電話に出なかったり、メールに返信しなかったという理由で学校でいじめられたり仲間外れにされるなど、事は決して簡単ではありません。

そのような中で、子どもたちは携帯電話に依存してしまったり、深夜まで電話やメールに気をとられ宿題ができなかったり、睡眠不足になったり、自分の時間が持てないなど、子どもたちの健康や勉学に悪影響を及ぼし、健全な育ちを阻害してしまっているケースが多数報告されています。これらのことを解決するために、親が子どもに持たせる携帯は家族間での通話とメール

機能に限定したもののみとする必要がありますが、現状では既に子ども本人や家庭のモラルに任せた状況では何ともならない状況にあり、青少年健全育成条例に書き込んで規制をかけることが必要であると思います。

もちろん家族間の通話とメール以外ができないようなシステムを構築することや、GPS機能や防犯ブザーの有無や携帯電話のデザインを子どもっぽいものばかりではなく、大人っぽいものもそろえるなど、携帯電話事業者の協力も必要ですが、三重県という大きな単位でのニーズであればこたえていただけるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。学校での教育や親、社会への啓発等、県としてこれまで取り組んでこられたことと、それらの効果や問題点、今後の取組並びに提案いたしました青少年健全育成条例の改正に対する考えをお聞かせください。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 子どもたちの持つ携帯電話の問題に関してお答えさせていただきます。

森野議員から御指摘のございましたように、子どもたちの携帯電話の所有率というのは非常に高くなっておりまして、様々な問題がやはり起こっていることも現実でございます。三重県青少年健全育成条例では、議員おっしゃいましたように、保護者や事業者が子どもたちに有害な情報を閲覧させないように努めることとしており、今、私どもはその普及啓発に努めておるところでございます。また、法律のほうも青少年インターネット環境整備法というのが21年の4月1日から同様の趣旨で施行されており、こういったものをあわせて現在普及啓発に努めているような状態でございます。

そのほかに三重県の取組といたしまして、子どもたちの携帯電話の利用に関して、地域の大人たちが正しく現状を理解し、適切なアドバイスができるようになっていただくことが非常に大切だと思っております、住民ボランティアの養成に取り組んでいるところでございます。これは昨年度からの新規事業でございまして、昨年度は220人の方に御受講をいただきました。

また、それと並行しまして、昨年度まではネット被害を防止するための講習会として、県の職員が出前講座ということで各地に出向いてまいりまして、これは3年間の累積で1万5000人の方に御受講をいただきました。そういった取組を踏まえて、昨年度から住民ボランティアの養成という、少し高度な活動をしていただけるような方々の養成に取り組んだところでございます。

今後さらにこういった住民ボランティアの方々が、私ども関係機関と連携した取組を進め、青少年、子どもたちの携帯電話の使用に関して様々なアドバイスが地域でできるように、さらに養成講座のステップアップなどを図って取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

こういった取組を第2期の次世代育成行動計画の中においても重点事業と位置づけまして、今後しっかりと進めていきたいというふうに考えておりますし、また、いろいろ問題点を御指摘いただきました点については、三重県青少年健全育成審議会という審議会がでございます。こういったところでも専門的見地から様々な御意見をいただきながら、この取組をしっかりと進めていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、携帯電話の利用に限らず、子どもたち自身がしっかり自ら主体的に考え判断するという力が身につけられるということが一番もって大切なことであるという考え方も持っておりまして、しっかりとこういうボランティアの方々も活用させていただきながら、子どもたちの力をつけるための取組について進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 子どもの携帯電話使用に係る教育委員会のこれまでの取組についてお答え申し上げます。

携帯電話でございますとかインターネットの利用によって起こりますいじめ等の問題に対応するために、昨年度教育委員会では、公立の全中学校、高等学校を対象にいたしまして、学校非公式サイトの検索監視を行ったところでございます。その結果といたしまして、すべての学校で非公式サイトが見

つかりました。その総数が1万サイトを超えるなど、当初の予想を大きく上回る利用実態が明らかになったところでございます。その中で、特に悪質な誹謗中傷や個人情報の掲載等につきましては、関係機関と連携を図りまして削除を行っております。

さらに各学校におきましては、検索監視結果をもとにいたしまして情報モラル、リスク教育等に取り組んできたところでございます。本年度は検索監視の対象をさらに小学校、特別支援学校にも拡大するとともに、精神科医等から専門的な助言をいただきながら、ネットに依存する子どもたちへの指導のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、教育委員会といたしましては、携帯電話に対する保護者の理解を進めることが何より重要であると考えております。このことから保護者によるネット啓発チームを編成しまして、啓発活動を進めるとともに、重大な事案に対しましてはネット対策チームによる支援を行ってまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔3番 森野真治議員登壇〕

○3番（森野真治） ありがとうございます。

様々な取組もいただいておりますけれども、親自身が思っている、自分の家族だけで済まないという状況にあるということをもう一度強調させていただきたいというふうに思います。

子どもたちが健全に育っていける環境づくりの一つといたしまして、今日はこの携帯電話の規制について提案をさせていただきました。どうか地域として子どもたちを守っていくためにも、この問題について県民議論をしていただければというふうに思っております。県当局のさらなる子どもたちの育ちの環境整備に対する御努力をお願いいたしまして、この項を終わらせていただきます。

それでは、3点目の伊賀地域の救急医療体制について御質問いたします。

本年3月19日のことですが、午後5時20分ごろ伊賀市の78歳のひと

り暮らしの女性が自宅の居間で血を吐いて倒れられているのを近所の住民が発見し、119番通報をされました。約4分後に救急隊が到着し、隊員は消化器系の疾患と判断、この日の救急当番病院に受け入れを依頼いたしました。専門医の不在を理由に受け入れを拒否、さらに津市や鈴鹿市、滋賀県甲賀市など周辺6病院にも依頼いたしました。同じく受け入れを拒否、最終的に救急車が到着してから約70分後、現場から約50キロ離れた津市の病院が受け入れに応じていただけることになり、50分かけて搬送をされました。

女性は発見時には意識がりましたが、約2時間後病院に到着する直前に心肺停止状態となり、翌朝出血性ショックのため亡くなりました。心より御冥福をお祈りいたしますとともに、二度とこのようなことを起こさないためにも、保健医療計画を策定している県の今後の対応についてしっかりと伺いしたいと思います。

まず、知事にお伺いいたします。保健医療計画を策定した県としての責任を感じておられるのか。また、原因をどのように分析されており、今後どのように対応されるのか、後ほどお聞かせください。

それでは、伊賀地域の現状についてでございますけれども、フリップをごらんください。(パネルを示す)10万人当たりの医師数についてでございます。全国では平成16年に201人であったものが、平成18年に206人、平成20年に213人と12人増加をしております。三重県におきましても平成16年に177人であったものが平成18年に178人、平成20年に183人と6名の増加をいたしております。しかしながら、伊賀地域におきましては、平成16年に119人であったものが平成18年に118人、平成20年には115人と4名の減少をいたしております。

このような状況の中で、平成20年4月から伊賀の3病院において救急輪番制が開始されましたが、その後も医師の減少が続き、本年4月からは上野総合市民病院の内科医師が4名に減少しており、さらに7月には1名に減少することが報道されています。

次に、救急当番日数と割合につきましてです。(パネルを示す)3輪番におきまして平成20年4月から始まったわけですが、上野総合市民病院が平成20

年には104日で28.5%、岡波総合病院が91日で24.9%、名張市立病院が170人で46.6%でございました。平成21年には上野総合市民病院が112日で30.7%、岡波総合病院が93日で25.5%、名張市立病院が160日で43.8%になっております。

内科医が4名に減少いたしました平成22年4月から6月につきましては、上野総合市民病院の日数が23.5日で24.6%、岡波総合病院が24日で25.1%、名張市立病院が48日で50.3%となっております。上野総合市民病院の22年4月から6月の当番日のうち、9日間は内科医がいないため外科系のみを受け入れとなっております、名張市立病院もバックアップのために救急体制をしいているため、上野総合市民病院を0.5日、名張市立病院を1日としてカウントをさせていただいております。

次に、この3輪番の病院の位置図をごらんいただきたいというふうに思います。(パネルを示す)一番最後のページですね。上野の総合市民病院と岡波病院については伊賀市の大体真ん中ぐらい、名張市立病院については名張市の西南部分に存在をしております、この伊賀市、名張市を合わせた3輪番体制が組み立てられているということで、お互いに搬送距離が長くなっているということから平均到着時間等が遅れているという現状が発生しております。

このような状況のため、伊賀市と名張市は本年3月に5年から10年後に拠点病院を適切な場所に建設することを前提に、本年7月から両市立病院の機能分担をし、来年度をめどに経営統合に努める旨の確認書を交わしております。しかし、3輪番の開始により名張市立病院への救急搬送が行われるようになったことと、医師不足による受け入れ拒否の増加により伊賀市の救急搬送状況が悪化をしております。

次に、収容平均所要時間、119番通報から医療機関に収容するまでに要する平均時間の推移についてフリップをごらんください。(パネルを示す)平成18年には、伊賀市の平均が28.3分、三重県が31.3分、全国が32.0分でした。平成19年には、伊賀市が31.5分、三重県が32.4分、全国が33.4分となっております。

平成20年には、伊賀市が40.3分、三重県が34.3分、全国が34.4分、平成21年以降は伊賀市の統計しかありませんが、平成21年伊賀市は46.7分、平成22年1月以降では52.4分というふうになっております。ただし、18年から20年までは出勤指令が行われてから病院到着までの時間、21年度以降は119番通報を受けてから病院到着までの時間というふうに計算の仕方が変わっておりますので、約1分30秒の差がありますことを御承知おきください。また、平成22年につきましては、1月から5月の平均であります。

平成20年9月に伊賀で9分近く伸びているのは、3輪番体制が4月から開始をされたことによる搬送距離の増加によるものと思われまます。また、平成21年の6分半の伸びは、先ほど言いました搬送時間のはかり方が変わって、1分30秒伸びていることに加えて、前年は4月以降でありましたが、この年からは通年で3輪番というふうになったため伸びているというふうに思われまます。

また、平成22年に入ってさらに悪化しているのは、名張市立病院の救急当番回数が増えたこと、医師不足が加速をして救急当番の時間帯以外の昼間の時間帯の受け入れ拒否が増加したためというふうに分析をされております。

最後に、医療機関に受け入れの照会を行った回数ごとの件数についてごらんいただきたいと思います。(パネルを示す)これは伊賀市の消防本部のものであります。平成21年の1年間に1回目の受け入れ要請で受けてくれた回数が3869件、一度以上断られ2回目で入れたもの、以降回数と件数を言いますと、2回が170件、3回が74件、4回が23件、5回が9件、6回が7件、7回が6件、8回が5件、9回が3件でございます。冒頭御紹介の例はこの7回の6件の中の一つであります。

平成22年につきましては、1月から4月の4カ月分の集計であります。1回が1180件、2回が64件、3回が21件、4回が11件、5回が4件、6回が2件、7回が2件、8回が2件、10回が1件、このようになっております。

このような状況の中で、残念な事案が発生したわけでございますが、この問題を解消するためには、もちろん医師不足解消が最も効果が高いわけです。

が、それについてはこれまで何度もお願いをしてきておりますので、今回はそれ以外の支援についてお伺いをいたします。

まず、伊賀市と名張市が交わした確認書には、5年から10年後に拠点病院を適切な場所に建設するということが記載されておりますが、県として建設費に対して補助していくお考えがあるのか、お聞かせください。

また、医療資源の提供以外にも、救急医療体制を向上させるための施策はあります。例えば、救急搬送時間の短縮であります。119番通報から現場到着までの時間の短縮、現場到着から搬送先病院の決定までの時間の短縮、現場出発から病院到着までの時間の短縮の3段階に分けることができます。

平成21年3月に行いました救急医療体制調査特別委員会からの知事への提言書の中に、搬送先病院の決定は救急隊ではなく県単位での医療情報センターを整備して、そこから瞬時に指示できるような体制を構築するようにと書かれていました。平成21年10月には改正消防法が施行され、国からも県に速やかに救急搬送受け入れの実施基準を策定することが求められています。

そこでお伺いいたします。特別委員会からの提言から1年3カ月、改正消防法施行から8カ月経過しており、搬送先病院の選定支援システムの構築に時間がかかり過ぎていると思われます。遅れている理由や今後の見通しについてお聞かせください。

また、輪番制により伊賀市と名張市の両市間で相互に救急搬送が行われます。その際に通る伊賀市と名張市を結ぶ幹線道路である国道368号線や165号線、422号線などは朝夕や休日等慢性的に渋滞をしています。これらの早期解消を図ることも効果があると思われますが、今後優先度を上げて整備をしていくお考えがあるのかお聞かせください。

最後に、東京都など多くの都道府県では、救急車が交差点に接近した場合、信号機を青にするシステムが導入されています。渋滞により交差点内に救急車が進入できない状況を解消し、安全かつ迅速に救急搬送をするために効果があると思われますが、導入についてのお考えをお聞かせください。

以上、御答弁をお願いいたします。

[野呂昭彦知事登壇]

○知事（野呂昭彦） まず、先般3月19日に発生しました伊賀の救急搬送の事案について、とうとい人命が失われたということ、私も大変残念に思います。こうした事案の背景には、地域の深刻な医師不足などの問題があると考えておりまして、県としては従来から医師確保をはじめ地域医療を維持するための取組を進めておるところでございます。今回のような事案が生じることのないように、関係市町と連携、協力をしながら、現状の医療資源の中でより適切な救急医療が確保される仕組みづくりを目指してまいりますとともに、医師をはじめとしました医療従事者の確保などの取組を進めてまいりたいと、このように思います。

それで、伊賀の救急医療体制についてでありますけれども、伊賀地域というのは、御指摘がありましたように人口当たりの医師数は県内でも最も少ない状況でございまして、地域医療体制確保には大変厳しい状況があるということも認識をいたしております。このため、三重県のほうでは二次輪番病院の当直医師の確保に必要な経費を助成いたしますとともに、診療支援を行います医師を確保するなど、伊賀地域におきます医療提供体制の維持に努めてきておるところでございます。

しかし、医療資源が限られた中で効果的な医療提供体制を構築していくというためには、医療機関の機能分担と相互の連携を促進していくということが不可欠でございます。こういうことから、県のほうで本年1月に策定いたしました地域医療再生計画、ここにおきまして医療審議会での議論も踏まえ、伊賀地域等における医療供給体制の再構築などへの支援というのを盛り込んだところでございます。

住民が安心して医療が受けられる医療提供体制を構築していくというためには、地域医療の状況を踏まえまして関係市町、それから、地区医師会、医療機関等が十分に議論を尽くして連携して取り組んでいく必要がございます。伊賀市、名張市におかれましては、県も参画をした中での伊賀地域医療体制整備計画検討委員会、ここでの議論を踏まえまして伊賀、名張、両市民病院

の機能分担に向けた具体的な検討を進められているところでございまして、その早期実現を期待するとともに、県としても引き続き調整支援を行ってまいりますと思います。

それから、御承知のとおり先般三重大学に救急救命センターがオープンを行いました。このことによりまして二次救急の体制等との連携というものがこれから進んでいく。また、そういう調整を検討していくんだということを三重大学の竹田院長もおっしゃっておられたところでございまして、そういった面からも体制の整備をしております。

それから、かねてから強い御要望もあるドクターヘリの問題につきましても、三重大学の附属病院並びに日赤の山田赤十字病院の新しい病棟もつくられるということでございますので、そういったときに合わせてドクターヘリの運用ができるように、今後詰めてまいる予定にしておりますのでございます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（真伏秀樹） 伊賀地域の救急医療体制について2点ほど御答弁を申し上げたいと思います。

まず一つは、新たな基幹病院に対する整備の支援ということでございますけれども、先ほど議員のほうからも少し御紹介がございましたように、伊賀市、名張市の両市におかれましては、伊賀地域医療体制整備計画検討委員会での検討を踏まえ、本年3月に地域医療体制の充実を図るという観点から、一つには両市で構成をいたします一部事務組合等の設立に向けて協議を進め、平成23年度を目途に両市民病院の経営統合に努めること。二つ目といたしましては、安定的な二次救急医療体制を確保するため、両市民病院の機能分担が実施できるよう具体案を策定する。三つ目といたしましては、おおむね5年から10年を目途に伊賀地域の拠点病院を適当な場所に建設するものとするという内容の確認書が取り交わされているところでございます。

伊賀地域の厳しい救急医療の現状を踏まえますと、早期に安定的な二次救急医療体制を整備していくために、県といたしましても、確認書に記載されている内容に沿って両市民病院の経営統合及び機能分担を早急に進めていく

必要があるというふうに認識をしております。本年1月に策定をいたしました県の地域医療再生計画におきましては、地域医療の医療提供体制の再構築に向けまして両市民病院の機能分担、相互の連携強化を図るということで、救急医療体制の整備や電子カルテの導入などの情報と協議に要する事業といたしまして、総額12億6000万円の財政支援を盛り込んだところでございます。

伊賀市、それから名張市両市におかれましては、早期に両市民病院の経営統合及び機能分担を実現され、伊賀地域の住民の方々が安心して医療を受けられる医療提供体制を構築されることを期待いたしております。県といたしましても、両市の取組に対して必要な調整、支援を行っていくことといたしております。

それと、もう1点、救急搬送及び受け入れの実施基準でございますけれども、平成21年10月30日の改正消防法の施行を受けまして、本県といたしましても平成22年1月19日三重県救急搬送・医療連携協議会を設置いたしまして、その下部機関といたしまして、一つは搬送基準専門部会、もう一つはメディカルコントロール専門部会を設置いたしまして、実施基準の検討を進めてきているところでございます。現在、消防機関が保有いたしております救急搬送に関する情報の分析を行いますとともに、主に輪番体制により構築をされています地域ごとの救急医療体制の把握などを行っているところでございます。

また、傷病者の状況を救急隊員が的確に判断をいたしますために、そのための基準づくり、それと、傷病者の状況等に応じた適切な医療機関への搬送をするための基準について、既存の救急搬送に関する取組との整合を図りながら検討を行っているところでございます。現在九つの地域に分かれましてそれぞれ作業を進めておりますので、早期に実施基準の策定をいたしまして公表できるように一生懸命取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 伊賀地域における救急搬送時に使用される幹線道路網の整備についてお答えいたします。

迅速な救急搬送のためには、安全かつ円滑な交通の確保が重要であります。その中で、道路が担う役割というのも大事であると考えております。伊賀市の中心部と名張市の中心部を結ぶルートといたしましては二つ考えられます。一つが国道368号、もう一つが国道422号を経由して165号を通ると。この二つのルートでございまして、これらの路線につきましては既に2車線の改良は済んでおります。

しかし、特に国道368号では交通量が非常に多く、朝夕の通勤時間帯を中心に混雑しております。そこで、県といたしましては、名阪国道の上野インターチェンジから名張市の国道165号までの間、約14.1キロメートルございまして、この間につきまして順次4車線化の事業を進めていきたいと考えております。既に着手している工区もございまして。また、このほかの名張中心部から旧の青山町へ至る165号に並走して、その北側に県道の上野名張線という県道がございまして、その整備も進めることによって165号の補完を努められるのではないかと考えております。今後とも伊賀地域の救急搬送の円滑化に資する道路整備に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔河合 潔警察本部長登壇〕

○**警察本部長（河合 潔）** 緊急車両の優先的通行に関しましてお答えいたします。

まず、安全で円滑な交通を確保するため、警察といたしましては幹線道路の円滑化対策を推進しております。特に伊賀地域におきましては、伊賀市や名張市の中心部の信号機を系統化するなどして、緊急車両をはじめ通行車両のスムーズな走行の確保に努めております。

ところで、議員御指摘の緊急車両を優先的に通行させるシステムというのがございます。これはFAST（ファースト）という現場急行支援システムというものがございます。これは緊急車両の出動、通行回数が多い地区に

おきまして、光ビーコンと車載機との相互通信により緊急走行中の緊急車両を検知し、優先的に走行させる信号制御システムでございます。その効果でございますが、緊急車両が現場や医療機関等に到着するまでの時間を短縮するとともに、緊急走行に起因する交通事故防止のほか、副次的に走行がスムーズになるということによりまして車中の救急措置への影響を緩和する効果もあるという報告がございます。

全国的には、先ほど御紹介がございました東京都をはじめ13都道府県において既に導入されております。いずれも恒常的な交通混雑が見受けられる道路の区間に設置され、導入後は平均移動時間の短縮などの効果があると聞いております。今後は先進県の事例やその整備効果につきまして検証するとともに、緊急車両等の円滑な走行を確保するため、引き続き幹線道路を中心に交通渋滞解消対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 森野真治議員登壇〕

○3番（森野真治） ありがとうございます。

伊賀の緊急医療の問題につきましては、既に伊賀の地域だけの力ではどうにもならないというところまで来ております。知事並びに担当部局長には、三重県民である伊賀地域の医療、県としてあらゆる方策を駆使してぜひお支えをいただきますように重ねてお願いを申し上げ、この項を終わらせていただきます。

最後に時間がございませんが、高等学校再編活性化についてでございます。

伊賀地域では、少子化によりまして上野工業高校、上野商業高校、上野農業高校の3校が再編化をされまして平成21年から伊賀白鳳高校としてスタートいたしております。いよいよ来年度末に最終学年が卒業いたしまして、古い高等学校が廃止されるに当たりまして地域では跡地利用の問題が取りざたされております。

上野農業高校の跡地については、既に三重県広域防災拠点・伊賀拠点として生まれ変わることが決まっておりますけれども、商業高校について、校舎

並びに体育館、グラウンドなどの跡地利用について未定な状態となっております。上野商業高校の校舎は耐震工事も済んでおりまして、今後も使用可能ですし、体育館は建築後10年余りしかたっていません。県内屈指の立派な弓道場、テニス場、そしてグラウンドもあります。

伊賀白鳳高校の定員は上野工業高校の定員に比べて増えておりまして、校舎の増築もされております。旧3校の平成19年の合計定員の3分の2ということでありまして、現在の上野工業高校から引き続けているグラウンド、体育館等のスポーツ施設では足りないということでございまして、商業高校跡地が廃墟にされますと再編活性化どころか質の低下ということになりかねないということもございます。

また、校舎並びに駐車場については。

○副議長（森本繁史） 質問は簡潔にお願いします。

○3番（森野真治） 地域の公民館や生涯学習施設として活用する声も広がっておりまして、スポーツ施設、学校行事等、クラブで使用しないときは引き続いて地元でも活用したいという声もございます。したがって、商業高校の跡地について、廃止後引き続いて伊賀白鳳高校のスポーツ施設として活用いただきますことと、それから、校舎等を伊賀市に払い下げ、あるいは管理委託をして地域の公共機関として活用していただきたいことを御要望だけ申し上げまして、時間が来てまいっておりますので、終わらせていただきたいと思っております。

今後とも、県当局には県民の声に耳を傾けていただきまして、将来に希望を持って生きられる三重県づくりにお努めいただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

## 休 憩

○副議長（森本繁史） 本日の質問に対し関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

---

午後3時15分開議

**開 議**

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**質 問**

○議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

最初に、真弓俊郎議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） 真弓俊郎議員の国民健康保険県費の補助をやめたのは許せんやんかということで、そのことに関連をして2点ばかり聞いておきたいというふうに思うわけです。

もともとこの国民健康保険制度というのは、真弓さんも触れられましたし、知事も構造的な問題があるということは言ってみえるんですけども、保険証1枚で医者にかかるという国民皆保険、本当に医療を公的に保障するという制度として憲法で保障された生存権にもかかわる極めて重大な、重要な人権にかかわる施策だと思うわけです。

ところが、国民皆保険制度が崩れてきているという実態があります。これは保険料が高過ぎるからですね。条件が悪い。6割が無職の人ですね。高齢者が多い。それから、やっぱり市や町村は随分苦勞してくれているんだけど、毎年のように値上げをせんらんという問題が出てくる。そういう中で、県が直接補助するというのはとても大事なことだというふうに思っているわけであります。

私たちが調べてみましたら、1970年の最初は188万5000円から県費補助が始まりました。私が当選したときは188万でしたかね。それからずっとやかまし

く私も言い続けてきました。何とこれが762万なり、9000万台に上り、そして、1990年には1億1400万まで来たんですよ。それで、2000年度には1億3741万まで増えてきたんですけども、それがぐっぐっと下がって行って、何と2003年度にはゼロに減らされたんですよ。2003年度というと平成15年度ですね。野呂知事が当選したときですね。これは野呂知事が予算編成した予算ではなかったかもしれん。北川さんの最後ですけど、この段階でゼロになった。

しかし、都道府県で随分まだ頑張っているところが多いんですよ。頑張っているところが多い。お隣の愛知県、岐阜県なんかもちろんと県費補助を出している。だけれども、これが三重県ではゼロと。冷たい話であります。野呂さん、その前には松阪市長をやってみえたりしたわけですから、国保財政の大変さというのは十分わかってもらっているはずですね。

高過ぎるから収納率は物すごく低くなる。これは昔つくった図表ですけど、(資料を示す)私が前につくった。国保料はずっと値上げになって、それで収納率がずっと下がっていく。国民健康保険証の取り上げ率、いわゆる資格証明書がどんと増えると、こういう当然のことながらの結果でありますけれども、こういうような状況になっている。

今、三重県も保険証を取り上げられている人が9019世帯ですね。ただ、これは市町村で物すごくアンバランスがある。保険証を渡していないということはやめるということで、5町がまだ資格証明書取り上げというようなことはやっていない。短期保険証、これはかなりの数、1万世帯ぐらいありますけれども、三重県は他の都道府県に比べても異常に高い率、取り上げ率が、こういう状況になっているわけで、これは冷た過ぎる。

子どもの無保険の問題が随分あって、私たちも随分迫りました。そんな中で、資格証明書、いわゆる保険証取り上げについては十分留意せいということで、厚労省の児童家庭局のほうからも通達が来ている。こう言っていますよ。

保険証は可能な限り督促も行う中で、電話督促や個別訪問などの方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対して

滞納が継続すれば資格証明書になりますよという旨をちゃんと周知しなさい。その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題などの庁内相談窓口の周知もあわせて、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例については、情報共有ができるように庁内体制をきちんと図りなさいよと、こういうふうに丁寧な通達が平成20年の10月30日に来ているわけですよ。

これが本当にきちんと守られていない。四日市なんか物すごく件数が多いし、職員が足らんから、結局は通知を送って相談に来なかったらもう渡さんよという形になっているわけです。だから、大都市部で物すごく率が高いんですね、保険証の取り上げ率が。だから、こういう保険証取り上げをやめよということ。これを丁寧な指導を市町村にやれと。

そのためにも、県が口を出さばっかで金を出さんやないかと言われているんやね。やっぱり1億3000万余りの県費補助はもう一度復活する。市町も頑張って一般会計からも出しているわけですから、せめてこれぐらいことはやったらどうやと。この問題は知事にはっきり答えてもらいたい。この2点を明確に聞いておきます。

**○知事（野呂昭彦）** この国のあり方の検討の中でも、我が国が様々なところでセーフティネットが崩壊してきておるということを指摘しておるところであります、そういう意味ではこのセーフティネットを張りかえていくということが大事なことでございます。もちろん、医療提供体制についても、持続可能なそういった安定的な医療供給体制を構築していくということをやっておるところでございます。

しかし、これはこれからの国のしっかりした対応ということが大事でございます。三重県としては、今、御指摘の国民健康保険負担軽減補助金、これは平成14年まででなくなっておるところであります、ただ、この法に基づいて保険者であります市町に対しての調整交付金であるとか基盤安定負担金、こういったものにつきましては、例えば平成22年度の当初予算ベースで見ますと110億円の費用負担をしておると、こういう状況でもあるということござ

ざいます。

あと、詳しくは部長のほうからお答えを申し上げるところであります。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） 時間がないので、趣旨は十分よく、市町への指導は健康福祉部長、頼みます。問題は、やっぱり今の調整交付金だ何だってというのはこの制度でもあるというか、国の制度でやるからどこも出さんなら金ですわ。私の言っているのは、28万の世帯があるんですよ、この三重県の国保の世帯が。その中で4分の1が滞納世帯になっているわけですよ。直接保険料に対する補助を出したらどうやというふうに言っているわけです。それをやっていたんです、今までね。

それがたかが1億3000万だけれども、保険料の軽減というのは250円ぐらいになるんです、1世帯当たり。だから、そういうことを県も本当にやるべきではないか。そう言うとすぐにまたこの国のあり方なんていうような話に逃れられるので、この国のあり方と言うならば私は28万世帯の苦勞をしている国保に1億3000万ぐらいの金を削って、それでシャープへの90億円の補助金だとか、あるいは石原産業1社に59億もお金をかけてのそんな産廃処分場という、その対比は本当に県民の常識から考えたら全く譲れん話と違うかなど。私はそのことを率直に指摘しておきたい。この国のあり方、これが今問われている。この県のあり方も問われている、そのように思います。

以上で関連質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷哲央） 次に、中森博文議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。45番 永田正巳議員。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） それでは、関連質問させていただきます。

中森議員がこの国のあり方、あるいは教育改革を通告されましたので、これは何としてもというふうに思って通告させていただきました。どうぞひとつよろしく願いいたします。

まず、この国のあり方の問題で道德教育に絡めてということでございますし

て、峠という言葉ですね。これは野呂知事がおつけになったということでございます。この峠というのは、大変私は意義深い言葉だというふうにも思わせていただいております。まさに時代は大転換期と、こういうことに相なるうかと思えます。この転換期をどのようにしてこれからのあり方、ありようを見つけ出していかと、こういうことを考えますときに、私も今日半世紀以上、69年間生かさせていただいてまいりまして、つくづく考えますときに、これは国民全体のもう一遍原点から見つめ直した意識改革がどうしても必要じゃないかと、これもつくづく思うところでもございます。

そういった観点から、この国のあり方を見ましたときに、我々が子どものころからはぐくんできた日本古来の精神文化、これをどうしてももう一遍国民の中に、ましてや、これから次代を担う子どもたちにはぐくんでいくことが何よりも肝心ではなかろうかと、このようにつくづく思い、何としてもこれは今生きている者のある意味では一つの責任であろうと、こういうふうにするわけであります。

そんなときに今案というものでしょうか、配られて拝見いたしますと、ここにこのような精神をどうしても、二、三行でもいいから、これからはこうならなきゃいけないよというような精神論を、理念と申しましょうか、精神論をひとつここに盛り込んでいただく。たまたま座長である野呂知事でございます。一度ひとつこの件について御所見をお伺いしておきたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○知事(野呂昭彦) 永田議員におかれては、かねてから二宮尊徳をかじられ、道徳教育の重要性を指摘されておるところでございます。私は、そのことについても、私自身もその重要性を認めるところでございます。ただ、子どもたちは大人の社会の鏡でもあると言われておるように、実は今問題になっておるいろんな課題、これは一方でやはり大人の社会そのものの問題でもあります。したがって、この国のあり方におきましては、実はきずなということにつきまして広範からとらえておるところでございます。

このきずなという問題については、やはり次世代の育成、あるいは人々の

活動や生活を保障する基礎的な支えとなるものであり、経済原理だけではとらえられない張り合いと潤いをもたらすものである。したがって、そういう意味で家族、あるいは地域のきずなといったものをしっかり再生していかねばならないということで指摘をしておるところでございます。

教育についても、もちろん次世代への育成というのは新たな社会基盤だというふうに位置づけておりました、その中で社会全体で子どもを育てると同時に、教育を受ける権利をしっかりと保障していくことが大事だということを申し上げておるところです。教育そのものについては、一人ひとりの人格完成ということが目的でありまして、また、国家社会の形成者を育成するというものであることは言うまでもないことであります。子どもたちに倫理観や規範意識、これは必ずしも十分でないと言われてもおりますから、そういう意味では今後道徳教育に期待するところも大いにあるところであります。

私は地域性、地域地域できずなのあり方というのも変わってくるんだろうと、こういうふうに思います。そういう意味では、教育においても現場でしっかりと地域にいる子どもたちを見ながら、その地域に合った取組、こういったことを現場主義で追求してもらおう努力をさらに期待いたしていきたいと、こういうふうに思っております。多分残余は教育長が答弁すると思えます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番(永田正巳) もう時間が押してまいりますので、ひとつこういう精神、日本が古来からはぐくんでまいりましたこの精神だけは大事にしなきゃいかんと思っておりますので、ぜひこの国のあり方にも何とかひとつ盛り込んでいただきたいと、これが私の本音であります。

それから、この心のノートについて、前回私が一般質問でやりました。そのときの教育長の答弁では、小学校では100%利用されるとか、あるいは中学校では99.4%の利用をされているという御答弁をいただいております。これは議事録なんですね。これはちょっと意外なことが実はあるんですよ。何かといいますと、北勢地域なんだろうが、146人の中学生にアンケートをとったんですね。そうしましたら、全然使用していないというのが80人もいたら

しい、146人中。そして、使ったかどうか覚えていないというのが23人、学期に1回程度というものが17人、この数字を見ますとほとんどこの活用はされていないというふうにとられてもいたし方ないと思うんですわ。

ですから、こういうような感覚、御答弁いただいた感じでは、非常に私もがっかりしておるんですが、実態はそういうことです。だから、もう一度現場を精査していただいて、道德教育のあり方をもう一遍考え直していただいて、しっかりとこの道德教育たるものを三重県教育委員会としてはいかにやるべきかということをもう一遍原点から見直していただいて、この問題について真剣な取組をお願いしたいというのが今日の関連質問の本音であります。ちょっと簡単に。

○教育長（向井正治） 永田議員の意を受けまして、現場におきましてしっかり心のノートが使われますように指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） ちょっともう少し実のあるしっかりとした決意表明を期待したんですが、もう時間もないので申しわけありません。また次にしましょう。

では、私の関連質問はこれで終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三谷哲央） 次に、森野真治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。17番 北川裕之議員。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

○17番（北川裕之） スケジュールが厳しい中で関連質問をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。伊賀の救急医療の厳しさ、その危機感を何としてでも知事にも、また部長にも、そして、また多くの皆さん方にも共有をしていただきたいという思いでちょっと時間をちょうだいいたしました。

一つだけ先に御理解をしておいていただきたいのは、今、伊賀の救急医療

の現場の中で、伊賀市と名張市の機能分担、役割分担の話が出ているのは御承知をいただいていると思います。この前提は現状の内科医、外科医の医師数が確保されてもまだまだ厳しい状況なので、ましてや、そこからマイナスになっていく、減っていく状況の中では、幾ら役割分担、機能分担をしても救急医療が守られることがない。

少なくとも2年、3年前の医師数の状況であれば機能分担、役割分担をしても救急医療が確保でき、回っていくという環境がつかれるわけですが、現状、もしくはさらに医師数が減になってしまうという中では、幾ら役割分担、機能分担をしていただいても、それが成功したとしても、救急医療365日、24時間は守れないというレベルであるということを確認いただいて、さらなる医師数の確保、これが絶対条件であるということをごひ改めて御認識をいただきたいと思います。

そういう意味で、今日はバディ・ホスピタルの件について確認をしておきたいと思います。国の施策においても、それから、県も就学資金の貸与制度ですとか、あるいは紀南の地域医療の研修センターですとか、いろいろやっていたいてありますが、やはり中長期的な施策であって、今現場が1人、2人欲しい、医師が欲しい、確保したい、こういう状況に対応する施策というのは、実は県としてはバディ・ホスピタルしかなかったというのが正直なところだと思います。

大いに期待をさせていただいたんですが、昨年度は伊賀市の上野総合市民病院に当直月1回ということだったと思いますし、名張の市立病院のほうには結果として送ることができなかった。当初の計画は3カ月単位で研修医と指導医を合わせて送り込むというプランだと思うんですけども、かけ離れているだけではなく、それが全然成り立っていない状況の中で、今年度も同じような施策が書かれて展開をされているわけですが、現状とその検証、そして、またこれをどう改めるべきなのか、その点について、考え方があれば確認をしておきたいと思います。

少し幅も対象の病院も広げながら、何とか送り込める医師を確保したいと

いう話も年度当初には聞かせていただきましたけれども、こういうことも含めて現状とその対応策についてお聞きしたいと思います。

それから、もうまとめて、2点目は、とはいうものの、負のスパイラルに入っている病院に対して医師を送り込む、逆に言えば医師に行っていて、若い医師も研修医も含めてなかなか厳しいのもよく承知をしています。そんな中で一つ着目をしているのは、県立の一志病院を中心に、また三重大学でもそうですけれども、家庭医の分野、ここは全国的にも注目をされて、そして、研修医も増えているように聞かせていただいていますし、また、たしか志摩病院にもこの4月から家庭医を1名派遣をというふうなお話、これは実際そうなったのかどうか私は確認をとっていませんけれども、そんなお話も昨年度は聞かせていただいていたと思います。

伊賀市、名張市に限らずですが、救急医療が厳しいところは当然内科医が一番厳しいということになります。内科医はのどから手が出るほど欲しいわけですけれども、大学のほうも特に第1内科を中心に派遣が厳しいという現状は変わっていません。そんな中で、どう対応をしていくかということを考えてときに、それにかわるもの、代替のものをどういうふうにあとして考えていくかということも、一つ考える必要があるのではないかなと思っています。バディばかりにこだわって、全く地域の病院は救われないと、こういう思いがいたします。

この家庭医療の分野も、今、非常に注目をされて研修医も増えてきているということですから、その研修のフィールドとして伊賀の病院も含んでいただくと、これから。当然まだ日の浅い分野ですから、ノウハウも十分蓄積をされてということもありますから、今日明日に伊賀、名張にということとはなかなか難しいのかもわかりませんが、しかしながら、そういう研修フィールドとして伊賀地域を指定していく、含んでいく。

そして、その中で研修医もそこで育てながら、その研修医がそこで育ったり、来ていただくことによって、家庭医の分野は幅広いですから、もちろん当直要員ということではなくて、そういう方が入っていただくことによって

今度は内科医の過重労働の負担の部分が軽減されると思います。そういう意味で労働環境も改善されますし、知事が言われる行きたい病院、行っていい病院、こういうこともつながっていくんだろうと思うんですね。

ただ、こういった家庭医の研修フィールドと単純に言っても、名張市や伊賀市、そういう市単位でやはりノウハウはありませんから簡単にできるものではないだろうと。逆に言えば、県でそういうことのイニシアチブをとって進めていただいてそして支援もしていただく。こういうことが必要ではないかなというふうに思うんですが、このあたりの可能性等についてお考えをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○健康福祉部長（真伏秀樹） まず、バディ・ホスピタルシステムでございますけれども、21年度から取組を始めておるわけでございますけれども、21年度につきましては5月から県立総合医療センターから上野の総合市民病院へ月1回の当直支援と、それと、10月からは山田赤十字病院から尾鷲総合病院のほうへ、こちらは常勤の内科医でございますけれども、1名の派遣が行われております。

それと、22年度もこの二つの病院から引き続き診療支援を行うわけでございますけれども、あわせまして新たに市立の四日市病院のほうから名張の市立病院のほうへ、これも月1回の当直支援でございますけれども、これも4月から行われておるという状況でございます。

医師不足が大変深刻でございますので、このバディ・ホスピタル・システムというのが医師不足を補う即効的な取組かなというふうに思っておりますけれども、御指摘のようにまだまだ充実したものではないというふうには思っておりますので、今後そうした支援をもう少し充実していきたいと思っておりますので、それぞれ各地域の拠点病院がございますので、そこへの働きかけもしっかり行っていきたいなというふうに思っております。

それと、もう一つ、家庭医のほうでございますけれども、総合的な診療能力を有します医師の育成、それと、地域への定着というのを促進していく必要があるだろうなというふうには私どもも認識をいたしております。それで、

特に伊賀地域におきましては、この1月に策定をいたしております地域医療再生計画におきましても、一つは安心な救急医療体制の整備というのをうたっておりますけれども、もう一つは在宅医療の充実などの支援をしていくという形のことをうたい込んでおりますので、そうした取組の中で総合的な診療能力を有する医師の育成でございますとか、地域の定着が促進されますように、市の取組についての支援もしっかりやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

○17番（北川裕之） 真伏さんはまだなれていただいている部署ではないですから、またゆっくり議論をさせていただきますが、バディ自体はもうそろそろ成果が出ないということできちんと評価をいただいたほうがいいのかなというふうに思います。それにかわる短期の医師派遣の策というものを早期に県として打ち出していきたい。

でないと、冒頭に申し上げたように大変危機的な状況で、上野総合病院が6人からこの4月に内科医が4人になって、またさらに3人になってしまう。もちろん開業もあり、引き揚げもあり、いろいろあります。この負のスパイラルを断ち切るためには、やはり少しでも医師を送り込むということはカンフル剤として必要になりますから、そういう意味で新しい施策というのをぜひ打ち出していきたい。

その一つとして、今申し上げた家庭医の分野というのはぜひやっていただきたい。これは大学の意向というのは非常に大きなものになるんだろうと思います。そこをやはり県として伊賀地域に誘導していただく、このことをぜひお願いさせていただいて、もちろん自助努力は必要ですから、両市もそういう面ではしっかりとサポートなりさせていただきますし、地域住民も頑張らせていただきますので、ぜひそういう道筋をつけていただきたいということをお願いさせていただくということで、質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三谷哲央） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

## 質 疑

○議長（三谷哲央） 日程第2、議案第86号から議案第107号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。11番 藤田宜三議員。

〔11番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○11番（藤田宜三） 新政みえの鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。ちょっと今日もまた声がおかしいのでお許しを願いたいと思います。

86号議案の第八次緊急雇用・経済対策について、特に雇用対策について質問をさせていただきます。

一昨年秋以来の大変厳しい経済状況の中で派遣切り、あるいは雇いどめ、期間工の再契約の停止など、多くの労働者が職を失うという事態がございました。その結果、三重県において有効求人倍率が平成21年6月には1.40という統計開始以来の最低の数字を記録いたしました。その状況に対応するために、県として第一次緊急雇用対策に始まり、現在第七次の対策まで長期間にわたり基金事業を含め170数億円を投入し、施策を実施してまいりました。

その施策の中で、21年度実施分の結果として、いただきました資料によりますと緊急雇用創出事業で3689人、ふるさと雇用再生特別基金事業で311人、合計4000人が、また、22年度基金事業の当初予算分では4月末現在で1447人、合計5447人の雇用が生み出されております。有効求人倍率も、本年4月には0.54とわずかではありますけれども上昇いたしました。しかしながら、この程度の上昇は労働市場においては大変厳しい状況が続いておるということになろうかと思えます。

そのような雇用経済状況の中で、昨年当議会において緊急雇用対策特別委員会が設置をされ、私も県下の雇用状況、あるいは雇用の実態、緊急雇用創出事業並びにふるさと雇用再生事業の実施状況、参考人の招致や現地調査を含め14回の委員会を開催し、調査検討をしてまいりました。その際、委員の

皆さんからいただきました多くの意見を反映し、3回にわたり当議会に報告をさせていただきました。その際、雇用創出基金事業について、新規学卒者就労支援の問題ほか4点を指摘させていただきました。その中の2点について質問をさせていただきたいと思いますので、お考えをお聞かせいただきたいなと思います。

まず第1は、雇用や就労といった労働政策は国が考えることだという考え方をぜひ払拭していただきたい。今後地域に密着した雇用就労政策に県として本格的に取り組み、地域に活力を取り戻すことが大変重要だと考えております。三重県は地域の持つ固有な資源、人材等を生かした経済対策と連携をしながら、独自の雇用創生の基本的な方針、戦略を持つべきだとの指摘をさせていただきました。

地域のことは地域で決めるという地域主権の考え方が叫ばれる中、このことの持つ意味の重要性はますます大きくなっていると考えます。そこで、今回の第八次緊急雇用対策の重点分野雇用創出事業の中で、介護、医療、農林などの分野の6分野とは別に、それぞれの地域の独自性を発揮するために、その地域の状況、特性を生かした分野設定が可能となっております。

三重県の場合、ものづくり産業振興分野と安全・安心の分野を取り上げ、設定をされておりますが、三重県での地域における雇用機会の確保を増やすために、取組について県のお考えをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

**○生活・文化部長（山口和夫）** まず地域の雇用政策といたしましては、三重県の実情に応じた課題及び施策を盛り込みました三重県雇用施策実施方針、これは三重労働局と三重県が協働で毎年度策定いたしまして、地域の雇用対策を円滑かつ効果的に実施できるように努めております。この実施方針の中でも、喫緊の課題として位置づけております雇用創出対策の一環といたしまして、先ほど御紹介がありました地域人材育成事業の中で、県独自の分野といたしまして県の基幹産業での人材育成を図るものづくり産業振興分野、そして、県民生活の幅広い分野での取組を包括する安全・安心分野を追加した

ところでございます。

このものづくり産業振興分野の中では、理工系大卒就業者を研究補助員として雇用いたしまして、中小企業等で不足する研究技術開発部門の人材育成を行います理工系大卒未就業者緊急雇用創出事業等に取り組んでおります。また、今回の補正予算におきましては、若年求職者への職業人としての研修などを行います産業人材育成事業を計画しております。また、安全・安心分野の取組といたしましては、防犯パトロール等の業務に従事しながら警備業務の資格取得に向けた研修を実施いたします地域の安全・安心確保活動従事者育成事業等も補正予算に計上しております。今後とも、市町との取組の支援促進も図りながら、労働局等の関係機関とも連携して、県と市町が一体となった雇用対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

〇11番（藤田宜三） ありがとうございます。

昨年度緊急雇用対策特別委員会の委員長をさせていただきまして、いろいろ県の皆さん方とお話をさせていただきました。やっぱり国との連携をもっと密にさせていただいて、三重県版の雇用政策、労働政策をぜひとも明確にさせていただきたい。そんな思いでいっぱいでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

2点目は雇用弱者と言われる障がい者、それから、在住外国人の雇用についてお話をお伺いしたいなと思います。

大変厳しい経済状況の中で、まず影響が出るのが派遣、請負の外国人労働者、あるいは障がい者であるというふうに結果が出ておりました。その中で労働者の雇用について、実情をお話しさせていただきますと、22年4月の数字ではございますが、求職者数が2151名、これは全体の求職者の5.2%に当たります。平成21年度の障がい者の解雇者数でございますが、45人でございます。これは19年以降大変高い数字でございます。

一方、21年の6月現在の民間企業の障がい者の実雇用率、これが三重県の

場合は1.5%でございます。全国平均が1.63%でございますので、全国平均より下回っておると、法定雇用率というのがございます。これが1.8%でございますので、大変大きく下回っているという現状がございます。逆に申し上げます、法定雇用率を達成している企業の割合も、一昨年が50.2%であったものが48.7%と達成している企業が減っておるという現状がございます。

一方、公的機関においても法定雇用率というのが、これは数字が若干高くて2.1%でございますけれども、市町の機関で2.03%、教育委員会においては1.7%と下回っております。民間企業の51.3%に当たる企業、そして、公的機関の9機関においては、法定雇用率が下回っておりますので、これに対する取組をお願い申し上げたいというふうに思います。

また、本年7月からは障がい者の雇用の促進等に関する法律が施行されて、障がい者雇用納付金制度の対象が、今まで対象外であった201人から300人の常用労働者数の企業が対象に入ります。同時に、短期間の労働者が障がい者雇用率の対象人数になってまいりますから、恐らくこれから先、障がい者の雇用というものに対して関心が高まるであろうし、高まっていたきたいというふうに思うのですけれども、このような状況の中で、緊急雇用・経済対策事業においてどのような対策が障がい者に対して取り組まれているのか、お話をお聞かせ願います。

それと、もう一つ申し上げました外国人の労働者につきましては、21年10月現在の総数が1万5195人でございます。これは全国で9番目に多い地域でございます。その求職者数も同時期に2658人、つまり17.4%が求職者、職がない状況でありました。21年3月の4098人をピークにしまして、本年の4月には1771人に減少はしておりますが、4月の鈴鹿の求職者、総合支援センターにおける外国人の相談件数は180件でございます。全体の相談件数の25%を占めており、就職率は1.8%、一般の方の5.1%の比べ大変厳しい状況でございます。これらの現状に対しての県の対策について、考えをお聞かせ願いたいと思います。障がい者と在住外国人の対策についてお答えをお願いいたします。

○生活・文化部長（山口和夫） まず、お尋ねの障がい者の雇用の状況でございますが、非常に厳しい状況が続いておりまして、これまでもいろいろな取組をしております。特に御指摘の基金の関係では、ふるさと雇用再生特別基金を活用しまして、例えば農業分野における障がい者地域人材育成事業などによりまして、農業分野での障がい者の就労支援を行うとともに、IT活用障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業によりまして障がい者の在宅就業を支援しているところでございます。また、緊急雇用創出事業では、障がい者雇用アドバイザーを増員いたしまして障がい者雇用のさらなる促進に取り組んでおります。

外国人労働者の関係では、これも非常に厳しい状況となっております、この原因といたしましては、これまで従事していた製造業への就労希望が多いということとか、日本語能力の不足とか、技術習得のための訓練を受ける機会が少なかったことなどを考えておりまして、このためふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、外国人離職者のための日本語習得や就業に関するノウハウを見つけることを目的とした就業のための日本語習得事業を実施しております。

また、津高等技術学校等におきましても、外国人等を対象とした職業訓練といたしまして、ポルトガル語等の通訳者を緊急雇用創出事業で雇用し、その訓練生の支援も行っているところでございます。今後とも関係機関と連携しながら、外国人の住民ニーズに応じたきめ細かな就労支援に努めていきたいと思っております。

○議長（三谷哲央） 藤田議員、簡潔に願います。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

○11番（藤田宜三） どうもありがとうございました。

特に市町の機関の9機関が障がい者の法定雇用率を下回っておるということ、ぜひとも指導をお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 36番 山本 勝議員。

[36番 山本 勝議員登壇・拍手]

○36番(山本 勝) 自民みらいの山本勝でございます。今日は朝から私で10人目でございます。大変お疲れと思えますけれども、しばらくよろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、議案第86号 平成22年度三重県一般会計補正予算(第1号)について御質問申し上げたいと思えますが、少々私も一般質問的な質問になりますので、どうぞ御容赦、御理解のほどよろしくお願いいたしたいと思えます。

まず、1点目は第八次緊急雇用・経済対策のねらいということでございますが、一昨年のアメリカの銀行リーマン・ブラザーズの破綻により、世界的な不況の中で日本の景気もこの1年大変な状況でございます。その間、国は数次にわたる景気対策で景気の落ち込みも何とか対処されてきましたが、本格的な回復にはまだまだのところがございます。

三重県におきましても、今日までの経過を振り返ってみますと、平成20年12月に県庁内に副知事をトップとする三重県緊急経済対策会議を、翌21年2月には知事をトップに産業界、金融機関、労働団体をメンバーに官民一体の三重県経済危機対策会議を設置し、平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針に基づき、緊急的、持続的な雇用機会の創出や中小企業等の経営安定化への支援、地域経済活性化への支援、また、生活資金の融資、就学、子育て支援等、雇用対策、経済対策、生活対策の3本柱により22年3月までに六次にわたり総額404億円余の緊急雇用・経済対策を実施してまいりました。

さらに、本年2月には、経済に加え雇用についても緊急的な対策と中長期的課題を検討するため、三重県経済危機対策会議を改組し、三重県雇用経済危機対策会議が発足いたしております。現在持続的な雇用機会の創出や資格取得の支援、未就業卒業者の早期就労への支援、子育て環境の整備など、切れ目のない対策を進めるため、平成22年度当初予算ベースに245億円余の第七次緊急雇用・経済対策が実施をされております。しかし、景気は着実に持ち直しているというものの、まだまだ中小企業を中心に県内の企業の景況感と

というのは引き続き厳しさがあるのではなかろうかなと、このように思います。

このため、今議会に第八次緊急雇用・経済対策として約12億円余が上程をされておりますが、まず今日までの緊急雇用・経済対策の成果についてお伺いをいたします。また、今議会に上程されました第八次緊急雇用・経済対策では、先ほど言いましたように厳しい雇用経済環境と考えますが、知事は切れ目なく緊急雇用・経済対策を実施していくと述べられておりますので、そのねらいは何なのか、この辺のところをひとつお伺いいたします。

**○政策部長（小林清人）** この1年間に、大体1年間ですけれども、七次にわたる緊急雇用・経済対策を行ってきました。ということは、7回にわたって議会の議決も得てきたところでありまして、本当に迅速な対応をしていただきましてありがたいと思っております。その結果、昨年度までに県と市町を合わせまして、これは基金と県単事業も含めますが、4010人の雇用を創出することができました。

また、セーフティネット資金の活用などによりまして、中小企業の経営安定化にもつなげてきたところでございまして、例えば倒産件数でございしますが、世界同時不況の前、平成19年を100としますと三重県は平成21年では97.2なんです。そして、全国は109.8になるという形でございまして、そういう意味では迅速な対応というものがある程度できたのではないかと考えております。

それから、また生産施設や研究開発施設の設備投資の支援など、ピンチをチャンスに変えるというような取組も進めてきたのではないかと考えております。この第八次の対策でございしますが、これはもう雇用に限っておりますが、やはり4月の有効求人倍率がまだまだ0.54という形の部分で、早く雇用の創出をしたいという形がございします。

それから、もう一つは、企業や関係団体の方々の御要望が出てきている分野もございします。そういうところの部分に対応していきたい。それから、地域人材事業と申しまして、人材を育成していった継続的な雇用につなげていくという事業がございします。これは今年度に限っております。したがって、

早くそういう事業については着手したいという形がございまして、これが第八次のねらいという形でございます。そのために介護、農林水産、ものづくり産業振興分野などでの雇用創出や知識、技術を身につける研修により本格雇用につなげる事業などを行い、合わせて620人の雇用を創出したいというふうに考えております。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

○36番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に前段の第六次、もしくは七次ぐらいまでの成果については簡単でしたのでわかりにくかったんですけども、恐らく当局のほうとしては一定の成果があって、ある面では、今、お話しされましたように、本格的な雇用にある意味ではつながっておる面があると、こんなような評価ではなかるうかなと、こういうふうに仄聞いたすわけでございます。

本当に今日までの対応については、確かに評価に、また成果につながっておるということで、私も理解をさせていただいておるわけでございますが、中身を見ますと本当に働きたいという人を雇用できておるかとか、離職をして非正規雇用になった、そういう方を本当に雇用しておるかといいますと、ハローワーク等を通じて満遍に採用していくという面では中身で少しフォローせなあかん面も多々あろうかなと思っております。

そういうような状況の中で、特に景気も確かに22年度の6月補正の12億の中にも着実に持ち直しておるということでございまして、そろそろ政策の転換というんですかね。先ほど前任者の質問に対して林理事のほうも中長期的に考えないかんという景気についてのお話もございましたように、緊急雇用・経済対策ということで今いろいろ名前が上がっていますが、緊急という名称というのはそろそろ改めるというんですか、変えていくべきではなかるうかなと、こういう感じがするわけでございます。

国も新成長戦略というような形の中でいろいろ検討をされてきておるようでございますし、三重県としてももう少し三重県版成長戦略というようなところにこの辺の緊急雇用・経済対策というところを少しつなげていくような

考え方というのが必要ではなかろうかなと思いますが、知事、意見がございましたらどうぞよろしくお願いたします。

○知事（野呂昭彦） 先般改組されました三重県雇用・経済危機対策会議ですね。この2回目の会合がございました。その中でも、山本議員がおっしゃったように、今の状況からいけば中長期的な課題、こういった課題を取り上げていくべきではないか、そんな御意見がございました。しかし、一方では、雇用に係る数字等はまだまだ厳しいわけでございます。

それから、その会議の中の指摘としても、高等学校を卒業しても未就職のままいく、いわゆる内定が決定しないという子どもたち、これが来年の3月のほうがより厳しくなるのではないかと、こんな御指摘もありました。そういう意味では、まだまだこういった緊急的な対応の仕方というのは、まだ当分続けてもいかなきゃならないのではないかなと、こう思っています。

先ほど部長がお答えしましたように、昨年企業の倒産件数、これは三重県が今回の経済危機に陥る前の状況よりも倒産件数が少なかったという意味で、非常に政策効果があったのではないかと、こういうふうに思います。やはり倒産をさせないということは、雇用を根底からしっかり守る一番大事なことで、こういうふうに思っています。

したがって、今後いろいろと現実、目の前にある課題に対しましてもしっかり対応をし、その効果を上げていくこと、あわせて、おっしゃるように中長期的な眺めも、しっかりその中に織り込みながらやっていくということが大事だと、こう思っております。そういう方向へ私らも十分留意しながら今後当たっていきたくと、こう思います。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

○36番（山本 勝） 知事どうもありがとうございました。

特に私は今までのやったことを全部やめよというような気持ちはございませんので、雇用とか緊急的なものについては引き続きやっていながら、考え方としては、中長期的に特に向けていくというのが、ある面では将来的には雇用の底上げにもなってきますので、そんなところでどうぞよろしくお願

いしたいと思えます。

それから、次に移ります。獣害につよい集落づくり促進緊急雇用創出事業ということでございますが、これまでの取組はいろいろやられておりますけれども、どのような効果を期待しているのか、ちょっとお伺いします。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 獣害につきましては、集落ぐるみでとる対策が非常に効果的だということで、21年度から県独自に取り組んでおります。今回補正予算でお願いいたしております獣害につよい集落づくり促進緊急雇用創出事業につきましても、獣害につよいモデル集落づくりをさらに加速化させるという目的をお願いをしております、今後は的確に集落づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

○36番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に今回の事業を見ておりますと、例えばえさが落ちておったらそれを除去するような人件費の予算も上がっておるわけでございますが、全体的に雇用創出という面ではいろいろ予算化をされていいと思うんですけども、根本的などころでもう少し計画を立てていかなければならないと思えます。

特に三重県獣害対策プロジェクトというのがございまして、その中には特に生息調査とか、適正な生息数とか、いろいろ調査等もやられておるようでございますので、そんなところを中心にしていながらこの雇用創出事業あたりのところに持っていかないと、何か今見えていますとお金がついてきたから即そのままそこへ使わなあかんというような感じがしてなりませんので、そんなところをこれから十分御留意をしてひとつよろしくをお願いをしたいと思えます。これで私は終息します。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

○49番（萩原量吉） 発言が重なって恐縮でありますけれども、御協力に感謝をいたします。

私は議案第103号 工事請負契約の変更について、中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区の浄化センターの建設とかかわって、建設工事の請負契約の変更についての疑問を呈したいと思うわけであります。これはこれまでの47億7750万の契約を資材の物価高騰なんかによって49億1961万4000円と1億4211万4000円もの増額変更をしようという議案なのであります。契約の相手はフジタ、日本土建、IKDのJVですね。何と契約は4年近く前の平成18年、2006年の10月だということであります。随分時間がかかっている工事であります。

物価高騰による増額変更というだけしか書いていないもので、私はいろいろ聞き取りをして、えっ、待って、この工事はと思ったんですが、これは本当に問題の工事というか、いわく因縁つきでした。地下水対策などに要した期間が非常に長くなったということと、それから、さらにこの工事の基礎ぐいのデータが改ざんされて不正な施工であるということが指摘をされて、その検査のために長期間、その間は290日とされておりますけれども、そんな長い間も延期をされてきたという工事ですね。

もちろん今回の増額変更の期間の中にはこれは算入されていない、これは当然のことでありますね。そして、このデータ改ざんによる不正施工について、この3社に6カ月の指名停止処分というのがなされた。そのことは知っております。しかしながら、どうも割り切れない。こんな増額をしてやる必要が何であるのかというのが、私は常識的に考えてどうも納得できないわけなんです。

知事、もしあなたのおうちを建てられるときに、大工さんに頼んで頼むよということで契約してやってもらっておった。そんなら土台の中心的なところで、データを変えてまでだまして基礎ぐいをどんどんと打っていた。おかしいやないかというようなことでもってしばらくは出入り禁止になっておったのか、検査をしてということになるんでしょうけれども、またその後ずっと工事をして、その間随分ほかの理由もあって時間もかかった。それなら物価が高騰してどんと上がってきたと言ったら、もう一遍代金を払ってなど言

われた。増額してと言われた。こんなの普通なら、そんなのあんたのところの大工さんでは困ると。もう建設会社を変えようとか、むしろそんなもの損害賠償さえ訴えたいぐらいやわとか、そんなのが世間の常識と違うんでしょうか。

もしこれが、今日はテレビに映っていませんけど、テレビに映って県民の皆さんが聞いたら、うん、それは当然やろうというふうに思われませんかやろうか。それがこういう変更、この変更では額は当然、私らは細かい点はようわかりませんが、法や規則や条例規則に基づいてきちっと計算されたものだと思うんですね。当然だと思うんです、これは。だから、これが違法であるとか、けしからん額が、そんなに多くない、こんな額やとか、そんな指摘をしているんじゃないけれども、どうもやっぱり納得できない。こういう不正を働いた工事の企業に本当に増額変更しなきゃならんのかどうかという点で、大変私は疑問が残るということなんです。

そのところを明確に答えてほしいんです。やっぱりそうせんならんのと。私が調べてみたら、前に私はここで県庁幹部の人の天下りの問題をとらえて、それで天下り企業の先が随分高値安定になっているんじゃないかというのを取り上げて一覧表をつくった。そんならフジタのこの工事、2006年10月47億7750万、これは幹部が天下っているということとのかかわりで落札率が94.4%というのが出ていますわ。

それから、日本土建も同じ工事をとっているんだけど、日本土建独自でというのがありますけれども、何と県土整備部長なんかも天下っているやないかというのがありますね。このときには3名県から行ってました。といったような問題などを含めて、たしか私は80社85人の天下りをやっているやんかというようなことで、これもそういうことが異常な高値安定になっておらへんのかというようなこともこの議場で厳しく追及してきました。

またその後、他府県を調べてみたら、県の幹部の天下りは法では今規制されていませんけれども、いわゆる関係の企業に行くのは国家公務員では規制されているけど、県の幹部の場合、地方公務員はまだ規制されていない。だ

けれども、他の都道府県を調べてみたら、何と47都道府県の中の32都道府県で規制をされているよ、条例、もしくは要綱などで、こういうのがあった。このこともここで指摘をして改善の要求もしました。

だから、そういうような点を含めて、私はやっぱり常識的にこういうのは何ていうんだろうなど。私は知事に聞いてほしい。こういうのが県庁文化というふうに言わへんのやろうかというふうに県民の方は言わへんやろうかな。こんなことが許されておったらあかんのと違うか。だから、私はその意味でこういう増額補正というのは、やっぱり向こうにちょっと申し入れて、あなたのところも遠慮せいやぐらいのことを言ってもいいのと違うという思いさえするんですが、ちょっと難しい問いかもしれませんが、明確に教えてください。

**○県土整備部長（北川貴志）** 契約変更の件も含めてですが、今回の工事みたいに契約中に不適切な問題が起きた場合どう処理するのかという方針なんですけれども、これは大きな工事も小さい工事も含めて、基本的にはまずその工事自体が建設業法とか、県の参加資格の基準ですね、指名停止基準。そういったものに触れる場合はその基準に照らしてその時点で処分する。

それと、もう1点が、その不適切な事案を是正させる、修正させる、これは基本的に起こした請負者の責任において費用も含めさせるというのは2点目。

それから、3点目が、当然残っている工事がありますので、その工事をその業者が執行できる、引き続き継続して執行できる能力があるかどうかというのを判定して、あるとなればそこにやらせる、その原則で対応しています。

〔法違反じゃないことはわかっていますので〕と呼ぶ者あり〕

**○県土整備部長（北川貴志）** 今回の増額の部分についてはスライドということで、20年から22年にかけて全県的にも68件ぐらいのそういう変更契約をしています。増額が多いんですが、中でも8件ぐらいは減額というのもっております。

それと、もう1点、ゼネコンは落札率が高いじゃないかという。

〔そのことは今聞かないので、知事、一言答えて〕と呼ぶ者あり〕

○知事（野呂昭彦） 今部長のほうからお答えをしておりますように、いろんな事業を県が進めていく場合にはいろんな諸規範、諸規程があるわけでございます。したがって、そういうルールの中でしっかり厳正に取り組んでいくということが大事でありますから、担当部のほうにはさらにしっかり督励をしておきたいと思えます。

それから、議案には関係ないんですけど、関係ないことをおっしゃったので私も申し上げますけれども、天下り等の問題とおっしゃいましたけれども、三重県はいわゆる口きき禁止のああいいう規範規程を設けて運用してまいりました。全国で三重県ほどその点ではしっかり効果を上げておるところはないのではないかなと、こう思います。

したがって、実はやめたOBが県に対していろいろ影響力を与えて、そのことによって個人、ないしは企業の利益に結びつくようなことがあってはいけないということを、もともとそう断ち切るためにああいいう運用をしておるので、ほかのしていない県が、やれ、天下りのどうのこうのということについては私は意味が違うと思えます。

なお、三重県におきましては、今後離職をするOBにつきましては、当分の間営業活動を県に対してやるということについては自粛を求めているということで、お願いをもう既にさせていただいたところでございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） 相変わらずの答えを言われて、口きき条例が口ききの規制をやっているから、ただ一つ、当分の間自粛をしてくださいというお願いをした。そんなやっぱりその姿勢が問題と違うんですか。かつての部長がOBとして行って、そんな一々営業活動なんか来ませんやないか。だけれども、問題は私が以前から指摘するようにこんなものは情報ですやん。だから、口ききどうこうにかかわらずに、お土産工事とも言われるようなものが幾つかあるかって私は事例まで挙げました。だから、そういう点が明確にならんと今の話は全く説得力がない。

他の都道府県はちゃんと条例規則で規制しているんですよ。2年間は行かんでおいてくださいと行って、行くなどはっきり期間が2年間と置いておるところ、3年間というところもありますよ。だから、そういうようなところがほとんどの県にあるのに、32都道府県、この時点で、かなり前だからもっと進んでいる。だから、そういう点でも三重県は遅れているよ。そんな中で、こういうようなことは私はやっぱり納得できない。しかも、結果として高値安定になっておるやないかということについても、全く否定されることもない。部長が答えたってこれはしょうがないね。

ただ、私は本当にそうやけど、知事、あなたのうちを建てるときという前提で言いましたけど、普通の常識的な県民の考えから言ったら、私はこんな非常識な支払いというか、物価高騰というのは、それは法や条例に基づいたらということはあるだろうけれども、県民の感情を受けとめてもらって、こんなのもう遠慮せいやとさえ言えるぐらいの問題ではないかなと私は率直に指摘をしておきたいと、そんなふうに思います。

何ともう一つ聞こうと思っておったら時間がないわけですが、一言だけ言っておきますけれども、こういう問題をはじめとして今度の第八次まで及ぶ緊急雇用・経済対策、これも実際に派遣切りされた人たちのところに、どこまで細かい手だてがされていくのかというあたりが十分見えない。安いし、6カ月だというようなことや、もう再びもう一遍雇用されるということができないといったようなことなどにかかわって、私は非常に今困っている人たちが、特に四日市なんかは随分多いです。

こういう問題一つとってみても、このような不当な派遣切りをなくすことが大事。ちゃんともう一度大企業はどっともうけているんだから雇用をなさいよと、それぐらいのことを申し入れるということが今本当に必要だと。そのことを私は知事をはじめ幹部に強く指摘しておきたいと思うんです。

たまたま昨日おとついは6月8日秋葉原事件が起こった2年目でしたっけ。だから、本当にだれでもよかったなどという、派遣切りの人が見境なしにというそんな事件が相次いでいるわけですね。だから、そういう点を考えても、

本当に貧困をなくしていくための原因は一体何なんだと。貧困の原因は何なんだと。そこにこの国の形として、この県のあり方として迫っていかならん問題があるんやないか。虐待の家庭の2割が生活保護家庭、虐待で事件があった家庭の4割は親が非正規の労働者だったという統計資料を私は見せてもらったこともありますけれども、そういう点を考えて、私は本当に大企業や財界の応援の政治じゃなしに、本当に弱い立場の人たちを守るというところにこそ県の視点を添えてもらいたいということを強く求めて、私の議案質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○9番（中川康洋） 長時間になっておりますので、短く質問をさせていただきます。議案質疑の場を与えていただき、大変ありがとうございました。

議案第86号、一般会計補正予算（第1号）につきまして、既にこの議案に関しましては質問が出ておりますので、少し重複するようなどころもあるかもしれませんが、極力重複しないような形で質問をさせていただきたいと思えます。

私は、雇用のミスマッチについて議案質疑をさせていただきます。今回、平成22年度6月補正予算の概要という資料にこのような非常にわかりやすい、政策部が作成していただいたかと思えますが、資料をおつけいただきました。この中に、県内の雇用情勢の説明をしていただいております表がございます。この中身を中心に質疑をさせていただきたいと思えますが、県内の有効求人倍率は平成22年4月段階で0.54倍と前月比を0.02上回っておりますが、依然低い水準を推移しているというふうに表記をいただいております。

そのような中、職種によっては求人が求職を上回っているものもござります。例えば、福祉職は1.57倍、また、保安職については2.34倍と大変高い求人数であります。既に御存じのとおり、この福祉職については、特に介護の分野において国の補正予算等で給与を3%アップするとか、一律1万5000円

程度上増しをするなど、様々な施策が、これは国の補正予算対応で既に実施をしていただいておりますけれども、求人数と求職数がミスマッチをしているという状況はこの数字から見ても変わっておりません。このようないわゆる雇用のミスマッチをどう解消していくのか、これが今後の県内の雇用情勢を回復させる意味において重要になってくる一つのファクターであるというふうに思います。

そこで伺いますが、県としては三重労働局、さらにはハローワーク等とも連携を図りながら、この雇用のミスマッチの解消に対してどのような政策誘導を図っていこうと考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

○生活・文化部長（山口和夫） 御指摘の職種別でのミスマッチでございますが、御紹介いただいた高くなっているところは福祉職、保安職でございますが、逆に事務職では0.18倍となっております、そういうミスマッチの解消が大きな課題ととらえております。

今回の補正予算におきましても、緊急雇用創出事業を活用いたしました働きながら資格を取る介護雇用プログラムや警備関係の業務研修を行います地域人材育成事業によりまして、求人が求職を上回っております職種への就労に向けた人材育成に取り組んでいるところでございます。また、介護関係業務に関する職業訓練を増加させるとともに、大型自動車1種免許などの取得に対して助成するアビリティアップ支援事業等によりまして求人、求職のミスマッチ解消に向かっていきたいと考えております。

なお、地域人材育成事業につきましては、雇用しながら研修を行いますので、今後の就労に役立つ知識や技能を身につけ、スキルアップを図ることが期待できますが、さらに効果的に取り組むためにも、緊急雇用創出事業におきます雇用期間が終了した失業者の方も利用できるような制度改善、そして、平成23年度でも事業実施ができますように、国に対しても要望を行っているところでございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

先ほどの質問の中にも、例えば労働、また雇用というのが国の政策であるというようなお話がありましたけれども、しかし、都道府県によって雇用の状況というのは違うと思うんですね。ゆえに、今後は既にある制度等も活用しながら、県としての政策誘導を図っていくことで、その実態に合わせた誘導を図っていくことが大事なのかなというふうに思います。

今回は緊急雇用対策でありますけれども、この緊急雇用対策がいつまでも続くわけではございません。そうすると、やっぱり県内独自の雇用対策、また、労働対策の必要性も出てくると思いますので、その辺のところの吟味をぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2点目に、この県内の雇用情勢と関連をする形で、議案質疑なので関連をすることはあえてお許しをいただきたいと思うんですが、新卒大学生の就職雇用について少し伺いたいというふうに思います。

昨年度の新卒大学生の就職状況は大変厳しいものがあったというふうに聞いておまして、一般紙等でも報道がされておりました。それゆえに次の年も新卒大学生としての就職活動を行うために、あえて卒業せずに留年をする学生もいたというふうに聞いております。これはすべてではないんですけども、いわゆる新卒大学生の就職希望先というのは、今でもやはり大企業志向が強い。それゆえに、この部分においてのミスマッチというのがあるのかなというふうに思います。

しかし、学生間で最も人気の高い企業、よく報道等がされますけれども、文科系100社と理系の100社、この合計200社の平成23年度に採用を予定している人数というのを調べさせていただきました。2万5000人と全国の新卒大学生から比べると非常に少ない数なんですね。そういった状況を考えると、この大企業志向というのを一つ見直していくといたら変ですけども、そこで政策誘導をかけていくことは大事なのかな、必要なのかなというふうに思います。

本県をはじめ地方には、例えば三重県なら三重県に本社を持ち、将来有望

な中小企業というのが多くあります。しかし、一義的にはそれら地方の中小企業への就職希望というのは、まだまだ少ない状況があるのではないかというふうに思っております。この雇用のミスマッチをどう解消していくのか。

県としては、各種商工団体とも連携を図りながらこの新卒大学生、特に本県出身でありながら現在東京を中心とした関東、また、大阪を中心とした関西に出ている学生の就活動向を、大企業志向からいわゆるこの三重県内にある中小企業に、地元の中小企業に就職希望を振り向けていくことができるか、これが非常に大事になってくるというふうに思いますが、県としてこの新卒大学生の就職希望のミスマッチ、さらには雇用のミスマッチに対してどのような政策をかけていこうとお考えなのか。あれば結構ですので、お答えを賜りたいというふうに思います。

○生活・文化部長（山口和夫） 御指摘の大学新規卒業者の状況でございますけれども、三重労働局の調査によりますと平成22年4月の県内における新規求人に対する充足率で見ますと、従業員数300人以上の企業が69.8%であるのに対して300人未満の企業では35.4%となっております。これは一般求人に関しての分析ではございますが、求職者は中小企業よりも大企業に就職を求める傾向が高いものと判断されます。

県では、こうした状況の中でミスマッチの解消に向けまして、合同就職面接会の開催やインターンシップの推進によりまして、県内の中小企業を知っていただく機会の拡大に取り組んできたところでございます。平成21年度は面接会を7回開催いたしまして、多様な業種から延べ380社の参加をいただき、約8割に当たる302社が従業員300人未満の中小企業で、来場者は1829人となっております。

また、農水商工部におきましても、高い技術や理念を持ち、魅力的な経営を行っている中小企業や経営者の魅力を認識してもらう地域魅力発信バスツアーを実施してところでございます。今年度も合同就職面接会の開催ですとかインターンシップの推進、地域魅力発信バスツアー等、これまでの取組に加えまして新規事業の大学生等就職マッチング支援事業、これによりま

して緊急的な対策としての就職面接会を拡充開催いたしますとともに、インターンシップ受け入れ企業の確保拡大を図りまして、県内中小企業への就労支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

この就職希望に関して無理強いをすることはできないというふうに思うんですけれども、しかし、魅力をPRする、さらには政策誘導をかけていくということは、これは行政のやるべき仕事の一つとして大事なことなのかなというふうに思います。どうしても県内の高校生は進学をする中で、まだ県内の大学数というのは限られた状況があって、東京や大阪に出るパターンが多いと。そのまま残ってしまう方もおられます。

私はそれが悪いと言っているわけではないんですけれども、そういったところに対していかに県内企業の魅力、また、県内そのものの魅力をPRしながら、政策誘導をかけながら、この地元の有能な中小企業に御就職いただくかということが大事だというふうに思いますので、そのことも、今回は緊急雇用対策であります、長期的な雇用対策としてこの雇用のミスマッチの解消を図っていただくことをお願い申し上げ、議案の質疑とさせていただきます。時間が余りましたが、終わります。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で議案第86号から議案第107号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第86号から議案第107号までは、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の

常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表
-------

政策総務常任委員会

議案番号	件名
90	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
91	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
92	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
105	財産の処分について

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件名
106	広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて
107	調停案の受諾について

県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
89	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
97	三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
103	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
98	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
99	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
100	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
104	財産の取得について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
86	平成22年度三重県一般会計補正予算（第1号）
87	平成22年度三重県一般会計補正予算（第2号）
88	平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
93	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
94	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
95	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
96	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
101	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
102	三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例案

○議長（三谷哲央） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明11日から13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明11日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

6月14日は、定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時42分散会